

平成 21 年度

包括外部監査報告書
及び報告書に添えて提出する意見

農業振興に関する事務の執行について

平成 22 年 3 月

福島県包括外部監査人
公認会計士 上石三好

《目次》

第1部	外部監査の概要	1
第2部	外部監査の結果	4
	農業を取り巻く環境	4
1	日本の産業としての農業	4
2	食料の安定供給と農産物価格	5
3	世界の食料事情の変化	6
4	日本の米政策	6
5	食料自給率	7
6	農産物と食品産業	10
7	消費者の嗜好変化	11
8	米の消費拡大	11
9	消費者の協力	12
10	農家等の分類	13
	福島県の農業及び政策	15
1	福島県の農業の現況	15
2	農業及び農村振興の基本方針及び「うつくしま農業 ・農村振興プラン21」の主要指標の現況値	16
3	福島県の農業予算関係	20
4	能郷振興のための農林水産部の組織及び事業	21
	【1】有機栽培、特別栽培、エコファーマーについて	24
	【2】農業制度金融について	28
	【3】農産物の安全について	33
	【4】農産物流通について	36
	【5】水田の生産調整について	38
	【6】農産物加工施設、農産物直売施設について	43
	農業総合センターについて	45
1	農業総合センターの組織	45
2	農業総合センターの歳入及び歳出	45
3	研究成果と普及状況	47
4	重要物品及び一般備品の現物確認の結果について	50
5	物品の管理について	51
6	農業総合センター本部について	53
7	畜産研究所について	54
8	会津研究所について	59
9	その他	60

農林事務所について	61
1 農林事務所の所在地と組織	61
2 農業振興普及部の概要	63
3 農業振興普及部の活動	66
各地の農林事務所農業振興普及部について	80
1 農林事務所の実証圏について	80
県北農林事務所	81
県中農林事務所	85
県南農林事務所	88
会津農林事務所	91
相双農林事務所	98
2 農林事務所ごとの農業関係資料比較	101
3 農林事務所ごとの農業関係資料	109

第1部 外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査人の監査

2 選定した特定の事件

(1) 監査のテーマ

農業振興に関する事務の執行について

(2) 監査の範囲

平成20年度に執行したもの

ただし、関連して必要があると認めたものについては、平成20年度以外についても言及している。

(3) 監査対象機関

農業振興の監査のため、農林水産部の次に掲げる本庁の課（室）及び出先機関を対象としている。ただし、農業経済課は金融共済室を除き監査していない。

（農業支援総室）

農業振興課

研究開発室

農業担い手課

循環型農業課

農業経済課

金融共済室

（生産流通総室）

農産物安全課

農産物流通課

水田畑作課

園芸課

畜産課

農業総合センター（各研究所及び分場を含む。）

各農林事務所農業振興普及部（各農業普及所を含む。）

3 特定事件の選定理由

最近の農業を取り巻く環境は、国際的な原油価格の高騰による穀物を燃料とするバイオエタノールや、中国などの新興国の需要増により、輸入穀物価格は高騰している。

一方、国内においては消費者の米離れから米価は下がり続け、農家の高齢化、耕作放棄地の増加が話題となっている。

県の平成20年度当初予算によると、690億円余（林業、水産業も含む）

の予算をかけ、農業振興に努力しているところである。

そのために、農業振興策を監査のテーマとし、上記に掲げた農林水産部の本庁課（室）及び出先機関を監査対象とした。

4 外部監査の実施期間

平成 21 年 5 月から平成 22 年 3 月まで

5 包括外部監査人及び補助者の氏名及び資格

(1) 包括外部監査人

上 石 三 好（公認会計士）

(2) 補助者

橋 本 寿（公認会計士）

渡 辺 和 栄（公認会計士）

齋 藤 匡 弘（会計士補）

半 沢 裕 子

遠 藤 美 枝

6 監査の方法

(1) 監査の視点

農業振興に係る行政が経済的・効率的に執行されているか。

事業計画は適切に策定され実行されているか。

各種事業は効率的・効果的に行われているか。

(2) 監査手続

下記日程により、実際に農林水産部及び所管する出先機関等に出先、関係書類及び物品等を確認して監査を行った。

監査後、追加で確認する必要があったものについては、農林水産部や県の関係部署とやりとりを行い、報告及び意見書を作成した。

監査対象機関		監査実施日
出先	福島県農業総合センター	8/3(月)
	福島県農業総合センター 果樹研究所 同 畜産研究所	8/4(火)
	福島県農業総合センター 会津地域研究所 同 浜地域研究所	8/10(月)
	福島県農業総合センター	9/8(火)
	福島県農業総合センター 畜産研究所	9/9(水)
	福島県農業総合センター 畜産研究所 養鶏分場 同 沼尻分場	9/10(木)

	福島県農業総合センター 果樹研究所	9/11(金)
	県中農林事務所	10/9(金)
	相双農林事務所	10/13(火)
	県南農林事務所	10/14(水)
	会津農林事務所	10/15(木)
	県北農林事務所	10/16(金)
本庁	農業振興課 研究開発室	11/17(火)
	農業担い手課	
	循環型農業課	
	農業振興課	11/18(水)
	農業経済課 金融共済室	
	農産物流通課	11/19(木)
	園芸課	
	畜産課	
	水田畑作課	11/20(金)
	農産物安全課	

上記の他に、事前ヒアリングを6~7月に実施。

7 外部監査の結果

農業振興に係る財務に関する事務の執行について監査を実施した結果、一部指摘事項はあるが関係法令等に基づきおおむね適正に執行されていると認められた。

8 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、私は地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

9 金額等の表示

報告及び意見書中の表等の合計は、端数処理の関係で合計欄の値と内訳の合計値が一致しない場合がある。

第2部 外部監査の結果

農業を取り巻く環境

日本の農業は工業に比較して生産性が低く、また、貿易自由化等の影響から農産物の価格は下がり続け、農家の数は減少し耕作放棄地の発生や農家の高齢化が問題となっている。昨今の原油価格高騰などを背景とした穀物を燃料にするバイオエタノールの需要増や、中国などの新興国における食料の需要増により、国は食料の安定供給に不安を感じ、食料自給率の向上を図っている。

いつでも食料を安く輸入できる状態から食料品の高騰や輸入できない状態へと変化しつつあり、日本の農業を取り巻く環境も変化している。

日本の農業について、平成21年度版「食料・農業・農村白書」(以下、「白書」とする。)から次の点について確認しておきたい。

- 1 日本の産業としての農業
- 2 食料の安定供給と農産物価格
- 3 世界の食料事情の変化
- 4 日本の米政策
- 5 食料自給率
- 6 農産物と食品産業
- 7 消費者の嗜好変化
- 8 米の消費拡大
- 9 消費者の協力
- 10 農家等の分類

1 日本の産業としての農業

日本は工業化社会が進展した結果、工業生産においては世界でも効率的な経営をしているが、農業生産においては遅れをとっている。効率的な経営をすれば労働者1人当たりが生む付加価値も高まり、高い報酬を生むことができる。効率的な経営ができないと、付加価値も低くなり、報酬も低くなる。日本の農業は所得水準が低いままであることから、採算の合わない農地を耕作しない耕作放棄地の発生・拡大や、後継者不足による農家の高齢化が進展している。

工業立国を目指す日本にとって、農業は産業と見ることなくきたと言える。白書の「我が国の農業の諸外国との比較」によれば次のとおりである。

我が国は人口が多い割に国土が狭く、かつ、森林の占める割合が高いため、国民 1 人あたりの農地面積は欧米諸国や豪州に比べ非常に小さくなっている。また、我が国は夏季に高温・湿潤となるアジアモンスーン気候に属し、水稲作に適している一方、水はけの良い土壌を好む麦、大豆等の生産は、欧米に比べ、技術的に困難な条件下にある。

各国の農地面積等の比較(2005年)

	日本	米国	EU(25)	EU(25)			豪州
				ドイツ	フランス	英国	
国土面積(万ha)	3,779	96,320	39,819	3,571	5,515	2,436	77,412
農地面積(万ha)	469	17,718	10,988	1,210	1,964	578	4,974
国土面積に占める割合	12.4%	18.4%	27.6%	33.9%	35.6%	23.7%	6.4%
人口(百万人)	127.8	296.4	460.7	82.5	61.0	60.2	20.4
人口1人あたり農地面積(a)	3.7	59.8	23.9	14.7	32.2	9.6	243.8

資料:国連食糧農業機関(FAO)「FAOSTAT」、国連「Demographic Yearbook 2005」

注:農地面積は、耕地及び永年作物地の計であり、放牧・栽草地を含まない

生産費比較論からすれば、日本は米の生産に集中し、麦・大豆は輸入したほうが有利になる。また、食料安全保障上は、麦は同じ炭水化物の米に代替できるが、たんぱく質の大豆は代替できないので、大豆の生産はある程度維持する必要がある。

日本は耕地が狭く、さらに水田が多くを占めるということもあって、水位の維持を考えると広い水田を作ることが困難であり、農機具による農作業も効率性に限度があることから、日本の農業は産業として単純に諸外国と比較することは困難である。

2 食料の安定供給と農産物価格

「食料・農業・農村基本法」によると、「食料は人間の生命の維持に欠くことができないものであり、かつ、健康で充実した生活の基礎として重要なものである。国の重点施策は食料の安定供給の確保である。そのために、国内の農業生産の増大を図ることを基本とし、これと輸入及び備蓄等を適切に組み合わせるべき旨が第1条で規定されている。

食料の安定供給の確保のためには、常に食料の需要を上回る供給をしなければならぬ。

特に米については、生産調整をしているが完全実施されないことや、さらには米の消費減による供給過剰の状況の中、消費者重視・市場重視の考え方に立った米政策が推進されており、米価は長期的に低下が続いている。

3 世界の食料事情の変化

白書によれば、世界の食料事情は次のとおりである。

「2008（平成20）年は、原油や穀物、大豆の国際価格が史上最高水準に急騰し、ガソリンをはじめとする石油関連製品や食料品価格の上昇といった形で国民生活に様々な影響を及ぼしました。また、燃料や飼料、肥料といった生産資材価格も上昇し、施設園芸や畜産等の経営に深刻な影響を与えています。

世界の食料需給は、世界人口の増加や所得の向上に伴う畜産物の需要増加といった基礎的要因に加え、最近では、農産物のバイオ燃料需要の増加、中国等の急激な経済発展、異常気象の頻発等の要因に大きな影響を受けるようになっており、食料の需給をめぐる国際情勢にかつてない変化が起こっています。

このような中、米等の輸出規制を導入した輸出国がみられたほか、食料を輸入する発展途上国等では食料をめぐる抗議行動や暴動が発生しました。農林水産省（農林水産政策研究所）や国際機関が行った食料需給の中長期展望では、いずれも穀物、大豆等の価格は今後、高水準で推移するものと見込まれています。」

以上のように、今までは、食料は世界中どこからでも安く輸入できる状態と考えられていたが、今後は輸入できない状態や輸入できても価格が高い状態が想定される。

4 日本の米政策

平成20年度までは、食生活の変化に伴う継続的な消費量の減少等の環境変化に対応して、平成22年度までに米作りの本来あるべき姿の実現を目指し、消費者重視・市場重視の考え方に立った需要に即応した米作りが推進されている。

つまり、需要に見合った米の生産をするために、米の生産調整をして米の生産を減らそうとしていた。

米の生産調整をしている農家に対しては、次のような補助金等が支給されている。

産地確立交付金
地域水田農業活性化緊急対策事業

水田・畑作経営所得安定対策実施要領によれば、国も大規模農家を支援して米の生産性の向上を図っている。大規模農家とは、耕作面積の観点から認定農業者については北海道にあっては10ha以上、都府県にあっては4ha以上、集落営農組織については20ha以上である。

平成21年度からは、水田フル活用を標榜し、主食用の米の需要量に見合った作付けを行うとともに、自給率の低い麦・大豆・飼料用作物等の生産を推

進し、これらの生産に適さない地域では新規需要米（米粉用米、飼料用米等）や稲発酵粗飼料（WCS）等の生産が促進されている。

また、平成 22 年度からは民主党政権が誕生したことにより、農家戸別所得補償制度が誕生しようとしている。

平成 20 年産の福島県平均の米（水稲）、小麦、大豆の 10a あたりの収穫量、粗収益は次のとおりである。

	米（水稲）	小麦	大豆
10a あたり収穫量	539 kg	205 kg	147 kg
10a あたり粗収益	126,258 円	7,175 円	15,876 円

データの出典元も含めて詳細は「福島県の農業及び政策」39 頁参照。

5 食料自給率

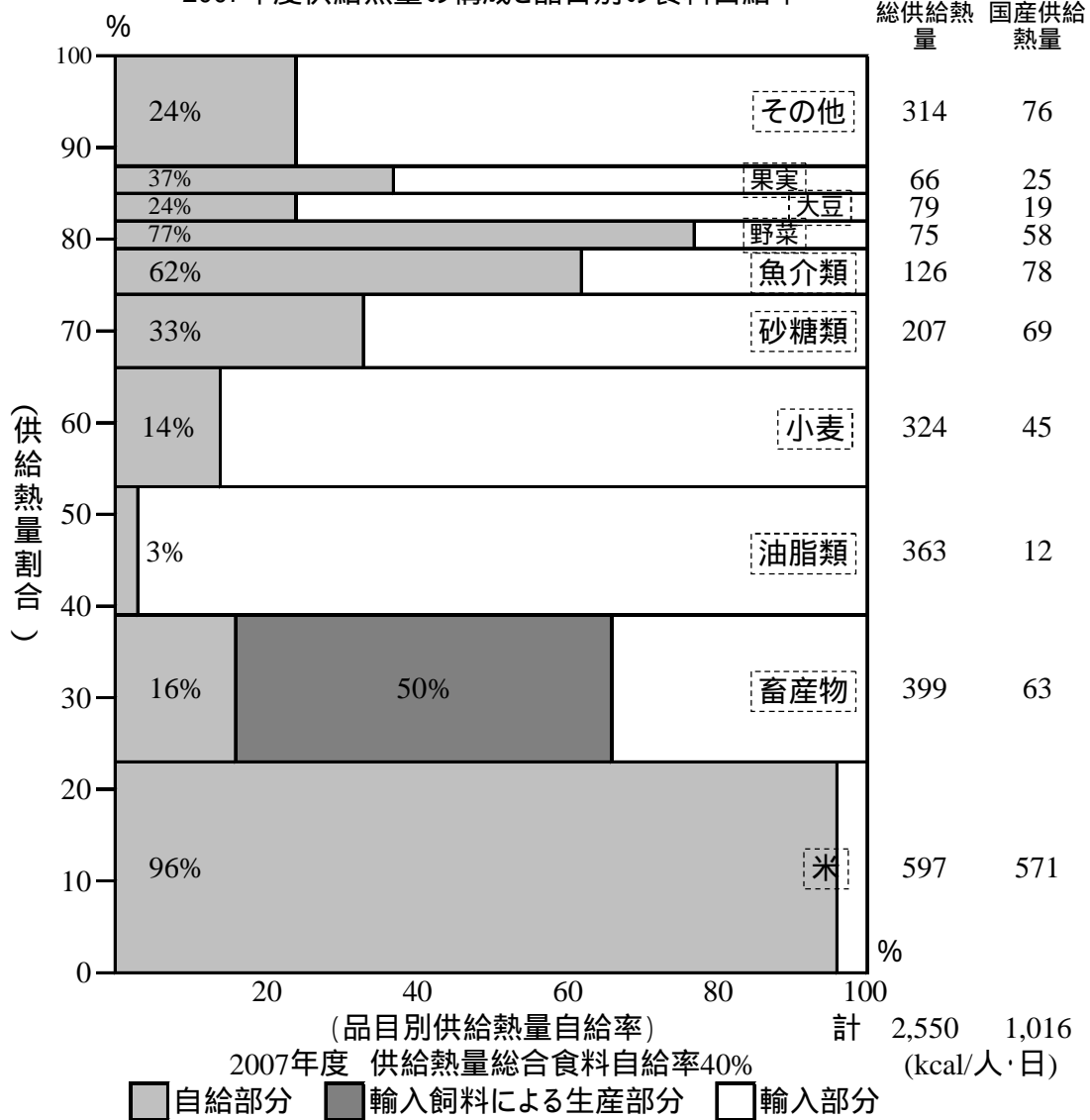
白書によれば、食料自給率について次のように述べられている。

「供給熱量ベース（カロリーベース）の総合食料自給率が長期的に低下してきた原因は、主に食生活の変化にある。国内で自給可能な米の消費が減少する一方、国内生産では供給困難な飼料穀物が必要な畜産物や油糧原料を使用する油脂類の消費が増加している。1965（昭和 40）年度から 2007 年度までの間に、供給熱量全体に占める米の割合は 44% から 23% に、主食用穀物の供給熱量に占める米の割合も 77% から 65% に、それぞれ減少している。

また、食の外部化が進展する中、外食、中食や食品加工業等の実需者における加工や業務用需要の高まりに国内生産が十分に対応しきれていないことも、食料自給率が低下してきた要因としてあげられる。」

カロリーベース食料自給率の一覧表は次のとおりである。

2007年度供給熱量の構成と品目別の食料自給率



カロリーベースの総供給熱量は 2,551kcal であるが、表の合計は四捨五入差で 2,550kcal となっている。

日本の平成 19 年度のカロリーベースの食料自給率が 40% と諸外国と比較して低いことが問題となっている。日本以外の諸外国は小麦が主食であり、日本は米が主食であるにもかかわらず、小麦や油脂類の消費が増え、その大部分は輸入に頼っている。食生活の変化に伴い、輸入穀物に依存して食料自給率を下げていることになる。

平成 20 年産の農林水産統計によると、米の国内生産量は 8,815 千トンのうちコシヒカリが 3,211 千トンを占めている。一方、小麦の生産量は 881.2 千トンで米の生産量の 1 割程度である。小麦の生産量の大部分は北海道で 541.5 千トンと全国生産量のうち 6 割強を占めている。北海道は梅雨がなく小麦の生産に適しており、10a あたりの収量も全国平均が 422 kg であるのに対して北海道は 468 kg である。なお、福島県は 205 kg と全国平均の半分以下である。

農林水産省の「麦の需給に関する見通し」(平成 21 年 3 月)によると、「近

年の外国産小麦（食糧用）の輸入量は、500 万トン程度で推移し、平成 20 年度の輸入量は 4,863 千トンとされている。

工業化社会で成功した日本は世界中からおいしいものを輸入して生活しているが、カロリーベースの食料自給率は、言葉を変えれば日本の豊かさを示す贅沢指数と言える。

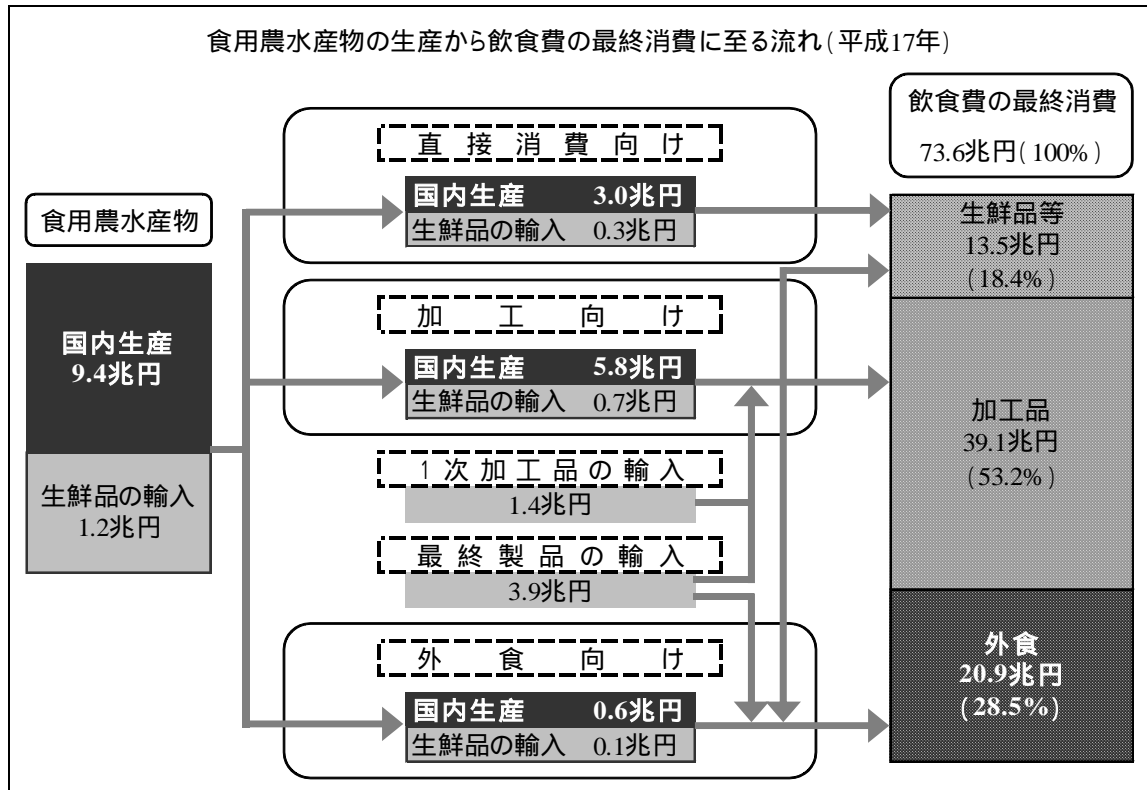
国は、カロリーベースの食料自給率の低さを食料安全保障上の問題と考えているようであり、その率を当面は 45%、将来的には 50%に引き上げることを目標としているようであるが、カロリーベースの食料自給率が 50%では、緊急時には日本人が生活を維持できないと思われる。

私は、食料安全保障上の観点でとらえるならば、日本においては米は小麦よりも生産性が高く、かつ既に水田も整備されているので、米を中心に日本人のカロリーを維持することを目指し、米と同じ炭水化物の小麦は輸入で対応し、たんぱく質の大豆は作付けを推進するべきであると考えます。よって、日本人のカロリーを維持するための水田の面積は水田として維持し、需要に見合った米を生産する水田以外の水田は、いつでも食用米を生産できる状態を維持すべきである。

すなわち、食料の安全保障上、緊急時に日本人が 1 日に必要とするカロリーを計算し、そのうえで栄養素を加味した生産額ベースの食料自給率の目標を 100%にすべきと思われる。

6 農産物と食品産業

農産物は、そのまま消費者に届くわけではなく、素材のまま、または、加工されて流通過程を経たうえで消費される。白書による農産物と飲食費の最終消費の関係図は次のとおりである。



資料：総務省他9府省庁「平成17年産業連関表」を基に農林水産省で試算

注1：食用農水産物には、特用林産物（きのこ等）を含む。精穀（精米、精麦等）と畜（各種肉類）冷凍魚介類は、食品製造業を経由する加工品であるが、最終消費においては「生鮮品等」に含めている。

注2：旅館・ホテル、病院等での食事は、「外食」ではなく、使用された食材費をそれぞれ「生鮮品等」及び「加工品」に計上している。

カロリーベースの食料自給率は40%とされているが、食用農水産物10.6兆円のうち、生鮮品の輸入は1.2兆円で全体の11.3%である。いかに生鮮輸入品の価格が安いかを示しているものと思われる。また、飲食費の最終消費高が73.6兆円となっているが、食料の加工、流通等がいかに付加価値を上げているかがわかる。

企業の農業参入が話題になっているが、食料品を取り扱う企業であるならば、「食の安全・安心」の観点からの企業のイメージアップ、廃棄（食べ残し、売れ残り等）された食料品を利用した有機肥料の生産などにより、企業全体として採算が合う可能性が高いと思われる。

一方で、それ以外の企業の農業参入においては、農産物の付加価値を上げ、生産コストを削減し、採算がとれるためには、機械製造業者が栽培プラント

を設置して施設野菜の生産に取り組んだり、建設業者が大型建設機械と操作技術を活かして遊休農地を再整備してソバや露地野菜など土地利用型作物の生産に取り組むなど、企業の本来の強みを活かす努力や食品産業と連携して販路を確保する努力などが必要と思われる。

7 消費者の嗜好変化

一般的に、人間は、豊かになると肉などのたんぱく質の消費が増えるようになり、その結果、米などの炭水化物の消費量は減ると言われている。日本の米の消費量の減少傾向についても同様な説明がなされている。

しかしながら、日本の食生活の変化は米から肉ばかりでなく、米から小麦への消費の変化もある。

学校給食は長らくパンが中心であった。この主たる要因は、調理及び後片付けの簡便さにあると思われる。このことに象徴されるように、現代の日本人は、調理や後片付けの簡便さを非常に重要視している。

米は、ご飯を炊いて食べるまでに時間がかかる。また、ご飯にはおかずと味噌汁がなければならぬという風潮があると思われるが、国民の嗜好変化に対応した新しく簡便な食べ方を提唱していく必要があると思われる。

現在では、学校給食でもご飯が中心になってきており、米飯給食の全国平均回数は週3回に達している状況であるが、白書においても学校給食は食育、地産地消を推進する上で重要な役割があるとされ、「米飯給食は、伝統的な食生活の基となる米飯に関する望ましい食習慣を子どもに身につけさせることや、日本文化としての稲作について理解を深める教育的意義を有している。」とされている。しかし、これには現在の日本人の嗜好の変化にも考慮した取り組みが必要ではないかと思われる。

8 米の消費拡大

福島県内では、県が独自に開発した米ではなく、他県で開発された米が主に生産されている。消費拡大を図ることを前提に食味の良い物(おいしい物)が作付けされてきたと思われる。

東北、新潟、北陸は米どころと言われ、おいしい米の生産地となっている。しかし、それ以外の地域でも米は生産され消費されていることを考えると、おいしい米でなくても日本人の口に合うと考える必要がある。昔のように米を主食として少しのおかずと漬物、味噌汁を箸で食べる時代から、ご飯も食材の一つと考えられる時代になったのではないかと思われる。

さらに米は大部分が卸売業者(米穀商)を通じて販売されるが、米は収穫時から時の経過とともに食味が変化するので、米穀商は種々の米を組み合わせることで年間を通して食味の安定したブレンド米を製造販売している。

J Aグループ福島が、食味が良く低価格志向という最近の需要にあった米の独自品種の開発を県に拠出金を出してまで支援するとの報道があったが、

正に時代に合った考えであると思われる。

おいしい米を作っていると自負している者は、ご飯は炊いてそのまま食べてもらいたいと思うだろうが、ご飯も食材の一つと考えられるような時代になったことを前提に米の消費拡大を図る必要があると思われる。

パンは大手の製パン業者もあるが、地域では地元の製パン業者がしのぎを削っておいしいパンの製造に励んでいる。ラーメンに至っては、麺の打ち方や切り方、スープの作り方、具ののせ方を工夫しつつ客の獲得に奔走している。

米も、炊き込みご飯やおにぎりなどの工夫した食べ方が国内にはあるが、韓国などは具をのせたご飯やスープに入れたご飯をスプーンで食べる習慣がある。中国などは炒飯やお粥にしてレンゲで食べる習慣もある。

米の消費拡大を図るうえで、日本人の嗜好に合ったご飯の食べ方はまだまだ工夫の余地があると考えられる。

9 消費者の協力

白書によると、食育の推進状況として「『食事バランスガイド』を活用した『日本型食生活』は、栄養バランスに優れているだけでなく、我が国の気候風土に適した米を中心に、国内で生産される農林水産物が多彩に盛り込まれている。また、『日本型食生活』の実践の促進は、ひいては脂質の過剰な摂取の抑制や米の消費の拡大を通して、食料自給率の向上につながることを期待されている。」とされている。

さらに白書は消費者教育については、「食育の推進にあたっては『教育ファーム』を通じて、国民1人1人が食の大切さを実感し、食に関する感謝の念と理解を深めていくことが重要である。市町村、学校、農林漁業者等が主体となって『教育ファーム』の取組を行っている市町村は69%であるが、その取組の効果を高めるためには関係者間の連携が重要である。」とし、「教育ファーム」は食育推進の重要な手法としている。

食料問題は、生産者も大事であるが、消費者の協力なくしては解決しないものである。

また、農業の振興は国や本県における地域産業活性化の大きな柱でもあることから、今後さらに消費者に国産農産物の安全性を知ってもらい、国産農産物の消費拡大や農産物の備蓄などに協力してもらう必要がある。

10 農家等の分類

(1) 農家の分類

農家等は、農業への従事日数や農家の年齢、農業への専従割合等により次のように分類される。

農家等分類関係(1990～2005年センサスの定義)

用語	定義
農家	経営耕地面積が10a以上の農業を営む世帯または農産物販売金額が年間15万円以上ある世帯
販売農家	経営耕地面積30a以上または農産物販売金額が年間50万円以上の農家
主業農家	農業所得が主(農家所得の50%以上が農業所得)で、1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の者がいる農家
準主業農家	農外所得が主(農家所得の50%未満が農業所得)で、1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の者がいる農家
副業的農家	1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の者がいない農家(主業農家及び準主業農家以外の農家)
専業農家	世帯員の中に兼業従事者が1人もいない農家
第1種兼業農家	世帯員の中に兼業従事者が1人以上おり、かつ農業所得の方が兼業所得よりも多い農家
第2種兼業農家	世帯員の中に兼業従事者が1人以上おり、かつ兼業所得の方が農業所得よりも多い農家
自給的農家	経営耕地面積が30a未満かつ農産物販売金額が年間50万円未満の農家
農家以外の農業事業体	経営耕地面積が10a以上または農産物販売金額が年間15万円以上の農業を営む世帯(農家)以外の事業体
農業サービス事業体	委託を受けて農作業を行う事業所(農業事業体を除き、専ら苗の生産及び販売を行う事業所を含む)

なお、10aは1反歩といわれ、1,000 m²である。農業関係では、面積の単位を10aとすることが多い。

平成18年度の福島県の上記分類別農家数は下記のとおりである。

	戸数	割合	戸数	割合
販売農家数	80,597 戸	100.0%	80,597 戸	100.0%
主業農家数	14,287 戸	17.7%		
準主業農家数	24,761 戸	30.7%		
副業的農家数	41,549 戸	51.6%		
専業農家数			11,079 戸	13.7%
第1種兼業農家数			12,133 戸	15.1%
第2種兼業農家数			57,385 戸	71.2%

主業農家は年間の農業従事日数60日を基準とするものである。主業農家数は「農業・農村の動向等に関する年次報告」による。専業農家は農業への従事形態を示すものである。専業農家等は後述「福島県の農業の現況」を参照。

(2) 農家の所得等の説明

農家経済関係

用語	解説
総所得	農業所得 + 農業生産関連事業所得 + 農外所得 + 年金等の収入
農業所得	農業粗収益(農業経営によって得られた総収益額) - 農業経営費(農業経営に要した一切の経費)
農業生産関連事業所得	農業生産関連事業収入(農業経営関係者が経営する農産加工、農家民宿、農家レストラン、観光農園等の農業に関連する事業の収入) - 農業生産関連事業支出(同事業に要した雇用労賃、物財費等の支出)
農外所得	農外収入(農業経営関係者の自営兼業収入、給料・俸給) - 農外支出(農業経営関係者の自営兼業支出、通勤定期代等)

福島県の「農業・農村の動向等に関する年次報告」によると、福島県の農業経済環境は次のとおりである。

農家所得(「農業・農村の動向に関する年次報告」より) (単位:千円、%)

		平成11年	平成18年(A)	平成19年(B)	(B/A)(%)
販売農家1戸あたり平均	農業所得	1,081	1,317	1,279	97.1%
	農外所得	5,245	1,541	1,511	98.1%
	年金・被贈等	1,998	1,382	1,523	110.2%
	農家総所得	8,324	4,259	4,343	102.0%
	農業依存度(%)	17.1%	45.8%	45.4%	-
65歳未満の農業専従者がいる主業農家	農業所得	4,767	4,139	3,961	95.7%
	農外所得	1,091	678	840	123.9%
	年金・被贈等	1,609	1,030	1,013	98.3%
	農家総所得	7,557	5,921	5,809	98.1%
	農業依存度(%)	81.4%	84.6%	82.6%	-

データの引用先である国の農業経営統計調査において、平成16年度実績から農業従事60日未満の世帯員の農業所得及び年金・被贈等を含まない取扱いとしている。

日本の農業は、耕地が狭いこともあり水田を中心に畑作もする複合農業が行われてきた。工業化社会の発展により、農家も労力がかかる畑作はやめて、農業以外の職も得て兼業農家になっている者も多い。

兼業農家といっても農地は維持されているので食料不足により農産物価格が高くなり、採算が十分に確保されれば、食料増産に協力できると思われる。

福島県の農業及び政策

1 福島県の農業の現況

福島県農業関係資料の比較

福島県の農業について平成 17 年と平成 12 年の農業関係のデータを比較した資料は次のとおりである。

なお、各データの出典は、農家数・農家人口等は農林水産省の農林業センサス、耕地面積等は東北農政局福島農政事務所の福島農林水産統計年報、農業算出額は農林水産省の生産農業所得統計、助成金、補助金、認定農業者及びエコファーマーに係るデータは県調べによる。

	単位	H17年	H12年	増減	比率(%)
農家数・農家人口等					
農家数	戸	104,423	111,219	6,796	6.1%
自給的農家	戸	23,826	19,559	4,267	21.8%
販売農家	戸	80,597	91,660	11,063	12.1%
専業農家	戸	11,079	9,533	1,546	16.2%
第1種兼業農家	戸	12,133	13,230	1,097	8.3%
第2種兼業農家	戸	57,385	68,897	11,512	16.7%
農家人口	人	464,887	531,657	66,770	12.6%
男	人	229,269	261,872	32,603	12.4%
女	人	235,618	269,785	34,167	12.7%
耕地面積等					
耕地面積	ha	153,200	158,500	5,300	3.3%
田	ha	107,400	111,300	3,900	3.5%
畑	ha	45,800	47,200	1,400	3.0%
作付延べ面積	ha	131,900	137,400	5,500	4.0%
耕地利用率	%	86.1%	86.7%	0.6	-
耕作未利用地	ha	21,300	21,100	200	0.9%
耕作未利用率	%	13.9%	13.3%	0.6	-
農業産出額及び助成金等					
農業産出額					
米	億円	1,012	1,112	100	9.0%
(全体に占める割合)	%	(40.5%)	(41.9%)	(1.4)	-
野菜	億円	492	499	7	1.4%
果樹	億円	267	283	16	5.7%
畜産	億円	529	523	6	1.1%
その他	億円	200	234	34	14.5%
計	億円	2,500	2,651	151	5.7%
水田農業に関する助成金					
地域協議会・JAを經由	億円	48.8	8.4	40	481.0%
商系米穀集荷業者等を經由	億円	1.3	-	1	-
青果物価格安定対策補助金	億円	12.6	11.7	1	7.7%
合計	億円	2,563	2,671	108	4.1%

		H17年	H12年	増減	比率(%)
耕作放棄地	ha	16,141	15,651	490	3.1%

		平成20年
認定農業者数	経営体	6,647
エコファーマー認定件数	件	17,915

- 1 農林事務所ごとの農業関係資料は「各地の農林事務所農業振興普及部について」を参照。なお、データの出典は本表と同じである。
- 2 農業産出額については、端数処理や統計上、標本数が少ない場合、公表・集計の対象としておらず、金額が単位に満たないものを「0」と表すため、計、合計が一致しないことがある。
- 3 水田農業に関する助成金は水田の生産調整に協力した農家への各種助成金である。
- 4 耕作放棄地は、販売農家＋自給農家の面積で、土地持ち非農家分を除く（以下、「各地の農林事務所農業振興普及部について」も含めて同じ。）
耕作放棄地とは、農林水産省の統計調査における区分であり、農林業センサスにおいて農家等の調査客体が調査日以前 1 年以上作付けせず、今後数年の間に再び耕作するとはっきりした意志がない土地として調査票に自ら記帳した農地をいう。福島県の場合は、桑畑だったものが多い。
なお、これに対して、調査日以前 1 年以上作付けしなかったが、今後数年の間に再び耕作する意志がある土地は休耕地と言われ、経営耕地に含まれる。

農家数は減少しているが、自給的農家が増えている。

農業産出額は 5.7%減の 2,500 億円である。福島県の場合、農業産出額に占める米の割合が 40.5%と高く、米の産出額が 9.0%減少したことが主な原因となっている。

農林水産省の「農業物価統計」によると、平成 12 年米価を 100 とすれば、平成 17 年は 91.9 で、8.1%価格が下がっているので、米の農業産出額減少は、主に米価の値下がりによるものである。

なお、水田農業に関する助成金等が増えたことにより、農業産出額に助成金等を加えた金額は 4.1%減の 2,563 億円である。

2 農業及び農村振興の基本方針及び「うつくしま農業・農村振興プラン 21」の主要指標の現況値

(1) 福島県農業・農村振興条例 農業及び農村振興の基本方針

第 7 条 県は、次に掲げる基本方針に基づき、農業及び農村の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

- 一 農業の担い手の育成及び確保並びに地域の特性を生かした農業を促進すること。
- 二 魅力ある農業経営及び収益性の高い地域農業の確立を図ること。
- 三 安全かつ良質な食料供給の確立を図るとともに健全な食生活の普及及び定着に努めること。
- 四 環境と調和した持続的に発展する農業の確立を図るとともに林業及び水産業との連携に努めること。
- 五 豊かで住みやすく活力ある農村の構築を図ること。

農業及び農村振興の主要施策

(農業の担い手の確保等)

第 8 条 県は、意欲ある農業の担い手の確保及び効率的かつ安定的な農業経営体の育成を図るため、農業に関する教育及び研修の実施、就農支援その他必要な措置を講ずるものとする。

(農業経営の安定等)

第 9 条 県は、農業経営の安定及び多様化を図るため、農業金融制度の充実、生産の組織化、情報技術の利用促進その他必要な措置を講ずるものとする。

(農業生産性の向上)

第 10 条 県は、農業生産性の向上を図るため、生産基盤の整備、農地の流動化及び集団化の促進等優良農地の確保その他必要な措置を講ずるものとする。

(農業技術の向上)

第 11 条 県は、農業技術の向上を図るため、試験研究体制を整備し、独自品種の研究開発、環境の保全に対応した農業技術の開発等を推進するとともに、その成果の普及その他必要な措置を講ずるものとする。

(地域の特性を生かした農業の促進)

第 12 条 県は、地理的優位性、多様な気象条件等の地域の特性を生かした農業を促進するため、生産構造の変革の推進その他必要な措置を講ずるものとする。

(農産物の販路の拡大等)

第 13 条 県は、農産物の付加価値の向上、広域的集荷体制の強化及び販路の拡大を図るため、産地銘柄の確立、食品製造業等の農業に関連する産業との連携強化の促進その他必要な措置を講ずるものとする。

(農業関係団体との連携強化)

第 14 条 県は、持続的に発展する農業の実現を図るため、農地の利用集積、意欲ある農業の担い手の育成及び確保、農産物の生産集荷、販売戦略の展開等に関し、農業関係団体との連携を強化し、その活動に必要な支援措置を講ずるものとする。

(環境と調和した農業の推進)

第 15 条 県は、環境と調和し持続的に発展する農業の推進を図るため、農地の保全及び土、水、生物等の自然が有する循環機能の維持増進に必要な措置を講ずるものとする。

(都市と農村との交流の促進)

第 16 条 県は、活力ある農村の整備を図るため、農業者等の主体的な活動の支援、都市と農村との交流の促進その他必要な措置を講ずるものとする。

(中山間地域等の総合的な振興)

第 17 条 県は、中山間地域等(山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域をいう。以下

同じ。)の総合的な振興を図るため、中山間地域等の農業生産基盤と生活環境を一体的に整備するとともに、地域資源を活用した産業の複合化を促進し、その他必要な措置を講ずるものとする。

(多面的機能に関する県民理解の促進)

第18条 県は、農業及び農村の有する多面的機能に関する県民の理解を促進するため、農業及び農村に関する情報の提供、学習の機会の充実その他必要な措置を講ずるものとする。

農業及び農村振興の基本方針は、農業の生産性向上や農業技術の向上によって、農業経営体(農家)を豊かにすることを目的としている。

(2) 「うつくしま農業・農村振興プラン21」の主要指標の現況値

農林水産部が平成21年9月に発行した「農業・農村の動向等に関する年次報告」によると、県全体の進捗状況は次のとおりである。

ア 農家数

項目	単位	基準値 (平成11年) [A]	目標 (平成22年) [B]	現況値 (平成17年) [C]	C/A (%)	C/B (%)
総農家数	戸	115,480	104,300	104,423	90.4%	100.1%
販売農家	戸	95,720	82,300	80,597	84.2%	97.9%
主業農家	戸	11,670	10,200	14,287	122.4%	140.1%
うち65歳未満専従農家	戸	10,190	10,000	11,866	116.4%	118.7%
準主業農家	戸	22,810	18,000	24,761	108.6%	137.6%
副業的農家	戸	61,240	54,100	41,549	67.8%	76.8%

イ 農業就業人口(販売農家)

項目	単位	基準値 (平成11年) [A]	目標 (平成22年) [B]	現況値 (平成17年) [C]	C/A (%)	C/B (%)
農業就業人口	人	136,720	103,000	135,010	98.7%	131.1%
うち男性	人	58,620	43,600	60,979	104.0%	139.9%
うち女性	人	78,100	59,400	74,031	94.8%	124.6%
うち65歳以上男女計	人	71,700	54,900	81,787	114.1%	149.0%

ウ 耕地面積

項目	単位	基準値 (平成11年) [A]	目標 (平成22年) [B]	現況値 (平成20年) [C]	C/A (%)	C/B (%)
耕地面積	ha	160,000	154,700	151,000	94.4%	97.6%
うち 田	ha	112,000	109,800	105,900	94.6%	96.4%
うち 畑	ha	48,000	44,900	45,100	94.0%	100.4%

端数処理のため、合計は一致しない場合がある。

工 農業産出額

項目	単位	基準値 (平成11年) [A]	目標 (平成22年) [B]	現況値 (平成19年) [C]	C/A (%)	C/B (%)
米	億円	1,188	1,242	901	75.8%	72.5%
麦類	億円	1	7	0	0.0%	0.0%
豆類	億円	13	57	8	61.5%	14.0%
穀類	億円	8	21	4	50.0%	19.0%
園芸作物	億円	952	1,353	932	97.9%	68.9%
うち 野菜	億円	560	840	569	101.6%	67.7%
うち 果実	億円	311	391	293	94.2%	74.9%
うち 花き	億円	81	122	70	86.4%	57.4%
工芸農作物	億円	84	104	47	56.0%	45.2%
畜産	億円	527	705	525	99.6%	74.5%
うち 乳用牛	億円	124	146	105	84.7%	71.9%
うち 肉用牛	億円	120	180	150	125.0%	83.3%
うち 豚	億円	108	162	108	100.0%	66.7%
うち 鶏	億円	174	215	158	90.8%	73.5%
うち その他畜産物	億円	1	2	4	400.0%	200.0%
菌茸類	億円	61	80	45	73.8%	56.3%
その他	億円	30	34	24	80.0%	70.6%
合計	億円	2,864	3,600	2,486	86.8%	69.1%

端数処理のため、合計は一致しない場合がある。

「野菜」にはいも類を含み、「その他」は養蚕、種苗及び加工農産物である。

オ 生産農業所得（菌茸類を含む）

項目	単位	基準値 (平成11年) [A]	目標 (平成22年) [B]	現況値 (平成19年) [C]	C/A (%)	C/B (%)
生産農業所得	百万円	115,700	155,500	101,659	87.9%	65.4%
生産農業所得率	%	40.4%	43.2%	40.9%	-	-

カ 農家経済（65歳未満の農業専従者のいる主業農家を対象とした農家経済）

項目	単位	基準値 (平成11年) [A]	目標 (平成22年) [B]	現況値 (平成19年) [C]	C/A (%)	C/B (%)
農業所得	千円	4,600	8,300	3,961	86.1%	47.7%
農家所得	千円	6,000	8,800	4,796	79.9%	54.5%
農業依存度	%	76.7%	94.3%	82.6%	-	-
農家総所得	千円	7,900	10,700	5,809	73.5%	54.3%

「基準値」は、平成7年から平成10年の推定値の平均

【意見】

農業算出額の現況値が基準値と比較して86.8%、目標値と比較して69.1%となっているなど、目標を大幅に下回っている場合には、その原因を分析し、対策を採る必要がある。

3 福島県の農業予算関係

福島県の農業予算関係は次のとおりである。

平成20年度 県予算総額との比較(一般会計) (単位:千円)

区分	平成20年度 予算額(a)	平成19年度 予算額(b)	増減額(a)-(b)
県全体	840,718,907	851,188,674	10,469,767
農林水産部	69,182,399	72,904,999	3,722,600
構成比	8.23%	8.57%	

- 1 商工労働部に移管したグリーン・ツーリズム関係予算(7,101千円)を含まない。
- 2 「農林水産部 平成20年度事業計画書」より

県の平成20年度予算は、平成19年度より10,469百万円減少し、減少割合は1.23%である。一方、農林水産部の予算は3,722百万円減少し、減少割合は5.1%である。

農林水産部の総室別の予算と財源内訳は次のとおりである。

平成20年度 総室別予算額及び財源内訳(一般会計) (単位:千円)

総室名	予算額	財源内訳		
		国庫	その他	一般財源
農林水産総室	15,451,336	248,480	1,928,500	13,274,356
農業支援総室	5,295,229	170,261	1,810,962	3,314,006
生産流通総室	3,303,163	377,077	1,908,266	1,017,820
農村整備総室	30,453,314	10,684,473	8,550,988	11,217,853
森林林業総室	14,679,357	4,010,391	4,165,542	6,503,424
合計	69,182,399	15,490,682	18,364,258	35,327,459

- 1 商工労働部に移管したグリーン・ツーリズム関係予算(7,101千円)を含まない。
- 2 農林水産部 平成20年度事業計画書より

農林水産総室の予算は、部内の職員費がその大半を占めている。

農業支援総室の予算には、次の臨時的な支出が含まれている。

- ・農林水産試験研究開発整備費 2,434,000千円

農業総合センターの敷地実測 525,402.77 m²を6,859,549,800円で県土地開発公社より平成12年に購入し、平成20年度より購入代金を平成22年までの3年間で分割返済するものである。

なお、この中には県へ所有権移転された後の利息も含まれている。

「うつくしま農業・農村振興プラン 21」の主要指標の現況値によれば、平成 19 年度の県の農業産出額は 2,486 億円であるが、その所得率は 40.9%であり、生産農業所得は 1,017 億円となっている。

農林水産部の予算の中には、一部水産関係と農道等の整備費用、森林関係費用が含まれているとしても、692 億円の予算は農業所得 1,017 億円に比し大きな金額となっている。県は、農業及び農村振興の基本方針で農業経営体(農家)を豊かにすることを目的としていることから、農業所得を増やす努力は欠かせないと思われる。

4 農業振興のための農林水産部の組織及び事業

農業振興の監査のため、次の総室及び課を対象としている。ただし、農業経済課は金融共済室を除き監査していない。

- 農業支援総室
 - 農業振興課
 - 研究開発室
 - 農業担い手課
 - 循環型農業課
 - 農業経済課
 - 金融共済室
- 生産流通総室
 - 農産物安全課
 - 農産物流通課
 - 水田畑作課
 - 園芸課
 - 畜産課

これらの課の平成 20 年度の主な事業は次のとおりである

農業振興課【農林事務所の農業振興普及部を監督】

研究開発室【農業総合センターを監督】

農林水産試験研究機関整備費 2,434,000 千円

前述のとおり。

農業担い手課

農業法人支援事業 13,500 千円

認定農業者連携強化促進事業 2,000 千円

集落営農支援事業 9,802 千円

農地保有合理化事業 139,740 千円

農地利用集積事業 4,848 千円

経営構造対策促進事業 7,226 千円

循環型農業課	
「環境と共生する農業」推進事業	10,012 千円
「ふくしま型有機栽培」等産地づくり推進事業	9,198 千円
うつくしま有機農産物生産システム確立事業	14,039 千円
農地・水・環境保全向上対策営農活動支援事業	48,842 千円
食品リサイクル促進事業	5,621 千円
農薬安全対策事業	27,635 千円
農業経済課	
金融共済室【農業制度金融を監督】	
農業経営基盤強化資金融通対策事業	18,058 千円
農業経営改善促進資金原資貸付事業	12,500 千円
農業経営負担軽減支援資金等融通対策事業	6,831 千円
農業改良資金貸付事業	100,000 千円
就農支援資金貸付事業	54,700 千円
農産物安全課	
食品表示適正化推進事業	1,437 千円
トレーサビリティ機能アップ支援事業	16,234 千円
青果物価格安定対策事業	123,598 千円
農産物流通課	
食彩ふくしま地産地消推進事業	4,374 千円
食彩ふくしまトータルプロモーション事業	5,350 千円
食彩ふくしま販売促進事業	5,854 千円
ふくしま米魅力アップ推進事業	7,865 千円
水田畑作課	
改革実践！米づくり推進事業	11,105 千円
水田作大豆・麦高生産化拡大推進事業	23,125 千円
水田農業改革支援事業	26,178 千円
園芸課	
園芸特産作物生産拡大推進事業	2,343 千円
農産物生産安定対策資金貸付事業	20,000 千円
農業労力調整システム確立事業	1,307 千円
中山間地域園芸産地帰農者等支援事業	1,078 千円
県オリジナル品種ブランド化推進事業	2,319 千円
戦略的産地づくり総合支援事業 (水田畑作、畜産、農業担い手課も含む)	253,030 千円
畜産課	
畜産物流通合理化促進事業	308,000 千円
酪農経営支援事業(酪農経営安定対策事業)	600,000 千円
肉用牛改良推進事業	115,114 千円
福島牛等流通・販売活性化対策事業	1,250 千円
ふくしま地鶏流通活性化事業	2,583 千円
飼料増産総合推進対策事業	15,396 千円
資源循環型畜産確立対策事業	435 千円

食品リサイクル促進事業
(循環型農業課も含む)

5,621 千円

これらの事業は、本庁で直接執行されるもの、農業総合センター及び各地の農林事務所で執行されるものの両方がある。

上記事業の内容から次の6項目について詳細に説明する。

- 【1】有機栽培、特別栽培、エコファーマー
- 【2】農業制度金融
- 【3】農産物の安全
- 【4】農産物流通
- 【5】水田の生産調整
- 【6】農産物加工施設、農産物直売施設

【1】有機栽培、特別栽培、エコファーマーについて

農林水産部が発行している「有機栽培の手引き～『ふくしま型有機栽培』等推進技術資料改訂版～」によれば、今後の推進方向及び有機栽培の留意点は次のとおりである。

今後の推進方向

近年、農業は化学肥料や化学農薬等の使用により生産性が飛躍的に向上した一方、これら資材に依存した長期にわたる生産活動の結果、河川や湖沼等の水質や生物の多様性等に対する影響が懸念されています。また、たい肥等の有機性資源が投入されていない水田や畑地では地力低下により、施設園芸では化学肥料の投入過多により農作物の生産性は不安定化する傾向も認められます。

このような中、本県農業が今後とも自然環境と調和し持続的に発展していくためには、堆肥の投入等による地力の維持増進を図りながら、これまでに開発または検証してきた有機栽培に関連する技術を取り入れた環境保全型農業の普及と定着に努めることが重要です。特に、有機栽培や特別栽培の普及にあっては、地域の自然条件や作物・品種の特性等を十二分に考慮し、地域の実態に即した栽培体系を確立することが重要であることから、本冊子で提供している技術情報を基本としながらも、農業者の実践を通じた工夫等を積極的に吸い上げるなど常に技術改善に取り組んでいくことが必要です。このような基本的考えの下に、次の項目に留意し有機栽培や特別栽培の普及に努めることとします。

留意事項

- (1) 資源循環型農業の確立や生産コストの削減等の観点から、地域に賦存する有機性資源の活用にも努めます。
- (2) 有機栽培または特別栽培による産地づくりを進めるため、地域の自然条件や農業者の意向等を十分に踏まえた栽培体系を実証的な手法を考慮しながら導入します
- (3) 農薬のドリフト等による生産現場の混乱を避けるため、栽培法を考慮した土地利用調整や周辺農家の理解の促進に努めます。
- (4) 有機栽培については、農業者の創意工夫が今後も必要と考えられることから、農業者相互の技術交流を促進します。
- (5) 消費者や食品関連事業者の有機栽培や特別栽培に対する理解を促進するため農業者以外へも技術情報の提供について常に配慮します。

有機栽培の留意点

- (1) 有機農産物とは
有機農産物とは農地の自然循環機能の維持増進を図って、化学農薬、化学肥料に頼らずに作物を栽培された農産物である。やむを得ない場合に限り、有機 JAS 規格に規定された資材のみを使って栽培することができる。また、有機農産物を実際に販売する場合には JAS 法に従わなくてはならない。
- (2) 有機農産物の販売と有機 JAS 規格
JAS 法に基づく有機栽培の日本農林規格を有機 JAS 規格という。有機

農産物の生産の方法についての基準等を定める法律で、有機農産物として不特定多数の人に販売する場合、この規格に従って生産されなくてはならない。さらに生産物が間違いなく規格に従って生産されたかについて認定機関による確認が必要である。認定機関が認定したほ場で生産された農産物以外は有機の文字を表示して販売できない。また、認定機関による認定を受けないで有機栽培した生産物を販売する場合は、特別栽培農産物として販売できる。

(3) 有機 JAS 規格の留意点

1 年性作物の場合、有機栽培を始めて 1 年目は有機農産物という名称は使用できない。「特別栽培農産物」としては出荷することができる。有機栽培 2 年目は認定機関に申請し「転換期中有機農産物」という名称が使える(果樹等の多年生作物は、さらに翌年も転換期中有機農産物の扱いをして、4 年目に有機農産物として扱える)。3 年目からは認定機関の認定を受けて「有機農産物」という名称が使用できる。

農林水産部の平成 20 年度事業計画書における有機栽培、特別栽培、エコファーマーに関する事業及び目的は次のとおりである。

「環境と共生する農業」推進事業

目的 安全・安心な農産物や環境に対する意識の高まりを踏まえ、環境と調和し持続的に発展する「環境と共生する農業」の全県的な普及推進を図ることとし、有機栽培米・特別栽培米の産地拡大や果樹における化学農薬低減技術の導入等への支援、たい肥等の高品質安定化など資源循環システムを強化する取組に対する支援を行う。

「ふくしま型有機栽培」等産地づくり推進事業

目的 本県独自技術を組み入れた「ふくしま型有機栽培」や「ふくしま型特別栽培」を県内に普及するため、農業総合センターと双葉地方で開発・検証された技術を導入した技術実証ほを県内各地に設置し、有機栽培等の産地育成を支援する。

うつくしま有機農産物生産システム確立事業

目的 安全・安心な農産物を求める消費者ニーズが一段と高まっている。このため、双葉地方に生産技術の確立拠点としてモデル実証ほを設置し技術実証を行うとともに、試験研究機関における技術の開発等を通して、有機農産物等の栽培による安全・安心な農産物の生産システムを構築する。また、普及拡大に向けた推進活動を実施するとともに、消費者等への PR 活動を実施し、有機栽培に対する理解の促進を図る。

農地・水・環境保全向上対策営農活動支援事業

目的 有機栽培及び特別栽培を中心とした「環境と共生する農業」の全県的な普及推進を図る手法の一つとして、平成 19 年度から国の施策として導入された「農地・水・環境保全向上対策(営農活動支援)」を活用し、地域ぐるみで化学肥料・化学合成農薬の大幅な低減を行う先進的な営農活動に対して支援を行い、有機栽培・特別栽培の普及拡大に資する。

エコファーマーの認定を受けていることが支援対象農家の要件となっている。

エコファーマーとは

「『福島県持続性の高い農業生産方式の導入計画』認定制度のあらまし」によれば、エコファーマーとは「『持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律』に基づき、5年後を目標にたい肥等を活用した土づくりと化学肥料・化学合成農薬の低減を一体的に行う『持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画』を作成し、福島県知事の認定を受けた農業者（個人または法人）の愛称である」とされている。また、化学肥料施肥窒素量及び化学合成農薬使用回数（成分数）は、計画期間終了までに、地域慣行基準より2割以上削減することが目標とされている。認定期間は5年間で、認定期間を終了した場合は、新たな技術の導入など、これまでの取組をさらに向上させる計画を作成し、改めて認定を受けることとなる。

「農業・農村の動向等に関する年次報告」によれば、環境と共生する農業の全県的推進のために取り組んでいるエコファーマーの育成について次のように報告されている。

環境にやさしい農業に向けた本県独自の取組を盛り込んだ「福島県農業環境規範」の実践を通じ、エコファーマー認定者の拡大に努めました。その結果、エコファーマーの認定者数は、平成21年3月末時点で16,881人（前年比1,264人増）また、作物ごとの延べ認定件数も19,303件（前年比1,388件増）と大幅に増加しました。生産出荷組合等で全員がエコファーマーとなる例が増えていることから、今後も、地域ぐるみの取組を支援していきます。

近代農法は、農機具の発展と化学肥料や化学農薬などの化学資材の使用により、労力の省力化、農産物の生産拡大を図ってきた。「有機栽培の手引き」によれば、化学資材に依存しすぎることによって地力が低下し農産物の生産性が不安定化する傾向にあるため、地域に賦存する有機肥料を使用して地力を回復すると同時に、環境保全型農業を目指すとしている。また、平成20年度事業計画書によると、化学資材を減らすことによって安全・安心な農産物が作れるとしている。

このような有機栽培等の推進に対しては、国の基準に準拠して化学資材を使用して作られた農産物が、健康に悪影響を与えるのか、つまり安全・安心ではないのかという疑念も生じるが、農産物は長期間摂取し続けるものであり、人間の体質・体調によっては悪影響を与える可能性は否定できないと考えられる。

県は、平成18年度から平成20年度まで有機栽培、特別栽培の実証圃を展開している（「各地の農林事務所農業普及部について」参照）。その結果によると、有機栽培については、慣行栽培より化学農薬を使わないだけ資材費は低くなっている。しかし、収量は一般的に大幅減となっている。このため、特別栽培は、慣行栽培より1割くらい生産費が増えている。

有機栽培では化学農薬を使用せず、特別栽培では化学農薬を使用しても慣行栽培の5割以下ということもあり、除草作業等のコストは今回の比較では算入されていないが大変な労力を要し、カルガモやビニールシートを利用した除草作業や雑草抑制の工夫が必要とされている。

有機栽培については、マスコミの報道などによると土づくりや除草作業に大変苦勞しているように見受けられる。しかし、健康に気を遣う消費者やおいしい農産物を求める特定の消費者を相手に善戦している様子も見受けられる。また、実証圃で作られた有機栽培米も実際に慣行栽培米や特別栽培米よりも高く売れている。

特別栽培については、化学資材の使用量を 5 割以上削減としているが、この 5 割以上削減の科学的根拠が分かりにくく、実証圃からみても慣行栽培米よりも 1 割程度販売金額が高いただけである。相双地区の場合は、今まで米の売れ残りがあったが、特別栽培米にすることによって慣行栽培米と販売単価に変わりはないものの売れ残りがなくなっている。

【問題点】

実証圃によると、特別栽培の化学資材は慣行栽培のものと異なるものを使用している。技術的には問題ないと思われるが、消費者に説明するときにはわかりにくいことから、異なる資材を使用する理由を分かりやすく説明する必要がある。

県北農林事務所の特別栽培の実証圃において、追肥が調達できず結果的に収量が大きく減少した。実証圃の設置にあたっては、事前に十分準備した上で実施する必要がある。

今回実証圃と対照圃の比較表を作成してもらったが、普及年報などの報告書をみる限り金額的な表示はない。普及指導の一環で実証圃を設置するものであるから、普及年報等へも金額を表示し農家等に対し収支を示す必要があると思われる。

有機肥料の使用は、地域にある資材を利用して有機肥料を作ってそれを使用すべきであるが、市販の有機肥料を使っており、さらに化学肥料より高価になっている。今後は、たい肥等地域の有機性資源の循環利用を推進する必要がある。

【意見】

特別栽培は化学資材の使用量を半減するといっているが、実証圃の結果を見れば、慣行栽培と比べて収量の低下や生産費の上昇が見られる。このため、採算性を上げるためには、収量の向上や販売価格を上げる努力が必要である。事業計画書を見ると、特別栽培の栽培方法に重点が置かれている。販売方法についての事業が実施されているようであるが、特別栽培米の価値を消費者に理解して貰う対策が必要である。また、エコファーマーについては、取組内容を積極的にPRするなど、さらなる消費者の理解を得る努力が必要である。

環境保全型農業を標榜し、地域に賦存する有機性資源の活用に努めるとしているため、たい肥等の循環利用に努める必要がある。

【2】農業制度金融について

金融共済室が所管する主な制度資金と資金の仕組みは次のとおりである。

- (1) 国の外郭団体（農山漁村振興基金）と県が融資機関に対し利子の一部を補助金として支給する資金
農業経営負担軽減支援資金（農家負担軽減支援特別資金）
既往債務の負担を軽減するための借換資金
（取扱機関：農協、銀行等）
- (2) 国と県が市町村に対して利子の一部を補助金として支給する資金
天災資金
- (3) 国の制度に基づき、県が融資機関に対し利子の一部を補助金として支給する資金
農業近代化資金
農業者等が農業経営の展開を図るのに必要な長期で低利な資金
（取扱機関：農協、銀行等）
- (4) 県が単独で融資機関に対し利子の一部を補助金として支給する資金
農家経営安定資金
県単独の資金で、主に他の制度資金で対象にならないものが対象
（取扱機関：農協、銀行等）
認定農業者特別支援資金（認定農業者が借り入れる農業近代化資金に対して上乗せするもの）
新規就農者支援資金（新規就農者が借り入れる農業近代化資金に対して上乗せするもの）
うつくしま、ふくしま畜産環境資金（畜産経営主が堆肥舎建設等のため借り入れる農業近代化資金、日本政策金融公庫資金、農家経営安定資金に対して上乗せするもの）
- (5) 日本政策金融公庫資金を借り入れた農業者の居住する市町村に対して利子の一部を補助金として支給する資金
農業経営基盤強化資金（スーパーL資金…市町村が助成する場合のみ補助）
認定農業者のための長期低利資金
（取扱機関：㈱日本政策金融公庫福島支店
農林水産事業、農協、銀行等）
- (6) 国と県が低利（無利子）で低利預託基金（県農業信用基金協会）に貸し付け、基金が融資機関に預託し4倍協調で貸し付ける資金
農業経営改善促進資金（スーパーS資金）
農協等が融通する認定農業者のための短期運転資金
（取扱機関：農協、銀行等）
- (7) 国の貸付金と県の一般会計からの繰入による特別会計から無利子で貸し付ける資金
農業改良資金
農業の担い手が自らの創意工夫により新作物や新技術を導入する場合または畜産産物の加工を始めるといった農業者の意欲的なチャレンジ

ジを支援する無利子の資金であり、この資金の貸付と併せて農林事務所農業振興普及部または農業普及所が農業者に必要な技術、経営等の支援を行うことにより、農業者の経営改善を促進する。

(取扱機関：農協、銀行等)

就農支援資金(就農研修資金、就農準備資金、就農施設等資金)

新たに農業を始める人等を支援するための無利子の資金

(取扱機関：福島県青年農業者等育成センター、農協等)

(8) 国の外郭団体が融資機関に対し利子の一部を補助金として支給し、その決定に県が関与する資金(県単独で上乘せ利子補給する場合あり)

畜産特別資金(大家畜特別支援資金、養豚特別支援資金他)

家畜飼料特別支援資金

県が融資機関に利子補給を行う場合は、融資機関との間に利子補給契約を締結する必要がある。

農業制度資金の平成15年度から平成20年度までの貸出実績は次のとおりである。

農業制度資金貸付実績一覧表

(単位 融資枠:億円、件数:件、金額:千円)

貸付年度 資金名	貸付(貸付決定・承認・認定)実績								
	平成15年度			平成16年度			平成17年度		
	融資枠	件数	金額	融資枠	件数	金額	融資枠	件数	金額
農業経営負担軽減支援資金	4.00	3	55,000	4.00	4	97,460	2.50	1	5,700
天災資金	6.00	3	1,300						
農業近代化資金	30.00	57	436,071	25.00	57	397,510	20.00	29	164,188
農家経営安定資金 (小災害以外)	5.00	82	236,253	5.00	84	221,470	6.80	67	196,653
" (小災害資金)	20.00	1,237	1,837,493						
近代化資金 (県単利子補給上乘せ)	8.50	37	294,695	11.00	45	343,510	8.25	27	154,448
うつくしま・ふくしま畜産環境資金(県単上乘せ)		1	8,112		5	78,153		4	23,779
農業経営基盤強化資金 (L資金)	15.00	55	993,344	15.00	63	1,731,969	15.00	73	1,338,200
農業経営改善促進資金 (S資金)	1.00	8	33,444	1.00	6	51,593	1.00	3	35,219
農業改良資金	2.50	9	104,948	2.50	8	70,540	2.00	8	55,833
就農支援資金		11	34,600		7	4,200		10	11,876
大家畜経営改善償還推進資金		2	3,500						
家畜飼料特別支援資金									
経営体育成強化資金		13	371,125		9	58,622		7	42,950
農林漁業セーフティネット資金		17	760,064		5	103,888		8	78,340
山村・過疎経営改善資金					1	155,700			
中山間地域活性化資金					1	11,000			
合計	92.00	1,535	5,169,949	63.50	295	3,325,615	55.55	237	2,107,186

農業制度資金貸付実績一覧表

(単位 融資枠:億円、件数:件、金額:千円)

貸付年度 資金名	貸付(貸付決定・承認・認定)実績								
	平成18年度			平成19年度			平成20年度		
	融資枠	件数	金額	融資枠	件数	金額	融資枠	件数	金額
農業経営負担軽減支援資金	1.50	1	21,500	1.00	2	48,738	0.70	1	8,195
天災資金									
農業近代化資金	15.00	25	177,092	6.00	37	226,375	3.00	40	245,740
農家経営安定資金 (小災害以外)	6.50	63	185,017	2.80	26	79,439	2.20	22	52,193
〃 (小災害資金)									
近代化資金 (県単利子補給上乘せ)	7.80	21	149,362	4.30	12	43,700	1.15	13	44,000
うつくしま・ふくしま畜産環境資金(県単上乘せ)									
農業経営基盤強化資金 (L資金)	20.00	40	715,820	24.00	98	2,234,580	19.00	99	1,524,936
農業経営改善促進資金 (S資金)	1.00	3	37,629	1.00	3	37,741	1.00	5	58,390
農業改良資金	1.50	9	52,528	1.50	4	12,610	1.00	1	4,900
就農支援資金		9	7,800		5	3,000		9	5,700
大家畜経営改善償還推進資金									
家畜飼料特別支援資金							19		447,546
経営体育成強化資金		22	235,738		9	64,860		1	6,080
農林漁業セーフティネット資金		6	75,581		10	36,200		6	116,000
山村・過疎経営改善資金									
中山間地域活性化資金									
合計	53.30	199	1,658,067	40.60	206	2,787,243	28.05	216	2,513,680

平成15年度の農家経営安定資金(小災害資金)が突出しているが、冷害が発生したことによるものである。

これらの農業制度資金の中で、県が直接農家等へ貸しているのは農業改良資金であり、同資金及び違約金の平成20年度の動向は次のとおりである。

【平成20年度農業改良資金の元金と違約金の動向】

(単位:円)

(元金)

農林事務所	前年度末残高	貸付	回収	当年度末残高
県 北	33,913,000	0	12,347,000	21,566,000
(当年度)	27,079,000	0	12,147,000	14,932,000
(過年度)	6,834,000	0	200,000	6,634,000
県 中	49,368,000	0	14,760,000	34,608,000
県会 南	151,231,000	4,900,000	23,124,000	133,007,000
津	37,004,000	0	12,613,000	24,391,000
(当年度)	37,004,000	0	12,613,000	24,391,000
(過年度)	0	0	0	0
南 会 津	9,110,000	0	1,055,000	8,055,000
相 双	39,147,000	0	11,003,000	28,144,000
(当年度)	33,832,000	0	9,643,000	24,189,000
(過年度)	5,315,000	0	1,360,000	3,955,000
い わ き	41,181,000	0	1,642,000	39,539,000
(当年度)	8,178,000	0	1,142,000	7,036,000
(過年度)	33,003,000	0	500,000	32,503,000
合計	360,954,000	4,900,000	76,544,000	289,310,000
(当年度)	315,802,000	4,900,000	74,484,000	246,218,000
(過年度)	45,152,000	0	2,060,000	43,092,000

(違約金)

農林事務所	前年度末残高	発生	回収	当年度末残高
県 北	7,862,748	972,727	0	8,835,475
(当年度)	0	972,727	0	972,727
(過年度)	7,862,748	0	0	7,862,748
県 中	1,710,526	0	30,000	1,680,526
(当年度)	0	0	0	0
(過年度)	1,710,526	0	30,000	1,680,526
会 津	37,272	0	37,272	0
(当年度)	0	0	0	0
(過年度)	37,272	0	37,272	0
相 双	0	387,464	94,956	292,508
(当年度)	0	387,464	94,956	292,508
(過年度)	0	0	0	0
い わ き	18,258,504	643,981	740,000	18,162,485
(当年度)	0	643,981	0	643,981
(過年度)	18,258,504	0	740,000	17,518,504
合計	27,869,050	2,004,172	902,228	28,970,994
(当年度)	0	2,004,172	94,956	1,909,216
(過年度)	27,869,050	0	807,272	27,061,778

いわきで過年度元金(返済期日が来て返済されていないもの)、違約金(延滞金額に12.25%)が多いが、融資を受けた肉用牛肥育業を営む法人及びその代表者が平成14年度から平成15年度にかけて破産し、この元金30,833千円及び違約金15,573千円があるためである。

県は平成17年度より県による直貸はせず、極力県が農業改良資金を融資機関に貸付けし、それを原資として金融機関が県と同一の条件で借入申込者

に農業改良資金を貸付ける方法（転貸）による資金の貸付に変更している。やむを得ない理由により直貸による貸付を行う場合には、事前に農林水産部長と協議することとしている。なお、やむを得ない場合の具体例としては、十分な担保または保証人があり、借入希望者が保証料を払うことを忌避し転貸方式を望まない場合などが想定される。

農業改良資金の平成 20 年度の融資枠は 1 億円であるが、融資実績は 1 件 490 万円である。平成 21 年度の 10 月 31 日までの実績は、同融資枠であるにもかかわらず、1 件 190 万円である。

農業改良資金の融資の伸び悩みは全国的な傾向にある。

そのため、当該資金を農業者が一層借り入れしやすくするために、貸付主体を都道府県から豊富な資金融資ノウハウを持つ(株)日本政策金融公庫に移管するなどの貸付プロセスを改善するための法改正が、現在開会中の第 174 通常国会において進められているところである。

【3】農産物の安全について

「食料・農業・農村基本法」によると、「国は、食料の安全性の確保及び品質の改善を図るとともに、消費者の合理的な選択に資するため、食品の衛生管理及び品質管理の高度化、食品の表示の適正化その他必要な施策を講ずるものとする」とある。

「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）」第19条の13第1項及び第2項において次のとおり定められている。

第1項 内閣総理大臣は、飲食料品の品質に関する表示の適正化を図り一般消費者の選択に資するため、農林物資のうち飲食料品（生産の方法または流通の方法に特色があり、これにより価値が高まると認められるものを除く。）の品質に関する表示について、内閣府令で定める区分ごとに、次に掲げる事項のうち必要な事項につき、その製造業者等が守るべき基準を定めなければならない。

- 一 名称、原料又は材料、保存の方法、原産地その他表示すべき事項
- 二 表示の方法その他前号に掲げる事項の表示に際して製造業者等が遵守すべき事項

第2項 内閣総理大臣は、飲食料品の品質に関する表示の適正化を図るため特に必要があると認めるときは、前項の基準において定めるもののほか、同項に規定する飲食料品の品質に関する表示について、その種類ごとに、同項各号に掲げる事項につき、その製造業者等が守るべき基準を定めることができる。

(1) 食品表示ウォッチャー制度

JAS法に基づく食品品質表示基準の適正な運用を確保するために県が設置しているもの。

この制度の内容は以下のとおりである。

消費者の中からウォッチャーを40名募集する。

ウォッチャーの活動内容は、日常利用する店舗において、生鮮食品の名称や原産地などの表示状況を確認（モニタリング）し、定期的に県に報告することである。また、日常利用している店舗に限らず、不適正な食品表示等に関する情報を入手した場合には、その都度、情報を報告することも活動内容に含まれている。

ウォッチャーがモニタリングする店舗数は、一月当たり5店舗以上が目安とされている。また、モニタリング内容については翌月5日までに県に報告することとなっている。

謝金は1年間で9,400円となっている。

平成 20 年度の活動結果は下記のとおりである。(平成 21 年 6 月 10 日農林水産部公表)

1 平成 20 年度食品表示適正化指導事業における表示状況等の調査結果について

生鮮食品(品目:農産物、畜産物、水産物、米穀)について、食品販売店舗(332 店舗:延べ 1,150 品目)における表示状況の調査を行ったところ、「名称」が概ね適正()に表示されていた品目の割合は 95.8% (平成 19 年度:90.9%)、「原産地」が概ね適正に表示されていた品目の割合は 93.6% (平成 19 年度:87.2%)であり、その割合は年々向上しています。

加工食品について、22 製造業者に対して調査を行ったところ、表示状況が適正であった品目の割合は 85.9% (平成 19 年度:98.4%)であり、原料原産地名の欠落などが確認されました。

5 卸売業者に対して調査を行ったところ、生鮮食品の名称及び原産地が販売先に対し適切に伝達されていました。

調査対象品目の 80%以上に表示(名称・原産地)があれば「概ね適正」に表示されているとしています。

2 平成 20 年度福島県食品表示ウォッチャーの活動結果について

食品表示の適正化を推進するため、一般公募した消費者 40 名(男性 4 名、女性 36 名)を食品表示ウォッチャーに委嘱()し、食品販売店舗で販売されている生鮮食品の表示状況についてモニタリング(延べ 2,760 件)を行っていただきました。

委嘱期間:平成 20 年 6 月 1 日~平成 21 年 3 月 31 日

その結果、「全部表示あり(100%)」又は「概ね表示あり(80%以上)」と報告された店舗の割合は 88.3% (平成 19 年度:89.1%)であり、ほぼ前年同様となりました。

この制度は、消費者の食の安全に関する責任感及び正義感を発揮してもらいながら、食の安全に対する監視をしてもらう制度である。

食の安全に関する農林水産省の主な規制としては JAS 法が挙げられるが、JAS 法を含めたその他の省庁の主な法律は次のとおりである。

農林水産省の JAS 法

厚生労働省(保健所)の食品衛生法

公正取引委員会の景品表示法

経済産業省の不正競争防止法

警察は、刑法(詐欺罪)

平成 19 年に食品偽装事件が多発したことなどを契機に、平成 21 年 9 月に消費者行政を一元化するために「消費者庁」が設立され、上記の法律の一部が移管されている。

(2) トレーサビリティシステム導入

食品の流通をめぐる課題に対応するため、トレーサビリティの取組が進められている。トレーサビリティは、食品の異動を把握できるようにするものであり、そのため、各事業者が食品の入出記録を作成・保管することが重要となる。トレーサビリティシステムの導入は、問題が発生した際に、問題のあった商品を特定、特定した商品の迅速な回収、問題発生箇所の速やかな特定、速やかな原因究明、安全な流通ルートの確保が可能となり、生産者、消費者等にとって有益となるものである。

(3) GAP について

GAP は、Good Agricultural Practice の略で、日本語では「農業生産工程管理手法」と訳され、「ギャップ」と読む。農産物の生産から出荷に至る全ての農作業の工程で、人の健康に悪影響を及ぼすような危害が発生しないように、安全性などをチェックし、管理する手法のことである。

GAP のメリットは、農産物の安全性を確保し、環境の保全や農産物の品質向上、労働者の安全確保にも役立つことである。また、GAP による「工程管理」は、サンプルを抜き取ってチェック（検査）する「結果管理」と異なり、工程ごとにどのような管理をしたかをしっかり記録として残すので、消費者や業者からの質問にも明確に回答できるようになり、問題が発生した場合の原因究明や事故防止にも役立つ。

【意見】

輸入農産物より価格が高い国産農産物について、地産地消のためにとりか、地域の農村を助けるためにとりか、の考えを前面に立てて消費拡大を図ろうとする向きもあるが、安全性確保の取組みの差が国産農産物と輸入農産物の価格差になっていると消費者に認識してもらうことも重要である。

さらに、食の安全の確保には、生産者・事業者における取組みも当然必要であるが、消費者自身が自覚を持つことも必要であり、食に対する教育が非常に大切である。

以上の観点から、教育用かつ県産の農産物の安全性をアピールする実証圃を作る。

実証圃

- 化学肥料、化学農薬を際限なく使用した場合
- 化学肥料、化学農薬を国の基準に適して使用した場合
- 化学肥料、化学農薬を国の基準の 20% に減らして使用した場合（エコファーマー）
- 化学肥料、化学農薬を国の基準の 50% に減らして使用した場合
- 化学肥料、化学農薬を一切使用しない場合

上記の実証圃を作ってそれぞれの場合の有機肥料の使用、除草作業等のデータを作りながら、教育用に開放すると同時に県産の農産物の安全性をアピールする。

【4】農産物流通について

平成 20 年の大晦日の夕方に地元のデパートに行って鶏肉をみたところ、大晦日という特殊な事情はあるにしても、通常の鶏肉は 100g200 円で販売され、完売であった。一方、川俣シャモは 100g600 円で販売され、売れ残りの状態であった。昨年秋に、会津地方のスーパーマーケットではブロイラーは 100g128 円、会津地鶏は 100g428 円で販売されていた。

「農業総合センター」の畜産研究所養鶏分場の項目で記載しているように、ブロイラー、会津地鶏ともに 1 羽は約 3 kg である。骨などを除いて店頭で売れる部位が重さで 5 割とすれば、農家の販売価格は、ブロイラーは 1 羽 410 円であり、会津地鶏は 1 羽 1,500 円である。100g あたりに換算すると、ブロイラーが 27 円、会津地鶏が 100 円である。差は 73 円であるにも関わらず、店頭単価での差はデパートの場合は 400 円、スーパーマーケットの場合は 300 円である。

米粉を使用したパンは一般のパンより 3 割から 5 割高めに価格が設定されている。また、喜多方産の小麦（ゆきちから）を使ったラーメンが一般のラーメンより 100 円高くても、地元産の小麦を使ったラーメンを食べると言われている。

なぜこのような状況が生じるか、流通業界や飲食業界（以下、「流通業界等」といおう。）の販売の特徴を考えてみたい。

(1) 荒利率について

売上高から仕入高を差し引いて売上総利益というが、売上総利益は一般に荒利（粗利）といわれる。流通業界等は、荒利額を売上高で割った荒利率を重要視する傾向がある。これは、流通業界等の経営管理上重要な点であり、荒利率が一定なら売上高が決まると荒利率をかけて荒利額が算定されるためである。この荒利額で経費を賄えるかどうかを検討することになる。

荒利率を一定にするため、仕入価格を原価率（1 - 荒利率）で割って売価を決定する値入という作業が行われる。例えば、荒利率 20% 仕入価格 100 円とすれば、売価は次のように決定される。

$$\begin{aligned} \text{売 価} &= 100 \div (1 - 0.2) = 100 \div 0.8 \\ &= 125 \text{ 円} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{荒利率} &= (125 \text{ 円} - 100 \text{ 円}) \div 125 \text{ 円} = 25 \text{ 円} \div 125 \text{ 円} \\ &= 20\% \end{aligned}$$

農産物の農家の販売価格を一般商品 50 円、高品質商品 150 円とした場合に荒利率 20% とすると、流通段階ごとに次のようになる。

	一般商品	高品質商品	差 額	倍 率
農家の販売価格	50 円	150 円	100 円	3 倍
流通 1	71 円	214 円	143 円	3 倍
流通 2	101 円	305 円	204 円	3 倍

以上のように、農家の販売価格の差が荒利率を一定にすることによって農家の販売価格の差（倍数）がそのまま流通単価の倍数となる。その分だけ流通業界等の利益となる、ただし、売れる量により高品質商品が一般商品より利益が出るとは限らない。

この結果、上記のようなデパートやスーパーマーケットの販売価格となる。

(2) 商品ごとの荒利率

流通業界は、全ての商品の荒利率を一定とするわけではなく、一般に次のような荒利率を設定する。

一般に流通量が多い商品は他社との競合があるので荒利率を低くし、一般商品よりも高品質商品については荒利率を高くする傾向がある。

高品質商品は、荒利率を高く設定しても高品質商品を求める消費者がいるほかに、売価を高く設定し、流通量が多い商品の安さを演出するための比較商品とする傾向がある。

その他に、特売商品というものがあり、通常より安い価格を設定して集客し、特売商品では荒利率は低いがその他の一般商品や高品質商品を買ってもらって荒利率は落ちても荒利額を増やそうとする商品である。

【意見】

最近インターネットを利用した消費者へのネット販売が話題となっているが、ネット販売は配送経費はかかるが、消費者と直接取引ができ、流通経費を省略できるメリットがある。

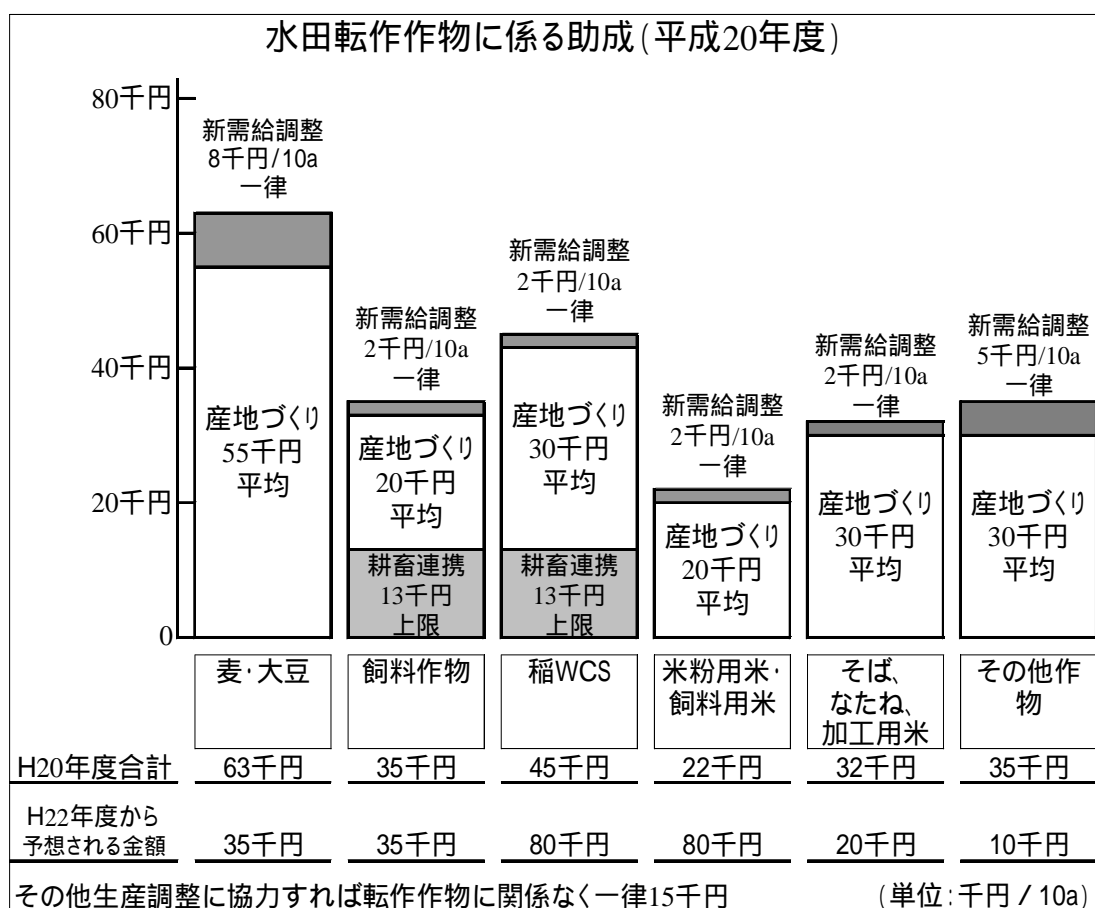
ネット取引は農家の年齢が高齢化していることもあり、取組に困難が予想される。福島県では優秀な学生が集まる大学もあり、大学生の卒業後の就職難が話題となっているが、大学生の起業という面からも大学及び大学生に協力してもらおう体制を作ることも検討してよいのではないかと思われる。

【5】水田の生産調整について

福島県は、水田の生産調整が一番進まない県であり、郡山市、須賀川市、白河市などが生産調整が進まない市である。なぜ生産調整が進まないか(1)生産調整に協力した農家の補助金、(2)米などの10aあたりの収穫金額等、(3)米の生産費、(4)転作による農家の収支について検討したい。

(1) 生産調整に協力した農家の補助金

水田転作作物に係る助成金の県が作成した米の生産調整に協力した農家に支払われる平成20年度の助成水準等は次のとおりである。



- 1 「産地づくり」= 産地づくり交付金
産地づくり計画書で定めた内容に取り組んだ農業者
- 2 「新需給調整」= 新需給調整システム定着交付金
地域が選定した振興作物を作付した農業者
- 3 「耕畜連携」= 耕畜連携水田活用対策事業
- 4 稲 WCS: 稲ホールクroppサイレージ(稲発酵粗飼料)の略で、稲ごと刈り取り乳酸発酵させて粗飼料として利用するもの
- 5 そのほか平成20年限りの措置として地域水田農業活性化緊急対策事業が別途実施されている。

地域水田農業活性化緊急対策事業の内容

- ・ 平成19年よりも生産調整を拡大し、麦・大豆・飼料作物等への作付転換の

取組みを5年間行うことを地域水田農業推進協議会と契約した場合に、生産調整を拡大した面積に対して、19年に生産調整を達成していた者については50千円/10a、19年は未達成で20年に達成する者については30千円/10aを一時金として支給するなどの事業内容。

これらの補助金等が、農家にとって転作する動機付けになるか否かを検討したい。

(2) 米などの10aあたりの収穫金額等

米などの収穫状況

平成20年度現況値(年次:平成20年)

項目	単位	米 (水稲)	小麦	大麦	大豆	そば
作付面積 (a)	ha	81,300	482	49	3,310	3,300
収穫量 (b)	t	438,200	989	171	4,860	1,910
10aあたりの収穫量 (c)	kg	539	205	349	147	58
参考単価 (d)	円/kg	234	35	32	108	244
		1俵60kg当 14,000円	1俵60kg当 2,100円	1俵50kg当 1,600円	1俵60kg当 6,500円	1俵45kg当 11,000円
10aあたりの粗収益 (c) × (d)	円	126,258	7,175	11,168	15,876	14,152

- 1 作付面積、収穫量及び10aあたりの収穫量は、農林水産省の作物統計調査によるもの。
- 2 米の参考単価については、東北農政局福島農政事務所の農業経営統計調査(平成20年産米生産費)による10aあたりの粗収益126,258円を元に算出したもの。
- 3 小麦、大麦、大豆及びそばの参考単価及び10aあたりの粗収益は、水田畑作課調べによるもの。

米は他の作物に比べ10aあたりの収穫量が539kgと他の作物の収穫量を大幅に上回っている。また、1kgあたりの価格も、そばを除く他の作物より格段に高くなっている。その結果、10aあたりの粗収益も米は126,258円と他の作物を圧倒している。

(3) 米の生産費について

東北の米の生産費は次のとおりである。

平成20年産 10aあたり米生産費(東北)

(単位:円)

	東北	青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島
肥料費	8,917	8,633	10,166	6,237	9,546	9,323	9,377
農業薬剤費	7,523	5,934	9,180	7,335	8,138	7,988	6,357
土地改良及び水利費	6,586	8,698	6,484	6,219	6,541	7,835	4,533
賃借料及び料金	11,176	16,297	11,032	10,625	11,560	11,191	8,021
建物費	4,986	5,510	5,769	6,240	4,734	5,186	3,123
うち償却費()	4,072	4,286	4,393	5,636	3,416	4,576	2,666
自動車費	3,121	3,314	2,946	3,746	2,780	3,872	2,300
うち償却費()	1,402	1,092	1,431	1,555	1,450	1,761	1,064
農機具費	23,649	15,900	29,149	22,781	27,596	23,827	20,617
うち償却費()	18,531	11,723	24,003	17,630	20,822	19,514	16,122
生産管理費	410	393	438	362	492	462	302
うち償却費()	16	18	-	-	-	21	33
その他	11,659	11,676	13,085	11,206	11,257	12,541	10,662
労働費	33,300	33,986	35,116	35,295	31,630	29,637	35,148
うち家族労働費	31,245	31,271	31,071	33,238	30,347	28,878	32,876
費用合計	111,327	110,341	123,365	110,046	114,274	111,862	100,440
副産物	3,444	4,359	3,670	3,228	2,124	3,172	4,649
生産費(副産物価額差引)	107,883	105,982	119,695	106,818	112,150	108,690	95,791
家族労働費は所得(利益)のため控除	31,245	31,271	31,071	33,238	30,347	28,878	32,876
差引経費	76,638	74,711	88,624	73,580	81,803	79,812	62,915
うち償却費合計	24,021	17,119	29,827	24,821	25,688	25,872	19,885

東北農政局 平成20年産 米生産費 より

東北 6 県の農家の経費をサンプルで出したものである。各県ばらつきがあるので東北平均の生産費をみると、10a あたり 107,883 円となっており、その中に家族労働費 31,245 円があるが農家の報酬であるので控除すると 76,638 円となる。そのうち、24,021 円は減価償却費である。

(4) 転作による農家の収支

水田転作作物に係る助成金及び作物ごとの粗収益をもとに、転作した場合の小麦と大豆の収支と、転作しないで米を作った場合の収支とを比較すれば次のとおりである。

なお、小麦と大豆は、平成19年度以前からの転作作物としての作付部分で、水田経営所得安定対策への加入を前提としている。

水田作付作物別の収支(平成20年度)

(単位:円)

	小麦	大豆	米
粗収益(a)	7,175	15,876	126,258
生産費(b)	43,392	38,918	76,638
補助金収入(緊急対策除く)(c)	63,000	63,000	-
産地づくり交付金(県平均)	55,000	55,000	-
新需給調整システム定着交付金	8,000	8,000	-
収支差額(d = a - b + c)	26,783	39,958	49,620

- 1 粗収益は、39頁の「米などの収穫状況」の表と同じ。
- 2 生産費は、20年産の農業経営統計(米:東北、小麦・大豆:全国)の生産費(副産物価額差引)より家族労働費を控除したもの。
- 3 小麦、大豆の補助金収入は、20年度に生産調整を拡大して作付けした面積については、さらに地域水田農業活性化緊急対策事業による一時金の交付がある(19年度生産調整達成50千円/10a、20年より達成30千円/10a)。

(5) 設備投資型農業

農業は、野菜農家などは労働集約的といわれるが、米づくりは設備投資型である。農家が農地を所有するのは当然として、その他に次のような資本装備をしていると考えられ、私の試算によるとそれらの取得価額、耐用年数と減価償却費は次のとおりである。

(単位:円)

資産名	取得価額(a)	耐用年数(b)	減価償却費(a ÷ b)
作業小屋(木造モルタル)	7,000,000	14年	500,000
軽トラック	1,000,000	4年	250,000
トラクター(30ps)	3,850,000	7年	550,000
コンバイン(3条刈)	4,500,000	7年	642,857
乾燥機	1,520,000	7年	217,143
田植機(6条)	2,000,000	7年	285,714
動力噴霧機	700,000	7年	100,000
計	20,570,000	8.1年	2,545,714

農家は、農地を保有するほか、作業小屋、軽トラック、農機具等 2,000 万円くらいの固定資産を保有し、毎年の減価償却費は 2,545,714 円である。言葉を変えていうならば、ほぼ 8 年の間に農機具更新のため 20,570,000 円支出しなければならないことになり、年平均 2,545,714 円ということになる。

東北平均の 10a あたりの米の生産費において減価償却費は 24,021 円であり、上記 2,545,714 円の減価償却費がかかるとすれば、10.6ha の水田を必要とすることとなる。

【意見】

平成 22 年度からは「(1) 生産調整に協力した農家の補助金」に示したように、補助金の内容が大幅に変更される予定である。農家にとっては生産調整に協力して他の作物を生産していたのが、その補助金が大幅に変更されることになる。県としても、激変緩和措置を講じる予定であるが、生産調整に協力した農家の不満が高まらないような対策を採る必要がある。

また、今後は麦・大豆への転作の補助金が減るが、稲 WCS や米粉用米、飼料用米は 10a あたりの補助金は 80,000 円と高くなっている。これは、水田を水田のまま利用できるメリットがある。

米粉についてはパンや麺を作るなど話題となっており、小麦が輸入できなくなった場合の研究としては重要だと思うが、米粉の価値が小麦粉を上回る価値をつけ需要を拡大できないと意味がないと思われる。

稲 WCS、飼料用米は、畜産の振興が前提条件となり、今後ますます耕畜連携が重要性を増すと思われる。

なお、米づくりに適さず、10a 当たりの収入が低い場合や、売れ残りの米が生じたり、また生産費が標準よりも高くなったりする場合には、米以外の作物に転作したほうがよいこともある。その場合には、喜多方で小麦を作って喜多方ラーメンを作ったり、鮫川村で大豆を作って豆や味噌を作っている事例があり、このような付加価値をつける取組を推進する必要がある。

【6】農産物加工施設、農産物直売施設について

「農業・農村の動向等に関する年次報告」に記載されている「うつくしま農業・農村振興プラン 21」に掲げた主要指標の各地方における進捗状況は、農産物加工施設と農産物直売施設は目標を上回っているが、それ以外の指標はほとんど目標に到達していないばかりでなく、基準値を下回る状況も見受けられる。各地方の農産物加工施設と農産物直売施設の状況は次のとおりである。

	農産物加工施設		農産物直売施設	
	目標値	現況値	目標値	現況値
県北地方	21	33	46	44
県中地方	-	-	32	44
県南地方	8	17	19	36
会津地方	-	-	44	60
南会津地方	7	18	20	25
相双地方	-	-	29	52
いわき地方	8	12	21	29
計	44	80	211	290

(1) 農産物直売施設の形態について

- ・農協が設置している場合（農協の報告によると直売施設 48 店で売上金額 56 億円）
- ・「道の駅」に直売施設がある場合
- ・市町村が第 3 セクター等を利用して設置している場合
- ・農家が個人やグループでもって設置している場合

(2) 農産物直売施設の利点について

- ・消費者にとってのメリット
 - 新鮮な野菜が買える。
 - 生産者の顔が見えるため、安心・安全である。
 - 直売施設までドライブ気分が味わえる。
 - 市外の直売施設を訪問すると定年退職等により職を離れたと思われる中高年が夫婦やグループで買い物をしている姿が見受けられる。
- ・生産者のメリット
 - 生産したものを販売することにより、少額だが収入増となる。
 - 消費者の顔が見える。

(3) 生鮮農産物の販売について

青果物卸売市場は各地にあるが、卸売市場の場合は前日までに収穫したものが朝卸売市場に展示され、それを小売業者が買って店頭で並べるため、消費者は 1 日前の生鮮野菜を買わざるを得ない。新鮮な野菜を消費者に届けるためには、朝収穫した野菜を昼までに市場に出荷して当日中に消費者の手

に入るようにする必要があると思われるが、例えば、いわき市中央卸売市場の市場年報によれば、当該市場において県産野菜の占める取引量の割合は2割前後しかなく、残りは県外からの野菜で占められている状況となっている。

【意見】

農産物直売施設は、朝収穫した野菜が当日中に食べられる仕組みとなっており、消費者の支持を得ているものと思われる。

さらに、農産物直売施設や農産物加工施設を充実するためには、事業としての施設を目指す必要がある。

農産物全体について、素材で提供するより加工したほうが、さらには、最終消費者に近いところで販売することによってより付加価値が高まるので、直売施設での直接販売や加工施設での特産品の製造・販売は、農業者の所得向上に繋がるとと思われる。

こうした高付加価値化への取組みは副業的に行うものではなく、農家にとって事業といえるような直売施設にする必要がある。そのためには、次のような対策を採る必要がある。

できたものを単純に売るというのではなく、消費者の必要とする野菜を揃える必要がある。

飲食店などの業者が来るようにするためには、商品を欠かさないことである。農産物は天候に左右されるとしても、事業であるためにはある程度の品揃えが必要である。

一つの直売施設で消費者の希望する商品が揃わない可能性もあるので、直売施設同士のネットワークづくりをする必要がある。

野菜だけ売っていても売上金額が伸びず、事業とするには加工品を作ることや果物を加える必要がある。

農業総合センターについて

1 農業総合センターの組織

農業総合センターは、次の研究所等で構成されている。

各研究所	所在地	職員数
本部	郡山市日和田町高倉字下中道 116 番地	179 人
果樹研究所	福島市飯坂町平野字檀の東 1 番地	34 人
畜産研究所		
本 所	福島市荒井字地蔵原甲 18 番地	54 人
養鶏分場	郡山市富田町字満水田 2 番地	11 人
沼尻分場	耶麻郡猪苗代町大字蚕養字日影山乙 3696 番地	18 人
会津地域研究所	河沼郡会津坂下町大字見明字南原 881 番地	33 人
浜地域研究所	相馬市成田字五郎右工門橋 100 番地	17 人
農業短期大学校	西白河郡矢吹町一本木 446 番地 1	57 人
計		403 人

職員数は平成 20 年度の定期監査資料より

2 農業総合センターの歳入及び歳出

農業総合センターの平成 20 年度の歳入及び歳出は次のとおりである。

農業総合センター歳入(平成20年度)

(単位:千円)

科目		収入済額						
款	項	本部	果樹 研究所	畜産 研究所	会津地域 研究所	浜地域 研究所	農業短期 大学校	計
使用料及び手数料		2,725	32	1,317	37	7	12,480	16,598
	使用料	2,725	32	1,317	37	7	12,480	16,598
	行政財産使用料	2,725	32	1,317	37	7	45	4,164
	農業水産業使用料	0	0	0	0	0	12,434	12,434
財産収入		18,822	9,341	115,597	6,497	1,657	28,087	180,001
	財産運用収入	0	0	0	2	0	353	355
	財産貸付収入	0	0	0	2	0	353	355
	財産売払収入	18,822	9,341	115,597	6,496	1,657	27,733	179,646
	物品売払収入	7	0	47,153	0	0	6,514	53,674
	生産物売払収入	18,814	9,341	68,444	6,496	1,657	21,220	125,972
諸収入		744	71	201	76	37	389	1,519
	雑入	744	71	201	76	37	389	1,519
	違約金及び延納利息	0	0	0	0	0	0	0
	雑入	744	71	201	76	37	389	1,519
合計		22,291	9,445	117,115	6,610	1,701	40,955	198,118
証紙収入								
	肥料登録申請手数料	105						105
	肥料登録更新申請手数料	57						57
	農業短期大学校入学検定料						150	150
	農業短期大学校入学料						350	350
計		162	0	0	0	0	500	662

農業総合センター歳出(平成20年度)

(単位:千円)

款	項	科目	支出済額					計	
			本部	果樹 研究所	畜産 研究所	会津地域 研究所	浜地域 研究所		農業短期 大学校
総務費			1,313	208	9	190	2	687	2,409
	総務管理費		1,313	208	9	190	2	687	2,409
労働費			1,231	461	0	575	448	271	2,986
	雇用対策費		1,231	461	0	575	448	271	2,986
農林水産業費			353,362	63,105	246,786	42,937	18,925	93,164	818,279
	農業費		347,047	63,105	40,657	42,937	18,925	92,388	605,059
	農業総務費		44,482	7,829	30,829	5,914	1,851	7,545	98,450
	農業振興費		540	15	3,329	0	0	36	3,921
	農作物対策費		10	0	0	0	10	0	20
	農業改良振興費		6,064	5,269	466	276	2,427	0	14,501
	農業改良普及費		3,653	0	0	404	2,839	122	7,018
	植物防疫費		16,350	1,042	0	0	0	4	17,396
	水田農業振興費		2,518	0	0	7,955	15	0	10,487
	流通対策費		2,532	0	0	0	0	0	2,532
	園芸特産振興費		837	96	0	100	113	0	1,145
	広域農業開発費		0	0	125	0	0	0	125
	県立農業短期大学校費		735	0	0	0	0	78,564	79,299
	農産加工開発研修費		105	0	0	0	0	4,814	4,918
	農業研究費		269,221	48,855	5,908	28,288	11,672	1,303	365,247
	畜産業費		4,057	0	206,129	0	0	776	210,962
	畜産総務費		60	0	676	0	0	776	1,512
	畜産振興費		154	0	38,619	0	0	0	38,773
	畜産保健衛生費		0	0	27	0	0	0	27
	畜産研究費		3,843	0	166,807	0	0	0	170,650
	農地費		2,258	0	0	0	0	0	2,258
	農業生産基盤整備事業費		428	0	0	0	0	0	428
	国土調査費		113	0	0	0	0	0	113
	農村整備事業費		1,717	0	0	0	0	0	1,717
商工費			0	28	56	1,399	0	0	1,483
	商工業費		0	28	56	1,399	0	0	1,483
	工業振興費		0	28	56	1,399	0	0	1,483
	合計		355,906	63,802	246,851	45,100	19,375	94,122	825,157
職員費			932,667	182,410	454,288	145,184	72,172	342,179	2,128,899
減価償却費(注)			323,782	4,862	40,478	13,559	3,675	0	386,356
	建物		108,377	3,282	21,160	6,437	1,827	0	141,083
	重要物品		215,404	1,580	19,318	7,122	1,848	0	245,273
	総合計		1,612,355	251,074	741,617	203,843	95,222	436,301	3,340,412

(注)減価償却の計算方法:定額法 耐用年数:建物50年、重要物品5年 残存価額:0円
 取得年度の翌年度から償却 なお、一般物品は重要性がないので計上しない
 ただし、農業短期大学校については、今回監査をしていないので表示して
 ない。

その他に、農林水産試験研究機関整備費 2,434,000 千円がある。

財産収入のうち生産物売払収入は生産した農畜産物の販売収入であり、畜産研究所の物品売払収入は肥育試験牛・豚等の販売収入である。

農業総合センターの農業短期大学校を除く歳入歳出合計は、それぞれ歳入 157,163 千円、歳出 731,035 千円であり、収支差額はマイナス 573,872 千円となる。それに職員費 1,786,720 千円及び減価償却費 386,356 千円を加算すると 2,746,948 千円の予算を使い 346 名の職員で運営している。

3 研究成果と普及状況

農業総合センターの現在研究中のテーマや、今までの主な研究成果及び農林事務所の研究テーマへの協力状況や研究成果の普及活動状況は次のとおりである。

農業総合センター		農林事務所等			
担当	研究テーマ	研究	実証	実証 展示	普及
本部	水稻糯新品種「あぶくまもち」の育成				
	いちご新品種「ふくはる香」「ふくあや香」の育成				
	アスパラガス新品種「ハルキタル」、紫アスパラガス新品種「はるむらさきエフ」の育成				
	リンドウ新品種「ふくしましおん」、「ふくしまほのか」の育成				
	バイオテクノロジーを用いた品種開発の効率化			-	-
本部(会、浜)	「ふくしま型」水稻有機栽培技術の実証				
本部(会)	地元産小麦「ゆきちから」を中華麺に利用するための栽培法の確立と販売戦略の検討				
本部	野蚕及び家蚕の絹フィブロイン粉末の製造方法			-	
	郡山市特産の「阿久津曲がりねぎ」の特性解明				
	夏秋野菜での防虫ネット栽培の確立				
	水環境にやさしい水田の管理技術				
	水稻栽培における畜産物由来有機物の適性施用量の算出法				
	バイオテクノロジーを用いた病害虫診断技術の開発				
会津	そば新品種「会津のかおり」の育成				
	県が育成したリンドウ新品種「ふくしまさやか」、「ふくしまかれん」の開花促進技術の開発				
	会津地域に適したベリー類の栽培特性の研究				
浜	ハンディプロアの送風によるトマトの受粉技術の開発				
本部	県が育成したイチゴの販売戦略				

農業総合センター				農林事務所等	
担当	研究テーマ	研究	実証	実証 展示	普及
果樹	主要果樹(モモ、ナシ、オウトウ)の樹型改良による省力・高品質化				
	ブドウ新品種「あづましずく」の育成				
	気候温暖化に対応したリンゴ優良着色系統の探索				
	ナシ新害虫ナシシンクイタマバエの発生生態と防除法の確立				
本部(会、浜、果樹)	農作物の作柄調査				
畜産研究所 本所(牛)	高能力家畜生産のための受精卵移植技術の開発		-		
	DNA解析を活用した家畜の育種改良技術の開発		-	-	-
	自給飼料による乳牛の飼養管理技術の開発		-	-	
	乳用牛の省力化管理技術の確立			-	
	黒毛和牛種雄牛の造成技術の確立		-	-	
	銘柄福島牛の効率的生産技術の確立(和牛の効率的生産技術の確立)			-	
(豚)	産肉能力の高いデュロック種(新系統)の造成		-	-	
	高品質豚肉生産技術の確立		-	-	
	牧草・飼料作物の優良草種・品種の選定			-	
	耕作放棄地における牧草導入技術の開発				
養鶏分場	「会津地鶏」と「ふくしま赤シャモ」の改良と開発		-	-	
	地鶏の生産性向上や高付加価値技術の開発			-	
沼尻分場	牧草地の草勢回復技術の開発			-	
	国産飼料による肉用牛の育成・肥育技術の確立		-	-	

注)農業総合センター(研究、実証)、農林事務所等(実証展示、普及)の評価(進捗状況)については、完了済:、実施・活動中:、未実施:、適用なし:-とした。

なお、本部及び畜産に関する試験は飼料作物の選定を除き、現地実証試験は不可能である。また、研究成果のうち試験研究機関が直接利用する技術で、生産現場へ普及させる技術でないものもある。

農業総合センターの実証:農法を確立するための実験としての実証

農林事務所等の実証:確立された農法を普及するための展示実証

研究成果はたくさんあるが、その中から私が注目する点は次のとおりである。

「ふくしま型」水稲有機栽培技術の実証

平成18年から3年間水稲の有機栽培、特別栽培の実証研究をすることになっており、各農林事務所で実証圏による展示普及されている。

夏秋野菜の防虫ネット栽培法の確立

夏秋野菜の露地栽培に、防虫ネットを使用して病害虫から野菜を守り、安定的な栽培をするものである。特にきゅうりについては、生産量が増えるほか、スレによる曲がりがなくなり生産物に対する出荷割合が高い。

ぶどう新品種「あづましずく」の育成

ぶどうは、秋に収穫されるが「あづましずく」は需要期のお盆前の 8 月中旬に収穫される新品種である。

「会津地鶏」と「ふくしま赤シャモ」の改良と開発について

「会津地鶏」は、会津地方において生産拡大しようとする品種であり、「ふくしま赤シャモ」は、「川俣シャモ」として有名である。

国産飼料による肉用牛の育成・肥育技術の確立

今後食料稲から稲 WCS や飼料用米などへの転作に対し補助金が多くなる状況であるので、国産飼料による畜産の研究は重要である。

現在、育成用濃厚飼料の 25% は国産飼料で代替できるとしている。

【意見】

平成 21 年 11 月 13 日政府の行政刷新会議による「事業仕分け」において、次世代スーパーコンピュータ（スパコン）開発のための補助金 267 億 5,900 万円が「効果が国民に見えない」などとして「限りなく予算計上見送りに近い削減」と判定された。これに対し、ノーベル化学賞受賞者の 1 人で理化学研究所理事長野依良治氏は「先進各国がオリンピックと同じように国の威信をかけてスパコンの開発にしのぎを削っている。いったん凍結すれば瞬く間に他国に追い抜かれる」と説明した上で、「凍結を主張する方々は、将来、歴史という法廷に立つ覚悟ができているのか」と痛烈な批判を展開した。

上記の議論では、本来費用対効果が問題となるべきところ、効果を示すデータが作成されてなかったことから、感情的な議論になったものと思われる。科学技術への投資に対する効果が充分示されていれば行政刷新会議で議論する必要もなかったと考えられる。

一方で、農業総合センターについても、長期間投資が継続されており、その費用対効果は充分あるものと思われるが、経済効果などを分かりやすく示す一覧表などは作成されていない。

農業総合センターは、農業短期大学校に 57 名の職員がいるが、その他に 346 名の職員を抱え、2,746,948 千円の予算を使い農業振興のため研究開発をしている。この研究成果は、農林事務所等と協力しつつ農家に普及させ、農家を豊かにさせるものでなければならない。

したがって、研究成果がどれだけ農家を豊かにすることに役立っているかを把握するために、研究成果の利活用状況について検討する必要がある。

4 重要物品及び一般備品の現物確認の結果について

(1) 重要物品

- ・廃棄済にもかかわらず手続をしておらず台帳より除却していなかったもの：1件
(畜産研究所 農業トラクター作業機)
- ・備品シールに不備があったもの：1件
(畜産研究所 ふん尿処理機)
- ・使用できる状態になく、使用予定がないにもかかわらず処分していないもの：3件
(農業総合センター本部 炭酸ガス検知器、スライド作成装置)
(畜産研究所〔養鶏分場〕冷凍機)
- ・使用可能だが使用しておらず、使用の予定もないもの：4件
(果樹研究所 遠心分離器、クロマトグラフ装置)
(畜産研究所 光度計、窒素分解装置)
- ・故障中で修理のめどが立たないもの：1件
(畜産研究所 農業トラクター作業機)

(2) 一般備品

- ・平成18年に農業総合センターに組織改編されたときに引き揚げてしまった国からの事業に使用していたため、現在は使用されず保管されたままになっているもの：4件(この他にもいろいろな機械器具が現在倉庫のようになっている3階にて保管された状態であった)
(果樹研究所 電子計算機、サンドバス、沈降器、凍結乾燥機)
- ・使用可能だが使用しておらず、使用の予定もないもの：4件
(果樹研究所 加湿器、選別機、エアコンプレッサー、嗅覚計)
- ・使用できる状態になく、使用予定がないにもかかわらず処分していないもの：1件
(果樹研究所 グラスカッター)

【指摘事項】

廃棄済にもかかわらず台帳から除却していなかったものについては早急に手続をすべきであり、備品本体に添付の備品シールに間違いのあったものについても早急に訂正すべきである。

壊れているなど使用できなくなっているものについては廃棄の手続をすべきである。

また、新しい機械を導入するなどしてもう使用していない、かつ使用の予定もないものについては廃棄処分することも検討すべきである。

5 物品の管理について

農業総合センター本部及び各研究所等における定期監査資料の原材料その他の出納状況調、重要物品に関する調について、平成 19 年度期末繰越残と、平成 20 年度期首繰越残を突合した結果、次のような不突合があった。

- (1) 農業総合センター本部
・ 原材料その他の出納状況調

劇薬名	H19 期末	H20 期首	理 由
アセトニトリル(残留農薬分析用)	2.5	1.9	H20 年度資料記載誤り
硝酸銀特級(500g)	7g	37g	H19 年度資料記載誤り
水酸化ナトリウム粒状	960g	0	H20 年度資料記載漏れ
酒石酸酸化アレチモン()カリウム 0.5 水和物	0	8g	H19 年度資料記載漏れ
ベンスルフロンメチル	0	150g	H19 年度資料記載漏れ
アセトニトリル	3	9	H19 年度資料記載誤り
塩酸	170m	450m	H20 年度資料記載誤り
硝酸銀	470g	490g	H19 年度資料記載誤り
アドマイヤー水和剤	0	1350g	H19 年度資料記載漏れ
マラバッサ乳剤	0	1000m	H19 年度資料記載漏れ
マブリック水和剤	0	480g	H19 年度資料記載漏れ
バスアミド微粒剤	0	10 kg	H19 年度資料記載漏れ
カルホス微粒剤	0	3 kg	H19 年度資料記載漏れ
アジ化ナトリウム	0	20g	購入時、普通物であったが(容器に劇毒物の表示なし) H11 年に毒物指定されたことが H19 年度に判明し、H20 年度から追記した。
アグロスリン乳剤	0	500m	H20 年度資料記載誤り
エチメトン粒剤 6	0	9 kg	H20 年度資料記載誤り
エチレンクロルヒドリン	0	450m	H19 年度資料記載漏れ
エルサン乳剤	0	3000m	H19 年度資料記載漏れ
リフレクトクワントアンモニウムテスト	28m	16.24m	H20 年度資料記載誤り
リフレクトクワントリン酸テスト	28m	66.08m	H20 年度資料記載誤り
〃(リフレクトクワントアンモニウムテスト)	56m	50m	H20 年度資料記載誤り

水酸化ナトリウム（窒素測定用）	60g	1000g	H20 年度資料記載誤り
水酸化ナトリウム	0	138g	H20 年度資料記載誤り
メタノール	0	6000m	H19 年度資料記載誤り
ダズバン DF	0	167g	H20 年度資料記載誤り
スプラサイド乳剤	0	1000m	H20 年度資料記載誤り
エビセクト水和剤	0	1000g	H20 年度資料記載誤り

(2) 果樹研究所
・原材料その他の出納状況調

劇薬名	H19 期末	H20 期首	理 由
アセトアルデヒド 1級(500m)	0	250m	H20 年度資料記載誤り
塩化バリウム（500g）	0	300g	H20 年度資料記載誤り
塩酸ヒドロキシルアミン（100g）	0	90g	H20 年度資料記載誤り
シクロヘキシミド（5g）	0	10g	H20 年度資料記載誤り
重クロム酸カリウム 特級	47g	847g	H20 年度資料記載誤り
シュウ酸ナトリウム（50g）	0	40g	H20 年度資料記載誤り
臭素 特級（25g）	0	25g	H20 年度資料記載誤り
セレン標準液（100g）	0	100g	H20 年度資料記載誤り
ソーダタルク 暗青色（50g）	0	50g	H20 年度資料記載誤り
フェノールジスルホン酸溶液（100m）	0	70g	H20 年度資料記載誤り
ヨウ素 特級（25g）	105.8g	138.8g	H20 年度資料記載誤り
硫酸 1級（500m）	2500m	2800m	H20 年度資料記載誤り

(3) 畜産研究所本所
・重要物品

品名	H19 期末	H20 期首	
運搬車	4 台	3 台	H19 年度資料記載誤り
受精卵凍結装置	3 台	1 台	H20 年度資料記載誤り
抽出試験器	2 台	1 台	H19 年度資料記載誤り

(4) 浜地域研究所
・原材料その他の出納状況調

劇薬名	H19 期末	H20 期首	理 由
TD 粒剤	0.8 kg	-	H19 年度資料記載誤り
ダイシストン粒剤	6.1 kg	-	H19 年度資料記載誤り

【意見】

今後、定期監査資料作成にあたっては、複数職員により、前年度監査資料の期末数量との突合及び監査対象年度の物品出納簿の内容チェックを実施する必要がある。

(5) 劇薬の出納簿について

劇薬は物品出納簿で管理することになっているが、日々の受払について「補助簿」と称したメモで管理し、1月分をまとめて受払の状況を物品出納簿に転記している事例が確認された。

【指摘事項】

本来、物品出納簿で日々の受払自体を管理すべきものであり、財務規則に沿って、受払の都度、物品出納簿で管理すべきである。

6 農業総合センター本部について

・農業総合センターの土地の地目について

農業総合センターの敷地については、購入時のまま使用しているため、その地目の大部分が「田」となっている。

【意見】

福島県公有財産規則第46条によれば、「財産管理者は、その管理に係る公有財産について、土地、建物、工作物、立木竹、動産、物権、無体財産権、有価証券、出資による権利又は財産の信託の受益権の種目、分類等に従い、県有財産台帳及び付属図面を備えなければならない。」とあるが、土地を合筆して用途別に区分し、分筆すべきである。

7 畜産研究所について

平成20年度の畜産研究所の本所、養鶏分場、沼尻分場別の歳入、歳出状況は次のとおりである。

平成20年度 畜産研究所 歳入・歳出状況 (単位:千円)

【歳入】		本所	養鶏分場	沼尻分場	計	備考	
使用料及び手数料		1,086	80	151	1,317		
財産収入	乳用牛	動物	1,579		1,579	廃用牛	
		生産物	24,565		24,565	牛乳、子牛	
	肉用牛	動物	22,541		13,686	肥育牛、廃用牛	
		生産物	4,577		6,322	子牛、精液、受精卵	
	豚	動物	4,666		4,666	廃用豚、試験豚	
		生産物	27,087		27,087	肥育豚	
	鶏	動物		4,587		4,587	廃用鶏、試験鶏
		生産物		5,893		5,893	卵、雛
	計	動物	28,786	4,587	13,686	47,059	
		その他		47	47	94	鉄くず等
生産物		56,229	5,893	6,322	68,444		
小計		85,015	10,527	20,055	115,597		
諸収入		145	34	22	201		
合計 (a)		86,246	10,641	20,228	117,115		

【歳出】		本所	養鶏分場	沼尻分場	計	備考
報酬		1,819	1,826		3,645	
賃金		19,428	3,051	4,541	27,020	
旅費		3,311	367	275	3,953	
需用費	消耗品費	26,017	3,496	6,257	35,770	
	燃料費	7,625	1,236	2,229	11,090	
	食糧費	15			15	
	印刷製本費	2,144	4		2,148	
	光熱水費	6,655	3,673	1,336	11,664	
	修繕費	10,124	624	2,006	12,754	
	飼料費	47,845	10,214	8,631	66,690	
	医薬材料費	3,190	617	1,740	5,547	
小計		103,615	19,864	22,199	145,678	
役務費		10,624	1,014	1,814	13,452	
委託料		4,306	20,860	442	25,608	
使用料及び賃借料		884	708	116	1,708	
工事請負費			2,415		2,415	
原材料費		400	0	1,165	1,565	
備品購入費		18,781	373	1,957	21,111	
負担金補助・交付金		337	9	4	350	
公課費		147	34	164	345	

〔歳出〕	本所	養鶏分場	沼尻分場	計	備考
合計	163,652	50,521	32,677	246,850	
職員費	286,413	56,355	111,520	454,288	
減価償却費	14,856	2,255	4,049	40,478	
建物	14,856	2,255	4,049	21,160	
重要物品				19,318	
総合計 (b)	464,921	109,131	148,245	741,616	
差引 (a-b)	378,675	98,490	128,017	624,501	

(注)減価償却の計算方法:定額法 耐用年数:建物50年、重要物品5年
 残存価額:0円 取得年度の翌年度から償却
 ただし、重要物品については区分が不明だったため
 一括して計上した

畜産研究所の歳入は 117,115 千円、歳出は 246,850 千円、差引 129,735 千円の歳出超過であるが、職員費及び減価償却費等を含めると 624,501 千円と多額の予算を使っていることになる。

(1) 国内飼料による肉用牛肥育の技術開発について

今まで肉用牛は主に輸入飼料の濃厚飼料を使って良い肉牛を飼育し、肉用牛の品評会などでランク付けされてきた。県も育成用濃厚飼料の 25%までは国内飼料で代替できる技術は確立しているようであるが、国もこれから稲 WCS や飼料用米の生産を推奨すると思われるので、国内飼料を 100%使用し良質な肉を生産する技術の開発が必要と思われる。

(2) 効率的な肥育技術の開発について

肉用牛の肥育は、輸入牛肉と競合しないように高品質の牛肉の生産に研究の重点が置かれている。しかしながら、あまりにも高品質になり高価となつては消費者の手が届かないことになり、現在の高価な価格が維持できなくなったり売れなくなったりすることが考えられる。県も次のとおり試験研究に取り組み、下記のような成果を得ている。

研究課題名	成果の概要
国産飼料を活用した牛肉生産技術の確立	黒毛和種子牛の育成期間の配合飼料を、国産飼料(飼料イネ圧ぺん朶、コーンサイレージ、稲ソフトグレインサイレージ)で代替できる割合(TDNベースで25%)を確認した。 和牛肥育仕上げ期の圧ぺん大麦給与を飼料イネ圧ぺん朶で代替できることを実証した。
肉用育成牛の効率的飼養管理技術の確立	自動哺乳機の効率的な代用乳哺乳プログラムを明らかにするとともに、その導入の経済性を明らかにした。 近交度や母性効果を考慮した子牛の保育育成方法について、育種価グループ等で分類し、子牛発育を改善するための推奨保育様式を示した。

銘柄福島牛の効率的生産技術の確立	セリ導入後の黒毛和種子牛を粗飼料多給による「腹づくり」を促進することにより、その後の発育が改善され枝肉成績も良好な結果を示すことを実証した。
------------------	--

【意見】
種雄牛の開発は重要であるが、安い肥育費用である程度の品質の牛肉を生産する技術の開発や、さらにおいしく食べる商品開発に重点をおくことも検討する必要がある。

(3) 畜産経営における生産費、販売額、所得について

(単位:円)

	計	生産費(物財費のみ)				販売額	所得	備考
		飼料費	もと畜費	償却費 (建物、 機械)	その他			
肉用牛繁殖 (子牛1頭 あたり)	272,860	159,372		17,159	96,329	508,409	235,549	福島農林 水産統計 年報(H18)
肉用牛肥育 (1頭あたり)	892,110	250,459	577,401	27,637	36,613	993,557	101,447	福島農林 水産統計 年報(H18)
養豚一貫 (1頭あたり)	22,402	18,258		1,383	2,761	30,894	8,492	福島農林 水産統計 年報(H18)

その他には敷料費、光熱水料費、動力費、獣医師料費、医薬材料費、諸材料費、賃借料等を含む。

もと畜費とは、子牛の仕入代金である。

【意見】
畜産研究所は、開発した技術の普及のためにも生産コストを提示できるものは明らかにし、その普及を促進すべきである。

(4) 畜産研究所本所について

収入事務について

畜産研究所において、平成21年3月16日に豚5頭を250,000円で売払う契約を締結した。代金の納期限は平成21年3月30日であり、代金納入を確認した後に豚の譲渡が行われる予定であったが、実際の入金日は平成21年4月16日であり、豚の引き渡しも同日に行われた。

県の処理

収入調定 平成21年3月16日

生産物出納簿 平成21年4月16日 払出(平成20年度出納簿で処理)

畜産研究所の種豚譲渡要領には遅延利息徴収の規定はない。

【指摘事項】

生産物の売払いにあたっては、売払代金の納入の確認後に生産物を相手方に引き渡すことになっているが、納期限までに納入されない時は、遅延利息や納期限から実際の引渡日までにかかった飼料代等の飼育費用を請求できるように種豚譲渡要領を見直すべきである。

物品の検収事務について

福島県財務規則第 140 条第 1 項によれば、「購入物品の納入を受けるときは、納入者から当該物品の品目、規格、数量及び納入年月日並びに納入者の住所及び氏名（法人にあつては、所在地並びに名称及び代表者の氏名）を記載した納品書を徴し、当該物品の受入れのため、必要な検査をするとともに、物品検収調書を作成しなければならない。」とある。

畜産研究所本所は、福島県酪農業協同組合より飼料を購入しているが、法人の名称のみが記載された納品書が持参され、それを検収している。住所及び代表者名の記載がないため、1 月分まとめて納入者の住所及び氏名が記載された納品書を別途徴し、物品検収調書としている。

【指摘事項】

物品を受領するときは、納品書を受領し、納入者に対し物品受領書を発行するのが当然であり、その都度の納品書が検収調書になるものである。

よって、畜産研究所本所は、納入者に対してその都度の納品書に住所、氏名を記載するよう指導すべきである。

(5) 養鶏分場について

物品の管理について

養鶏分場において、平成 21 年 2 月 4 日にコピー用紙 10 箱分（18,900 円）を一括購入していた。

【指摘事項】

当該年度では 2 月から 3 月に必要なコピー用紙を購入し、4 月以降については、新年度で計画的に準備・購入すべきである。

地鶏の生産費について

畜産経営における生産費、販売額、所得

(単位:円)

	計	生産費(物財費のみ)				販売額	所得	備考
		飼料費	もと畜費	償却費 (建物、 機械)	その他			
ブロイラー (100羽 あたり)	34,700	24,000	6,200	1,800	2,700	41,000	6,300	農林公庫 調査(H18)
地鶏 (100羽 あたり)	91,600	62,300	14,700	9,900	4,700	150,000	58,400	養鶏分場 試算

- 1 その他には敷料費、光熱水料費、動力費、獣医師料費、医薬材料費、諸材料費、賃借料等を含む。
- 2 ブロイラーも地鶏もともに成長すると1羽約3kgになる。

会津地鶏について

会津地鶏とは

「会津地鶏(純系会津地鶏)」は、普通の鶏と比べて小駆で産卵性も乏しいため飼育数も少なく絶滅寸前だった。

昭和62年から63年にかけて会津地方(下郷村・会津若松市・新鶴村(現 会津美里町)・湯川村)で飼育されていたものを、当時の養鶏試験場職員が譲り受け、同場でその原種を維持、増殖。

県は、平成3年度に「会津地鶏」交配様式を決定し(三元交配)、平成4年度から普及を開始し、純系会津地鶏は本県の重要な遺伝資源として養鶏分場にて約400羽規模で系統を維持。

「【純系】会津地鶏」の大型化を目指し且つ純系の特徴を色濃く残すべく育種改良した「【大型】会津地鶏」、さらに「大型会津地鶏」から高品質の肉用種とすべく交配させた「会津地鶏」が誕生。

この三元交配された「会津地鶏」(コマーシャル鶏)の在来種由来血液百分率は75%である。性格は、強健で飼いやすいとされ、姿も他の地鶏にはみられない美しい羽装をもつ、高品質の肉用鶏。

福島県のブランド商品でもある会津地鶏は、肉のコク、うま味に優れているが、さらに飼育期間をブロイラー鶏の場合の55~60日のほぼ倍の110~120日とし、飼育場所も広くし自由に動き回れる平飼いで飼育するため、肉は上質になると言われている。また、福島県の鶏肉としては川俣シャモと並んでブランド商品として認証されている。昨年秋に、地元スーパーではブロイラー128円/100gに対して、会津地鶏428円/100gで販売されていた。

【意見】

養鶏分場資料による試算によると、会津地鶏の生産費は 100 羽あたり 91,600 円、販売額 150,000 円、所得 58,400 円とされているが、生産費の中に鶏舎の償却と思われる償却費 9,900 円が計上されている。鶏舎の投資額は投資時に全て費用にすることなく、何年使えるかという使用期間（耐用年数）に費用が配分され、投資額を回収することになる。すなわち、鶏舎に投資した場合に鶏舎が使えなくなるまで会津地鶏の生産を続ける必要がある。

よって、長期的な販売戦略及び飼育費用削減計画の確立が望まれる。
なお、販売戦略等として想定される内容は以下のとおりである。

販売戦略

地元で消費する。

会津地鶏を使った料理コンテストを行って代表的な調理品（名産品）を数種類作る。

地域の旅館・ホテル・飲食店で常時提供するほか、家庭料理とする。

小売業にも店頭で並べて売ってもらう。

関係者が納得する販売価格を設定する。

飼育費用の削減

上記の販売価格が決まったら、その販売価格で採算が合うような飼育費用で会津地鶏を飼育できるような体制を作る。

販売費用の削減

地域の旅館・ホテル等と販売契約をし、販売費用を削減する。

最近企業の農業参入もみられるので、旅館・ホテル等による会津地鶏の育成を促す。

8 会津地域研究所について

・ 公有財産について

職員公舎 5 棟、物置 3 棟が使用されておらず、遊休化していることが確認された。

【意見】

遊休化している職員公舎、物置については、今後の使用可能性や老朽化の状況（倒壊の危険性）などを確認したうえで、取り壊しを検討する必要があると考えられる。

9 その他

今回の農業総合センターの往査を通じて、福島県財務規則の規定について、見直しを検討しても良いのではと思われた点があるので、併せて記載する。

・ 除却した物品の管理について

福島県財務規則第 133 条第 3 項で「物品管理権者は物品管理簿を整理しなければならない」と規定されているが、規則では除却した物品の管理簿の取扱いについては規定されていない。

福島県財務規則施行通達 133 条関係では、「物品管理簿は、端末機器の電子計算組織の表計算ソフトウェアを利用して作成し、管理する。」と規定され、また「(除却した物品については、) これらの処分を行った調書の保存期間経過後の電子計算組織の記録は削除することができる。」となっており、調書の保存期間である 5 年間は物品管理簿から除却した物品を削除できないことになっている。

【意見】

物品の除却にかかる処分を行った調書等は 5 年間保存するのであるから、除却した物品については、除却した次の年度から物品管理簿で管理しなくても済むように規定の見直しを検討したほうが良いと思われる。

農林事務所について

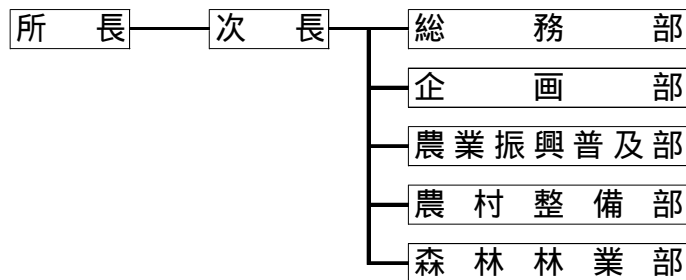
1 農林事務所の所在地と組織

県内には7つの農林事務所があり、それらの組織等は次のとおりである。

(1) 農林事務所の所在地

県北農林事務所	福島市杉妻町5番75号
県中農林事務所	郡山市麓山一丁目1番1号
県南農林事務所	白河市昭和町269番地
会津農林事務所	会津若松市追手町7番5号
南会津農林事務所	南会津郡南会津町田島字根小屋甲4277番地の1
相双農林事務所	南相馬市原町区錦町一丁目30番地
いわき農林事務所	いわき市平字梅本15番地

(2) 農林事務所の組織



(3) 農林事務所の職員数(平成21年5月1日現在)

(単位:人)

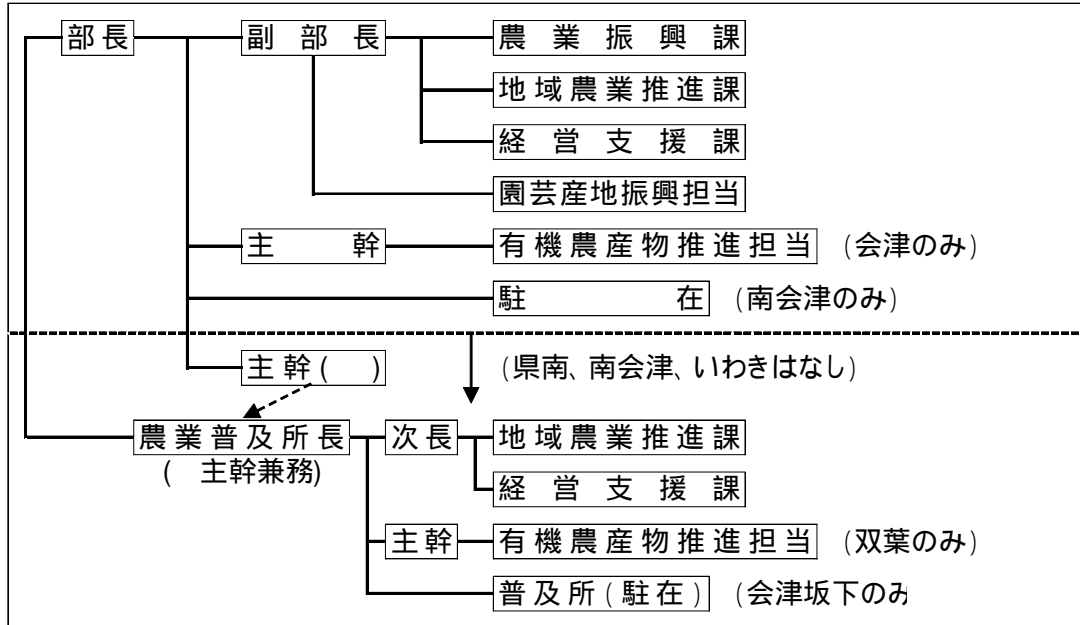
農林事務所 等の組織 農林事務所 等の名称	A			B	C	D	計	A	B + C + D 現業部門	1	2	3
	所長・次長	総務部	企画部	農業振興普及部	農村整備部	森林林業部						
県北農林事務所	2	9	12	32	22	18	95	23	72	75.8%	33.7%	44.4%
伊達農業普及所				16			16	0	16	100%	100%	100%
安達農業普及所				14			14	0	14	100%	100%	100%
小計	2	9	12	62	22	18	125	23	102	81.6%	49.6%	60.8%
県中農林事務所	2	8	12	29	34	20	105	22	83	79.0%	27.6%	34.9%
田村農業普及所				13			13	0	13	100%	100%	100%
須賀川農業普及所				17			17	0	17	100%	100%	100%
小計	2	8	12	59	34	20	135	22	113	83.7%	43.7%	52.2%
県南農林事務所	2	6	9	26	21	16	80	17	63	78.8%	32.5%	41.3%
会津農林事務所	2	10	12	28	35	34	121	24	97	80.2%	23.1%	28.9%
喜多方農業普及所				13			13	0	13	100%	100%	100%
会津坂下農業普及所				14			14	0	14	100%	100%	100%
小計	2	10	12	55	35	34	148	24	124	83.8%	37.2%	44.4%
南会津農林事務所	2	6	6	18	12	22	66	14	52	78.8%	27.3%	34.6%
相双農林事務所	2	8	10	26	34	16	96	20	76	79.2%	27.1%	34.2%
双葉農業普及所				14			14	0	14	100%	100%	100%
大柿ダム管理事務所					3		3	0	3	100%	0%	0%
富岡林業指導所						6	6	0	6	100%	0%	0%
小計	2	8	10	40	37	22	119	20	99	83.2%	33.6%	40.4%
いわき農林事務所	2	6	6	18	13	18	63	14	49	77.8%	28.6%	36.7%
計	14	53	67	278	174	150	736	134	602	81.8%	37.8%	46.2%

- 1 農林事務所全体のうち現業部門職員の占める割合
- 2 農林事務所全体のうち農業振興普及部職員の占める割合
- 3 現業部門職員のうち農業振興普及部職員の占める割合

2 農業振興普及部の概要

(1) 農業振興普及部の組織

農業振興普及部（以下「普及部」という。）及び農業普及所（以下「普及所」という。）の組織体制は概ね次のとおりである。



(2) 農業振興普及部の歳出予算

農業振興普及部の平成20年度の予算執行状況は下記のとおりである。

農林事務所別歳出予算執行実績調(定期監査資料より。なお、職員費については別に聞き取りしたもの)

款:農林水産業費「決算額」

(単位:千円)

項目/主な事業費	県北	県中	県南	会津	南会津	相双	いわき	合計
農業費	412,073	499,421	204,390	574,616	179,647	281,379	150,805	2,302,331
農業総務費	13,567	20,497	13,162	13,431	7,388	14,099	5,933	88,077
農業振興費	371,631	441,697	177,038	515,443	161,682	229,787	106,890	2,004,168
農業委員会費 交付金等	29,718	35,409	17,760	33,513	7,286	26,910	7,833	158,429
中山間地域等直接支 払事業費 交付金	273,971	350,189	114,616	418,325	50,946	158,250	91,714	1,458,011
戦略的産地づくり総合 支援事業 補助金	57,087	42,150	41,379	53,439	15,826	34,681	3,233	247,795
その他	10,855	13,949	3,283	10,166	87,624	9,946	4,110	139,933
農業構造改善対策費	21	34	45	34	16	69	50	269
農作物対策費	254	234	79	224	55	160	74	1,080
農業改良振興費	3,223	2,362	1,515	4,204	88	7,053	1,183	19,628
農業改良普及費	14,069	17,272	5,562	19,191	6,599	16,672	4,604	83,969
植物防疫費	389	389	296	518	305	415	337	2,649
農業共済事業指導費	-	1	4	11	10	4	6	36
農林金融対策費	163	256	173	238	117	182	135	1,264
農業協同組合指導費	13	18	41	33	84	84	94	367
水田農業振興費	7,871	9,596	6,152	19,903	1,782	11,680	2,226	59,210
食糧需給対策費	212	412	28	37	12	428	36	1,165
流通対策費	292	6,338	121	605	1,414	285	2,498	11,553

項目	主な事業費	県北	県中	県南	会津	南会津	相双	いわき	合計
	園芸特産振興費	252	242	132	741	95	353	26,674	28,489
	広域農業開発費	116	74	32	-	-	108	65	395
	農業研究費			10					10
	畜産業費	16,206	21,296	20,613	5,616	189	2,239	1,980	68,139
	畜産総務費	149	125	78	186	125	141	14	818
	畜産振興費	16,057	21,161	20,535	5,423	64	2,098	1,966	67,304
	飼料生産流通対策事業費(稲WCS等)補助金	12,269	10,546	13,491	4,981		1,920	1,921	45,128
	その他	3,788	10,615	7,044	442	64	178	45	22,176
	計	428,279	520,717	225,003	580,232	179,836	283,618	152,785	2,370,470
	職員費	509,155	475,436	243,585	436,034	155,545	332,754	164,225	2,316,734
	合計	937,434	996,153	468,588	1,016,266	335,381	616,372	317,010	4,687,204

職員費の計算について

職員費は、農林事務所及び農業普及所ごとに管理されており、その総額は5,107,173千円であり、総職員数736人に支給されている。1人あたり約7,000千円である。普及部の職員費を算定するため、人数割で計算すると次のとおりとなる。

(単位:千円)

	職員費	農林事務所全体のうち現業部門職員の占める割合(1)と按分した職員費	農林事務所全体のうち農業振興普及部職員の占める割合(2)と按分した職員費	現業部門職員のうち農業振興普及部職員の占める割合(3)と按分した職員費			
県北農林事務所	617,034	75.8%	467,647	33.7%	207,843	44.4%	274,237
伊達農業普及所	126,550	100%	126,550	100%	126,550	100%	126,550
安達農業普及所	108,369	100%	108,369	100%	108,369	100%	108,369
小計	851,952		702,565		442,761		509,155
県中農林事務所	724,648	79.0%	572,817	27.6%	200,141	34.9%	253,190
田村農業普及所	98,746	100%	98,746	100%	98,746	100%	98,746
須賀川農業普及所	123,500	100%	123,500	100%	123,500	100%	123,500
小計	946,893		795,062		422,386		475,436
県南農林事務所	590,226	78.8%	464,803	32.5%	191,824	41.3%	243,585
会津農林事務所	804,484	80.2%	644,917	23.1%	186,162	28.9%	232,222
喜多方農業普及所	101,241	100%	101,241	100%	101,241	100%	101,241
会津坂下農業普及所	102,571	100%	102,571	100%	102,571	100%	102,571
小計	1,008,296		848,729		389,973		436,034
南会津農林事務所	449,352	78.8%	354,035	27.3%	122,550	34.6%	155,545
相双農林事務所	655,591	79.2%	519,009	27.1%	177,556	34.2%	224,281
双葉農業普及所	108,473	100%	108,473	100%	108,473	100%	108,473
大柿ダム管理事務所	8,680	100%	8,680	0%	0	0%	0
富岡林業指導所	40,653	100%	40,653	0%	0	0%	0
小計	813,397		676,815		286,028		332,754
いわき農林事務所	447,057	77.8%	347,711	28.6%	127,731	36.7%	164,225
計	5,107,173		4,189,720		1,983,254		2,316,734

職員数は平成21年5月1日現在のものであるが、各部の構成比率に大きな差はないものと仮定して、平成20年度の職員費算出に用いている。

農林事務所全体に占める普及部職員の割合、つまり単純な人数割で計算すると1,983,254千円となる。しかし、所長、次長、総務部、企画部は間接部門であり、それ以外の普及部、農村整備部及び森林林業部は現業（直接）部門であるため、現業部門に占める普及部職員の割合で計算するのが適切である。よって、普及部の歳出予算には2,316,734千円を計上してある。

普及部の予算は総額2,370,470千円であり、農業振興費2,004,168千円はその殆どが交付金等であることからその金額を除くと366,302千円だけとなる。しかし、上記の計算による職員費は2,316,734千円となることから、この職員費を加えた2,683,036千円の費用をかけて農業の普及活動をしていることになる。

なお、中山間地域等直接支払事業及び戦略的産地づくり総合支援事業の内容は次のとおりである。

中山間地域等直接支払事業について

趣旨：中山間地域等は流域の上流部に位置することから、中山間地域等の農業・農村が有する水源かん養機能、洪水防止機能等の多面的機能によって、下流域の都市住民を含む多くの国民の生命・財産と豊かな暮らしが守られている。

しかしながら、中山間地域では、高齢化が進展する中で平地に比べ自然的・経済的・社会的条件が不利な地域があることから、担い手の減少、耕作放棄の増加等により、多面的機能が低下し、国民全体にとって大きな経済的損失が生じることが懸念されている。

このような状況を踏まえ、食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号。以下「新基本法」という。）第35条第2項において「国は、中山間地域等においては、適切な農業生産活動が継続的に行われるよう農業の生産条件に関する不利を補正するための支援を行うこと等により、多面的機能の確保を特に図るための施策を講ずるものとする。」とされたところである。

このため、耕作放棄地の増加等により多面的機能の低下が特に懸念されている中山間地域等において、担い手の育成等による農業生産の維持を通じて、多面的機能を確保する観点から、国民の理解の下に、実施要領に定めるところにより中山間地域等直接支払交付金を交付する。

戦略的産地づくり総合支援事業について

目的：本県農業の再生を図るためには、園芸産地の活性化と新たな産地づくりを早急に進める必要があるため、ふくしま食・農再生戦略に基づく持続的発展を目指す園芸産地の取組を支援する。

また、水田農業の抜本的な改革を積極的に進めるため、米生産コスト削減や需要動向に応じた米づくり、大豆・麦・そばの産地強化、飼料作物の生産拡大を目指す取組を支援する。

実施方針：

- 1 園芸特産作物の振興や集落営農等多様な担い手の育成にあつては、「ふくしま食・農再生戦略」に基づき実施するものとし、事業実施主体は、事業の実施にあつて産地戦略等に沿った定量可能な振興目標を立ててその達成に努めるものとする。
なお、本県の園芸生産の多くが稲作と組み合わせた複合経営によることを踏まえ、水田への園芸作物の導入を推進するとともに、生産調整の実施に配慮するものとする。
- 2 水田畑作の振興にあつては、「ふくしま水田農業改革実践プログラム」に基づき、米の計画的生産を基本としながら、本県水田農業の目指す方向の実現のため実施するものとし、事業実施主体は、事業の実施にあつて地域水田農業ビジョン等に沿った定量可能な振興目標を立ててその達成に努めるものとする。
- 3 産地振興を図るためには担い手の育成確保が必要不可欠であることから、本事業においては、地域を牽引するモデル的な認定農業者への支援を強化する。

3 農業振興普及部の活動

普及部の活動状況やその成果を報告している農業普及年報と、活動の中心となっている普及指導員について検討する。

(1) 農業普及年報について

毎年、各農林事務所と各農業普及所はそれぞれ農業普及年報を作成しているが、全て入手して読んでみたところ、専門的な事項が多く、1度や2度読んでみても何が書いてあるのかわからない状況である。さらに、タイトルが統一されていないほか、内容についても技術的な説明が多く、活動課題と実績は全て記載されているが、その様式は統一されていない。

タイトルについては次のとおりである。

- 普及年報：県北農林事務所（全 34 頁）
伊達農業普及所（全 43 頁）
安達農業普及所（全 49 頁）
農業改良普及年報：県中農林事務所（全 65 頁）
田村農業普及所（全 56 頁）
会津農林事務所（全 129 頁）
会津坂下農業普及所（全 65 頁）
「普及のあゆみ」とも入っている
相双農林事務所（全 135 頁）
双葉農業普及所分も含めて作成している。
いわき農林事務所（全 49 頁）
普及指導年報：須賀川農業普及所（全 36 頁）

農業振興普及年報：県南農林事務所（全 66 頁）
 普及のあしあと：喜多方農業普及所（全 41 頁）
 農業普及年報：南会津農林事務所（全 49 頁）

また、項目等についても統一性がなく、例えば県北農林事務所と県中農林事務所の年報を比較すれば次のとおりである。

県北農林事務所 農業振興普及部	県中農林事務所 農業振興普及部
はじめに	はじめに
管内概況図	1目で見える普及活動
目で見える出来事	2管内農業・農村の現状
1活動経過	3普及計画に基づく活動実績
(1)活動体制	(1)普及指導活動の推進方針
(2)課題活動実績	(2)活動体制と業務分担
地域農業を支える担い手の育成確保	(3)普及活動課題別実績
園芸産地ふくしまの生産振興	郡山農業を支える担い手への総合的な支援
園芸地帯における水田農業の構造改革	食の安全・安心に配慮した「環境と共生する農業」の推進
環境と共生する持続性の高い農業の推進	魅力あふれる園芸品目の拡大
中山間地域の特色を活かした農業と農村の振興	郡山の土地利用型農業の活性化
(3)各作物の作柄概況と課題	多様性のある郡山中山間地域の特色を生かした農業の振興
(4)普及活動参考資料	4気象経過と災害
2事業等実績	5主要農産物の作柄概況
3各種顕彰事業	6各種展示ほの成績
4担い手及び組織数の推移	7事業等で取り組んだ成果
5普及協力団体等活動状況	8制度資金の利用状況
6農業気象	9各種顕彰事業関係
7農業災害発生状況	10各種団体活動実績
8農薬安全使用	11外部評価の実施

←→ 内容が同一のもの

【意見】

課題や普及活動方針などは、「福島県農業・農村振興条例 農業及び農村振興の基本方針」(「福島県の農業及び政策 16 頁参照)と同一で良いと思われる。

今回は、稲作の有機栽培や特別栽培の実証圃の研究成果が記載されていたが、内容も統一されているとは言えず技術的な説明だけである。数字を使ったわかりやすい説明とすべきである。普及部は、農業総合センターと連携し、農業振興に貢献すべきであるので、普及年報の作成に統一性を待たせ、分かりやすい年報とする必要がある。

また、必要以上のページ数になっているところもあるので、記載事項等を定めるべきである。

(2) 普及指導員について

普及部及び普及所の職員の大部分は、普及指導員の資格を有したうえで農業の普及活動をしている。普及指導員とは何か、普及指導員資格試験、普及指導員の活動状況についてはそれぞれ次のとおりである。

普及指導員とは

普及指導員は、「農業改良助長法」によって規定されている。同法の目的は、「農業者が農業経営及び農村生活に関する有益かつ実用的な知識を得、これを普及交換することができるようにするため、農業に関する試験研究及び普及事業を助長し、もつて能率的で環境と調和のとれた農法の発達、効率的かつ安定的な農業経営の育成及び地域の特性に即した農業の振興を図り、あわせて農村生活の改善に資することを目的とする」とされている。

都道府県はこの目的を達成するため普及指導員を配置し、普及指導員は次に掲げる業務を行うこととされている。

- ア 試験研究機関、市町村、農業に関する団体、教育機関等と密接な連絡を保ち、専門の事項又は普及指導活動の技術及び方法について調査研究を行うこと。
- イ 巡回指導、相談、農場展示、講習会の開催その他の手段により、直接農業者に接して、農業生産方式の合理化その他農業経営の改善又は農村生活の改善に関する科学的技術及び知識の普及指導を行うこと。

また、普及指導員の任用資格と研修、指導手当については次のとおり規定されている。

普及指導員の任用資格

農林水産大臣が農林水産省令で定めるところにより行う普及指導員資格試験に合格した者その他政令で定める資格を有する者でなけ

れば、普及指導員に任用されることができない。

普及指導員の研修

都道府県知事は、普及指導員の技術及び知識の向上を図るため、計画的に、普及指導員についての研修を実施するよう努めなければならない。

普及指導手当

都道府県は、条例で定めるところにより、普及指導員に対して、その者の勤務の状態が政令で定める要件に該当する場合に、普及指導手当を支給することができる。

普及指導手当については、月の半分以上の日数を普及活動に従事した場合に、福島県では給料の月額8%を支給している。

平成20年度の普及指導手当の支給対象者は、普及指導センターの職員213名のうち182名（管理職並びに新規採用職員など普及指導員資格を有さない職員を除く。）となっている。

	支給額	対象者	1人あたり支給額
平成20年度	60,118千円	182人	330千円

普及指導員資格とは

普及指導員資格試験の概要は次のとおりである。

普及指導員資格について

農業改良助長法の一部改正（平成16年5月26日改正）により、各都道府県で行ってきた「改良普及員資格試験」は平成16年度に廃止され、平成17年度からは国が新たな「普及指導員資格試験」を実施している。同法では、原則として、国が実施する「普及指導員資格試験」に合格した者でなければ普及指導員に任用することができないと規定している。

試験の概要

(1)受験資格

普及指導員資格試験を受験するには、以下に掲げるいずれかの職務に従事した経験が必要となる。

国、地方公共団体または法人の試験研究機関における農業または家政に関する試験研究

高等学校またはこれと同等以上の教育機関における農業または家政に関する教育

国、地方公共団体または法人における農業または家政に関する技術についての普及指導

上記の職務に従事した期間については、学歴等に応じて以下の表に掲げる年数以上の実務経験が必要となる。

学 歴 等	従事年数（実務経験）
大学院修了	2年
大学等卒業	4年
短期大学等卒業	6年
高等学校卒業	10年

(2)試験方法

試験は「書類審査」、「筆記試験」及び「口述試験」により行う。

書類審査：農業改良助長法施行規則第7条の規定により提出された業績報告書に記載された農業または家政に関する実務経験について、それが普及指導活動に必要な技能を習得することができるものであるか否かの判定を行う。

筆記試験：審査課題ア、イ、ウの3つの課題について行う。

ア 審査課題アの内容について

農業概論（食料・農業・農村をめぐる情勢、食料・農業・農村に関する施策、農業技術・経営及び農村生活に関する知識、知的財産権に関する知識）について、農業等に関する基礎的な知識の有無を判定する。

イ 審査課題イの内容

選択項目（9専門項目）のうちから受験者が1項目を選択して受験するものであって、専門項目に関する高度かつ専門的な技術に関する知識及びその応用能力の有無を判定する。

選択項目

作物	土壌及び肥料	地域計画及び環境
園芸	植物保護	流通及び加工
畜産	労働・機械及び農作業	経営管理

ウ 審査課題ウの内容（小論文）

農業の現場における課題を解決するのに必要な地域の現状の把握、普及指導計画の策定及び現場の指導等に関する企画立案の能力並びに普及指導活動手法に関する知識の有無を判定する。

口述試験

面接により、農業の現場における課題を解決するのに必要な意欲、常識、態度及び意思疎通の能力等を有するか否かの判定を行う。

普及指導員の資格取得には学歴に応じた実務経験年数を有することが必要とされる。また、普及部及び普及所における普及体制も 作物 畜産 野菜特産 花き 農村環境 果樹の6つの専門分野に分かれている。これらのことを踏まえると、普及部及び普及所の普及指導員は指導に必要な能力を十分に有していると思われる。

普及指導員の活動状況

普及指導員の活動状況を現地指導、指導準備、関係機関との連携及び
 その他所内運営・事務等の4つに分けると次の表になる。

農林事務所及び普及所名、 職区分		人数 (人)	うち有 資格 者数 (人)	上段:普及活動日数(日) / 下段:活動比率(%)				計
				現地 指導	指導 準備	関係機 関等と の連携	その他 所内運営 ・事務等	
県北	部長、副部長、課長 等	4	3	77 8.5%	478 52.5%	149 16.4%	207 22.7%	911
	その他	14	12	699 23.5%	1,554 52.2%	260 8.7%	466 15.6%	2,979
	計	18	15	776	2,032	409	673	3,890
伊達	所長、次長、課長 等	4	4	79 8.3%	316 33.3%	188 19.8%	365 38.5%	948
	その他	12	12	658 25.3%	1,275 49.1%	276 10.6%	389 15.0%	2,598
	計	16	16	737	1,591	464	754	3,546
安達	所長、次長、課長 等	4	4	50 5.6%	292 32.8%	97 10.9%	452 50.7%	891
	その他	10	10	702 30.8%	1,020 44.8%	267 11.7%	288 12.6%	2,277
	計	14	14	752	1,312	364	740	3,168
県中	部長、副部長、課長 等	4	4	58 6.9%	337 40.2%	45 5.4%	398 47.5%	838
	その他	13	13	816 30.0%	957 35.2%	223 8.2%	723 26.6%	2,719
	計	17	17	874	1,294	268	1,121	3,557
田村	所長、次長、課長 等	4	4	92 10.1%	102 11.2%	180 19.8%	533 58.8%	907
	その他	9	9	492 25.5%	861 44.6%	147 7.6%	429 22.2%	1,929
	計	13	13	584	963	327	962	2,836
須賀川	所長、次長、課長 等	4	4	113 12.9%	292 33.3%	131 15.0%	340 38.8%	876
	その他	13	13	953 34.4%	1,089 39.3%	388 14.0%	340 12.3%	2,770
	計	17	17	1,066	1,381	519	680	3,646
県南	部長、副部長、課長 等	4	4	60 6.5%	302 32.8%	108 11.7%	450 48.9%	920
	その他	14	14	988 34.0%	1,013 34.9%	357 12.3%	546 18.8%	2,904
	計	18	18	1,048	1,315	465	996	3,824
会津	部長、副部長、課長 等	5	4	86 8.0%	165 15.3%	155 14.4%	672 62.3%	1,078
	その他	14	14	894 27.5%	1,428 43.9%	359 11.0%	569 17.5%	3,250
	計	19	18	980	1,593	514	1,241	4,328

農林事務所及び普及所名、 職区分	人数 (人)	うち有 資格 者数 (人)	上段：普及活動日数(日) / 下段：活動比率(%)				計	
			現地 指導	指導 準備	関係機 関等と の連携	その他 所内運営 ・事務等		
喜 多 方	所長、次長、課長 等	4	4	61 6.8%	580 64.3%	137 15.2%	124 13.7%	902
	その他	9	8	725 35.3%	822 40.0%	259 12.6%	248 12.1%	2,054
	計	13	12	786	1,402	396	372	2,956
会 津 坂 下	所長、次長、課長 等	4	4	166 18.0%	310 33.7%	117 12.7%	328 35.6%	921
	その他	10	10	479 22.7%	1,167 55.4%	252 12.0%	210 10.0%	2,108
	計	14	14	645	1,477	369	538	3,029
南 会 津	部長、副部長、課長 等	4	4	186 20.1%	262 28.3%	116 12.5%	362 39.1%	926
	その他	9	9	772 37.4%	740 35.9%	258 12.5%	293 14.2%	2,063
	計	13	13	958	1,002	374	655	2,989
相 双	部長、副部長、課長 等	4	4	57 7.3%	309 39.6%	83 10.6%	332 42.5%	781
	その他	14	14	927 32.1%	1,078 37.4%	283 9.8%	597 20.7%	2,885
	計	18	18	984	1,387	366	929	3,666
双 葉	所長、次長、課長 等	5	5	168 15.0%	141 12.6%	166 14.8%	646 57.6%	1,121
	その他	9	9	764 36.0%	876 41.2%	272 12.8%	212 10.0%	2,124
	計	14	14	932	1,017	438	858	3,245
い わ き	部長、副部長、課長 等	4	3	126 16.6%	203 26.8%	190 25.1%	239 31.5%	758
	その他	10	9	782 35.3%	911 41.1%	240 10.8%	281 12.7%	2,214
	計	14	12	908	1,114	430	520	2,972
合 計	部長(所長)、副部長 (次長)、課長 等	58	55	1,379 10.8%	4,089 32.0%	1,862 14.6%	5,448 42.6%	12,778
	その他	160	156	10,651 30.5%	14,791 42.4%	3,841 11.0%	5,591 16.0%	34,874
	計	218	211	12,030	18,880	5,703	11,039	47,652

- 1 普及活動日数は、1日を8時間と換算して日数を算出している。
- 2 現地指導には、各事務所から現地までの移動時間が含まれている。

現地指導に指導準備を加えると、その割合は管理職以外の職員では70%を超えている。

なお、各農林事務所(普及所)によって、現地指導の割合に差が生じているのは、移動時間の差によるものと思われる。

(3) 普及指導員の活動内容について

農業改良助長法に普及指導員は直接農業者と接して次の科学的技術及び知識の普及指導を行うとされている。

農業生産方式の合理化

農業経営の改善

農村生活の改善

「農業生産方式の合理化」については、普及指導員は経験も資格も有して活動しているので問題はないと思われる。「農村生活の改善」については、農村環境の担当もいるので、同様に問題ないと思われる。そこで、「農業経営の改善」を中心に検討する。

(4) 農業経営の改善について

県の農業産出額は減少傾向にあり、耕作放棄地の増加や農家の高齢化が問題となっている。そんな中でも普及部（普及所）の尽力により県が支援する農家の農業経営は改善していると思われる。しかし、そのことを明らかにする資料が作成されていない。

普及部は、市町村が認定している認定農業者のフォローアップを支援している。また、認定農業者の認定期間は5年であり、平成20年の認定農業者には平成15年度にも認定を受けたいわゆる再認定農業者がいる。

以上のことから、平成20年の再認定者について、平成15年度の売上高・所得実績、当時の平成20年度の目標及び平成20年度の売上高・所得の実績について調査した。

認定農業者について

認定農業者制度とは、「農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）」（以下、「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者または組織経営体である。

また、全国農業会議所発行パンフレット「平成20年版 認定農業者になりませんか」によれば認定農業者制度とは次のとおりである。

認定農業者制度とは？

意欲のある農業者が自らの経営を計画的に改善するために作成した『農業改善計画』を市町村が認定し、その計画達成に向けた取組を関係機関・団体が支援する仕組みです。

認定農業者になるためには

農業経営改善計画を作成し、次の事項について、5年後の目標とその達成のための取組内容を記載します。

経営規模の拡大（もっと経営面積を大きくしたい）

生産方式の合理化（農業生産のムダを省きたい）

経営管理の合理化（コスト管理をしっかりとりたい）

農業従事の態様の改善（労働時間を少なくしたい）

認定基準

・市町村基本構想に適しているか

- ・農用地の効率的・総合的な利用に配慮しているか（生産調整に取り組むことが必要です。）
- ・達成できる計画か

認定農業者に対する主な支援措置

- ・水田・畑作経営所得安定対策
- ・指定野菜価格安定対策事業
- ・果樹経営支援対策事業
- ・肉用牛肥育経営安定対策事業
- ・地域肉豚生産安定基金造成事業
- ・農地の面的集積促進
- ・融資主体型補助
- ・機械・施設のリース料助成
- ・農業経営基盤強化準備金制度
- ・制度資金無利子化措置
- ・無担保・無保証人クイック融資
- ・農業者年金の保険料補助

郡山市の認定基準

認定農業者は、米の生産調整をし、効率的かつ安定的な農業経営を目指している農業者と市町村が認定した農家であるが、具体的に郡山市の例をみると次のとおりである。

平成 18 年 8 月郡山市策定の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」において、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向として次のように記載されている。

農業を本市の基幹産業として今後とも振興していくためには、農業が職業として選択しうる魅力とやりがいのあるものとなるよう、農業経営の目指すべき目標を明らかにし、その実現に向けての施策を集中的かつ積極的に実施していくことが重要である。

（中略）

具体的には、地域において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営において他産業従事者と均衡する年間総労働時間（主たる従事者 1 人当たり 2,000 時間程度）の水準を達成し、地域の他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得を概ね確保（主たる従事者 1 人当たり 400 万円以上、1 個別経営体当たり 570 万円以上）できるような、効率的かつ安定的な農業経営体を育成するとともに、これらの農業経営体が農業生産の相当部分を担うような農業構造の確立を目標とする。

また、上記の目標達成を可能にする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、主要な営農類型を示しており、その一部は次のとおりである。

1 地域別営農類型

(1)西部地区

高冷地で夏期は比較的冷涼、水稲及び高冷地野菜、畜産、葉たばこ、菌茸を組み入れた複合経営地帯

〔個別経営体〕

営農類型	経営規模	作物別生産規模	生産方式（資本装備）	農業従事者
水稲 + 野菜	9.3ha	水稲 3.0ha 水稲受託 6.0ha 夏秋キュウリ 0.3ha	トラクター（30ps） 1台 コンバイン（3条） 1台 刈（ ） 2台 乾燥機 1台 田植機（6条） 1台 動力噴霧機 1式 パイプハウス 他	主たる従事者 1人 家族補助従事者 2人

以下略

(2)中部地区

平坦部は水稲単一経営及び野菜、果樹、花き等と水稲を組み合わせた複合経営地帯、山間部は果樹、畜産、菌茸を基幹とした複合経営地帯

〔個別経営体〕

営農類型	経営規模	作物別生産規模	生産方式（資本装備）	農業従事者
水稲	15.0ha	水稲 10.0ha 水稲受託 5.0ha	トラクター（48ps） 1台 コンバイン（5条） 1台 刈（ ） 4台 乾燥機 1台 田植機（8条） 2台 動力散粉機 他	主たる従事者 1人 家族補助従事者 1人

以下略

(3)東部地区

丘陵地帯は、果樹、酪農、葉たばこ等と水稲を組み合わせた複合経営地帯で阿武隈川右岸の都市近郊においては野菜、花き、水稲の複合経営地帯

〔個別経営体〕

営農類型	経営規模	作物別生産規模	生産方式（資本装備）	農業従事者
水稲 + 野菜	3.4ha	イチゴ 0.2ha 夏秋トマト 0.2ha 水稲 3.0ha	トラクター 1台 （24ps） 1台 動力噴霧機 1式 パイプハウス 他	主たる従事者 1人 家族補助従事者 2人 臨時雇用 336h

以下略

再認定農業者に関する支援状況

前述のとおり、平成 20 年の再認定者の状況について調査したが、その結果は以下のとおりである。

なお、認定農業者の認定を市町村に受ける際に提出する「農業経営改善計画認定申請書」の様式が、平成 15 年度の途中で変更されており、現在の様式とは異なり、旧様式では申請時の所得等の実績及び 5 年後の目標を記載する項目がなかったため、比較ができない再認定者がおり、その分は除外している。

ア 県北農林事務所

平成 15 年度の県北農林事務所管内の認定農業者のうち平成 20 年度に再認定された者は 78 名であり、その実績及び目標は次のとおりである。ただし、そのうち 1 名は旧様式によるため下記の表（データ）からは除外した。

（単位：千円）

再認定者 77 名	平成 15 年度実績(A)		平成 20 年度目標(B)		平成 20 年度実績(C)	
	売上	所得	売上	所得	売上	所得
合計	-	407,810	-	547,700	-	443,280
平均	-	5,296	-	7,113	-	5,757

目標達成率 (C)÷(B)		実績増減率 (C)÷(A)	
売上	所得	売上	所得
-	80.9%	-	108.7%

イ 県中農林事務所

38 名が再認定されているが、全て旧様式による申請のため取りまとめからは除外した。

ウ 県南農林事務所

白河市では 22 名の再認定者がいるが、18 名は旧様式のため取りまとめから除外した。対象者が 4 名しかいないのでデータの掲載は控えた。

西郷村では 2 名の再認定者がいるが、2 名ともに旧様式のため取りまとめから除外した。

泉崎村では 6 名の再認定者がいるが、5 名が旧様式のため取りまとめから除外し、対象者が 1 名しかいないのでデータの掲載は控えた。

中島村では再認定者が 5 名しかいないのでデータの掲載は控えた。

矢吹町では 2 名の再認定者がいるが、2 名ともに旧様式のため取りまとめから除外した。

棚倉町では 9 名の再認定者がいるが、5 名が旧様式のため取りまとめから除外し、対象者が 4 名しかいないのでデータの掲載は控えた。

埴町では再認定者が 2 名しかいないのでデータの掲載は控えた。

矢祭町では再認定者が 3 名しかいないのでデータの掲載は控えた。

鮫川村は 10 名の再認定者がおり、次のとおりである。

(単位：千円)

再認定者 10名	平成 15 年度実績(A)		平成 20 年度目標(B)		平成 20 年度実績(C)	
	売上	所得	売上	所得	売上	所得
合計	65,080	32,580	111,720	54,170	67,535	29,534
平均	6,508	3,258	11,172	5,417	6,754	2,953

目標達成率 (C)÷(B)		実績増減率 (C)÷(A)	
売上	所得	売上	所得
60.5%	54.5%	103.8%	90.7%

エ 会津農林事務所

会津若松市では 18 名の再認定者がいるが、全て旧様式による申請のため取りまとめからは除外した。

猪苗代町では 21 名の再認定者がいるが、同様に全て旧様式による申請のため取りまとめからは除外した。

磐梯町では再認定者が 5 名しかいないのでデータの掲載は控えた。

旧河東町では再認定者が 6 名しかいないのでデータの掲載は控えた。

旧北会津村は 9 名の再認定者がいるが、全て旧様式による申請のため取りまとめからは除外した。

オ 相双農林事務所

相馬市は 39 名の再認定者がいるが、全て旧様式による申請のため取りまとめからは除外した。

南相馬市は 14 名の再認定者がおり、次のとおりである。なお、平成 15 年度実績、平成 20 年度目標は再認定者 14 名とそれ以外の 4 名を加えた 18 名分で算出している。

(単位：千円)

再認定者 14名	平成 15 年度実績(A)		平成 20 年度目標(B)		平成 20 年度実績(C)	
	売上	所得	売上	所得	売上	所得
合計	142,410	67,990	265,060	127,590	665,010	122,240
平均	7,912	3,777	14,726	7,088	47,501	8,731

目標達成率 (C)÷(B)		実績増減率 (C)÷(A)	
売上	所得	売上	所得
322.6%	123.2%	600.4%	231.1%

新地町は 5 名の再認定者がいるが、全て旧様式による申請のため取りまとめからは除外した。

飯館村は 22 名の再認定者がいるが、15 名が旧様式のため取りまとめから除外し、対象者が 7 名しかいないのでデータの掲載は控えた。

(5) 普及指導活動の問題点

今回の往査を通じた普及指導員への聴取等を踏まえると次のような問題点があると推量される。

普及指導員の積極的な指導

普及年報に記載された実証圃に係る活動成果は技術的説明が多く、対照圃あるいは慣行栽培との収支比較等が掲載されていない。その他聴取等を通じて、普及指導員は農家に対して、具体的な数字等を示し十分に説明を尽くすなど、分かりやすい積極的な指導をすべきではないかと思われた。

支援対象農家

普及部は、県内の農家を重点指導対象や一般指導対象などに区分した活動を実施しているが、要請があれば全ての農家に対し指導している。ところが、農家と一口に言っても、農家には例えば主業農家や準主業農家など種類があり、また、農業に取り組む姿勢も異なっており、千差万別である。したがって、支援対象の絞り込みが重要である。

農家の事業意欲の欠落

指導を受ける農家は、投資をしてそれを上回る回収をしようという事業意欲に欠けているのではないかという危惧がある。農業制度資金の貸付実績によれば、平成 20 年度の融資枠は 28 億円であるにもかかわらず融資実績は 25 億円である。

【意見】

1 農業経営改善について

農家は、農地等を相続により取得し、農業も家族で取り組む例が多い。ほぼ毎年同じ農産物を生産し、販売先も農協や市場と固定化し、投資といっても農機具の更新ぐらいであると思われる。事業と対比すれば、家業と言われる場合が多い。一方、事業は目的を設定して、従業員を組織し、投資を行い、生産・販売し、その販売代金で原材料等の仕入代金を支払い、従業員に給料や役員報酬を支払い、そのうえで投資資金を回収するとのサイクルを継続的に行う活動であり、その組織体が企業である。

農業の振興のためには、競争力を有する農家を育成する必要がある。そのためには、農業を家業として考えている農家を、農業を事業として考え、事業意欲がある農家に変えていかなければならない。

農家の農業経営の改善意欲を高め、技術と経営を一体的に指導することなど効果的、効率的な普及活動を実施する必要がある。

2 責任ある普及活動

農業生産方式の改善は、長期的な農家所得の向上のために行われるべきものである。そのように考えると、新しい品種や農法を普及する場合には、今までと比較してどのように収支が改善され、その結果、短期的または長期的に農家の所得向上にどの程度繋がるのかを具体的数値を用いて収支計画で示さないと、農家も新しい品種や農法の導入に積極的になれないので、数字を使った普及活動を積極的にすべきである。また、併せて支援する農家から確定申告に添付される農業所得の内訳書入手し、農業所得の向上に向けた継続的な支援に役立てる必要がある。

さらに、新技術の導入等に対しては、農家に補助金が支給される場合などもあるので、県の支援が農業所得の向上に役立つことを積極的に数字を用いて説明することにより、農家の事業意欲を高めることにも繋がる。

3 県が支援すべき農家

農家の中でも、農業を事業と考えていない人を支援するのは無意味であり、事業として農業に取り組んでいる人を支援すべきである。よって、まずは認定農業者が支援の対象になると思われる。認定農業者にも行政に頼らずに自力で事業展開する方がいるが、県の支援を必要とする認定農業者については当然支援の対象とすべきである。また、認定農業者は米の生産調整の目標達成者に限定されてしまうので、米どころ福島県の現状を考えると、認定農業者以外であっても農業に意欲的に取り組む農家には支援の輪を広げる必要があると思われる。

各地の農林事務所農業振興普及部について

1 農林事務所の実証圃について

農林事務所農業振興普及部の監査の一環として次の農林事務所を往査し、実証圃に係る事業を確認した。

- ・ 県北農林事務所
- ・ 県中農林事務所
- ・ 県南農林事務所
- ・ 会津農林事務所
- ・ 相双農林事務所

【問題点】

稲作の有機栽培、特別栽培の実証圃について

普及年報等を読んでも技術的説明が多く、慣行栽培との違いがわかりにくいので、慣行栽培との比較表を作成依頼した。肥料費・農薬等は比較のために作成したものであり、全ての生産費は入っていない。その結果次のような問題点があると思われる。

特別栽培では化学肥料、化学農薬の使用量を慣行栽培の半分以下にすることになっているが、慣行栽培と特別栽培とで使用する化学資材が違っているため、半分以下になっていることが一目瞭然には分らない。

実証圃では、市販の有機肥料を使用しているが、今後は、たい肥等地域の有機性資源の循環利用を推進する必要がある。

特別栽培米は、慣行栽培米より1割程度高く販売されている。しかし、肥料費などが高くて採算が合っているとは考えられない。

【意見】

農林事務所の実証圃は確立された農法（技術）の普及のための展示実証圃である必要があるが、普及年報での記載などからは、確立された農法であっても地域によっては栽培の条件が異なるので実証圃で実験すると、農林事務所では考えているように伺われる。農業の専門の普及指導員であるなら、確立された農法をその地域に導入する場合、実証圃での実験をしながら、問題点やその対策を充分立てられると思われる。

県北農林事務所

(1) 有機・特別栽培

有機栽培と特別栽培の実証圃を実施している。

「ふくしま型有機特別栽培技術実証圃成績書」によると次のとおりである。

有機栽培

- ・技術実証圃のねらい

有機栽培では防除が難しい害虫あるいは雑草の制御の可能性を早期灌水技術など、耕種的防除法及び物理的防除法を活用しながら実証する。

特別栽培

- ・技術実証圃のねらい

無化学肥料、除草剤 1 回のみによる特別栽培の可能性を検討し、有機栽培への移行の際の課題を掘り起こす。

「ふくしま型有機特別栽培技術実証圃成績書」には肥料や農薬の使用量のみが記載され、金額は記載されていないが、県北農林事務所が作成した実証圃・対照圃の比較表は次のとおりである。

有機・特別栽培と慣行栽培の比較表(作物名:水稲)

1 10aあたり費用(償却費、諸材料費、動力光熱費等は除く)

費用	名称	規格・単位	単価	有機栽培		特別栽培		慣行栽培	
				使用量	金額	使用量	金額	使用量	金額
種苗費	種子代	1kg	500	1.3kg	650	1.6kg	800	2.2kg	1,100
	種子消毒代	1処理	600	1回	600				
	クレハ有機培土	20kg	1,030	80kg	4,120	57kg	2,936		
	" 後土 = 覆土	20kg	1,030	20kg	1,030				
	ケルバック	100cc	1,155	50cc	578				
	クラバビー	1枚	40			15枚	600		
	粒状培土	20kg	987					48kg	2,369
	小計				6,978		4,336		3,469
肥料費 (土改材を含む)	チリカM	20kg	2,650	40kg	5,300				
	グアノボール	20kg	1,650	40kg	3,300				
	バイオ有機	20kg	2,650			66.8kg	8,851		
	チリカM	20kg	2,650	15kg	1,988				
	ソフトシリカ	20kg	1,780	40kg	3,560	40kg	3,560		
	米糠	15kg	380	75kg	1,900				
	米糠ベレット	15kg	380	63kg	1,596				
	緑鮮	20kg	2,980	20kg	2,980				
	岩塩	10kg	920	10kg	920				
	コシヒカリ専用	20kg	2,289					30kg	3,434
	NK-C6	20kg	1,764					5kg	441
	けい酸加里	20kg	2,132					20kg	2,132
小計				21,544		12,411		6,007	

費用	名称	規格 ・単位	単価	有機栽培		特別栽培		慣行栽培	
				使用量	金額	使用量	金額	使用量	金額
農薬費	ラクダープロフロアブル	500cc	2,760		0	500cc	2,760		0
	ブイゲットプリンス箱粒剤	1kg	2,998		0		0	1kg	2,998
	トップガンフロアブル	500cc	2,762		0		0	500cc	2,762
	マメットSM粒剤	1kg	1,743		0		0	1kg	1,743
	コロトップ粒剤	1kg	1,670		0		0	1kg	1,670
	小計				0		2,760		9,173
その他	ニーム	1kg	1,050	2kg	2,100		0		0
	小計				2,100		0		0
作業委託料	刈り取り	10a	12,500	10a	12,500	10a	12,500	10a	12,500
	乾燥調製	1袋	550	15袋	8,250	11袋	6,050	17袋	9,350
	初摺り	1袋	350	15袋	5,250	11袋	3,850	17袋	5,950
	小計				26,000		22,400		27,800
流通経費	紙袋	1袋	80	15袋	1,200	11袋	880	17袋	1,360
	検査量	1袋	50	15袋	750	11袋	550	17袋	850
	認証料	1袋	380	15袋	5,700		0		0
	認証料	1袋	53		0	11袋	583		0
	小計				7,650		2,013		2,210
	合計				64,272		43,920		48,659

その他には、アイガモ、紙マルチなど肥料・農薬の削減に係る資材を記載

特別栽培における化学肥料・農薬の削減割合

(100 - (実証圃での化学肥料・農薬使用量 / 慣行基準の使用量 × 100))

注1) 肥料(慣行基準 6kg / 10aあたり)

	名称	窒素成分量(kg) (流通規格あたり)	うち有機質由来 窒素成分量(kg)	使用量	総窒素量	有機由来 窒素量
肥料 (窒素成分)	バイオ有機	1.44/20kg	1.44/20kg	66.8kg	4.81kg	4.81kg
	ソフトシリカ	0.00	0.00	40kg	0kg	0kg
	計				4.81kg	4.81kg
				削減割合	100 %	

注2) 農薬(慣行基準: 17成分)

	名称	化学農薬成分数 (流通規格あたり)	使用回数	成分量	
農薬 (成分)	ラクダープロフロアブル	4成分	1	4	
		成分		0	
	計			4	
				削減割合	76.5 %

2 10aあたり収支比較

	有機栽培	特別栽培	慣行栽培
収量 (kg / 10a)	450	330	510
販売価格 (円 / 60kg)	24,000	16,300	13,500
粗収益 (円)	180,000	89,650	114,750
費用 (円)	64,272	43,920	48,659
差引 (円)	115,728	45,730	66,091

特別栽培は、その認証を受けるために申請した栽培計画で追肥に使用することとしていた肥料を納入業者が急遽供給できない状態になり、計画の変更手続きをとる期間もなかったために追肥ができず、その結果、栽培に影響が生じ収量が悪くなっている。また、その追肥の分だけ10aあたりの費用は低くなっている。

(2) 園芸

県北農林事務所には園芸産地振興担当が 2 人配置され、いちご（ふくあや香）の産地振興を行っている。

「ふくあや香」について

- (1) 品種特性（産地における主力品種の「とちおとめ」と比較）
平成 15 年 2 月に種苗登録出願を行い、平成 18 年 2 月に品種登録
品種特性は半促成栽培に向く
メリット：冬期間の低温でも生育が旺盛、食味は甘味に加えて酸味があり、大玉
デメリット：出荷時期が遅くトータルの収量が少ない、炭疽病に早く罹病しやすい
- (2) 「ふくあや香」推進の考え方
「ふくあや香」の導入については、半促成栽培の多い県北地方に主に導入され、初年度の平成 16 年度は 0.8ha、平成 18 年度は 3.0ha までに拡大した。
この後、平成 19 年度頃から、栽培現場において炭疽病や萎黄病などの土壌由来の病害の発生が多発し「ふくあや香」が「とちおとめ」より炭疽病に罹病しやすい実態がみられたことから、平成 20 年度には 1.8ha に減少している。
このことから、「ふくあや香」については、産地の主力を目指す品種に位置付けるものではなく、その品種特性（低温で生育が良好、甘味と酸味があり大玉）を経営に活かせる生産者が活用する品種として位置付けることとしている。

県北農林事務所における「ふくあや香」の推進について

県北農林事務所では、病害に対応すべく、平成 20 年度には病害対策実証圃を設置するとともに、以下の栽培資料により病害の軽減に努めている。さらに、平成 21 年度には「ふくあや香」等の苗を確保する試験にも取り組んでいる。

- いちご「ふくあや香」栽培の手引き（平成 20 年度版）
- 「ふくあや香」の栽培管理について（平成 20 年 7 月 22 日）
- イチゴ保温開始前後の管理（平成 21 年 11 月 17 日）
- いちごの土壌病害を出さないために（平成 22 年 2 月）

その他に県北農林事務所では、以下の果樹の産地振興を行っている。

もも「ふくあかね」は、福島県産の「あかつき」より糖度が高く、甘味と酸味が調和して濃厚な食味をもっている。そして「あかつき」（お盆前）「川中島白桃」（8 月下旬）の間に収穫できる品種として開発された。収穫作業の平準化を狙ったものである。

なし「涼豊」は、甘味が多く酸味が少ない。貯蔵しても高品質を保持し、1 冷蔵で 12 月まで出荷可能である。「幸水」、「豊水」より遅く、9 月下旬に収穫できることを目的としている。

ぶどう「あづましく」は、酸味が少なく甘味がある。ぶどうの代表品種「巨峰」と比較すると肉質が柔らかく、皮離れもし易い。巨峰は9月に収穫されるが、あづましくはお盆前に収穫できることを特徴としている。

県中農林事務所

(1) 実証圃の中の特別栽培について

県中農林事務所の「農業改良普及年報」によると、「JAの研究会を中心に栽培暦を作成しながら15年間取り組まれている特別栽培米について、県の実証事業等で得られた知見をもとに肥培管理や病虫害防除の指導・支援を行いながら安定栽培を展示し、管内における特別栽培米生産の普及拡大を図る。併せて特別栽培米生産における生産費や労働時間の把握を行う。」と記載され、使用肥料や使用農薬、収量、作業時間、農家の収支などが記載されている。農家の収支については対照圃との比較ではなく、農家全体の収支が記載されている。

上記年報には肥料、農薬の使用量のみが記載され、金額は記載されていないが、県中農林事務所が作成した実証圃・対照圃の比較表は次のとおりである。

特別栽培と慣行栽培の比較表(作物名:水稲)

1 10aあたり費用(流通経費、償却費、諸材料費、動力光熱費等は除く)

費用	名称	規格・単位	単価	特別栽培		慣行栽培	
				使用量	金額	使用量	金額
種苗費	水稲種子(消毒済)	1kg	546	4kg	2,184	4kg	2,184
					0		0
					0		0
					0		0
小計					2,184		2,184
肥料費 (土改材を含む)	マイルド有機030	20kg	2,961	40kg	5,922		0
	マイルド有機828	20kg	2,393	25kg	2,992		0
	コシヒカリ専用	20kg	1,545		0	50kg	3,863
	NK-C6	20kg	820		0	12kg	492
小計					8,914		4,355
農薬費	タチガレン粉剤	1kg	1,134	124g	141	124g	141
	スタークル箱粒剤	1kg	1,880	1kg	1,880		0
	嵐プリンス箱粒剤	1kg	3,833			1kg	3,833
	テラガード(除草剤)	1kg	2,500	1kg	2,500		
	トップガン(除草剤)	1kg	2,888			1kg	2,888
	コラトップ粒剤5	3kg	1,712	3kg	1,712	3kg	1,712
	MR.ジョーカー	3kg	900		0	3kg	900
小計					6,233		9,474
その他					0		0
					0		0
小計					0		0
合計					17,331		16,013

その他には、アイガモ、紙マルチなど肥料・農薬の削減に係る資材を記載

特別栽培における化学肥料・農薬の削減割合

(100 - (実証圃での化学肥料・農薬使用量 / 慣行基準の使用量 × 100))

注1) 肥料(慣行基準 6kg / 10aあたり)

	名称	窒素成分量(kg) (流通規格あたり)	うち有機質由来 窒素成分量(kg)	使用量	総窒素量
肥料 (窒素成分のみ)	マイルド有機030	2/20kg	1.06/20kg	40kg	4kg
	マイルド有機828	1.6/20kg	0.848/20kg	25kg	2kg
	計				6kg
削減割合				53 %	

注2) 農薬(慣行基準:17成分)

	名称	化学農薬成分数 (流通規格あたり)	使用回数	成分量
農薬 (成分)	タチガレ粉剤	1成分	1	1
	テラガード粒剤	3成分	1	3
	スタークル箱粒剤	1成分	1	1
	コトツブ粒剤5	1成分	1	1
	種子消毒剤	2成分	1	2
	計			8
削減割合				53 %

2 10aあたり収支比較

	特別栽培	慣行栽培
収量 (kg / 10a)	480	538
販売価格 (円 / 60kg)	15,000	13,500
粗収益 (円)	120,000	121,050
費用 (円)	17,331	16,013
差引 (円)	102,669	105,037

特別栽培収量は、農家聞き取り実収。慣行栽培収量は管内統計値。
販売価格は産地買取価格。

特別栽培をすれば収量が8%落ち、価格は9%上がるが、農薬代は減るものの肥料代が増えて手間ひまをかけた割には採算が合っていない。

(2) 園芸特産産地育成プロジェクト支援事業

前述の年報では「夏秋きゅうり防虫ネット被覆栽培による生産安定」について、以下のような記載がある。

設置目的 夏秋きゅうり防虫ネット被覆栽培を導入し、収量・品質の向上による経営の安定化を図る。
実証施設 防虫ネット被覆栽培の施設概要 間口 7.2m × 長さ 40.5m = 291.6 m ² (22.2 mm) 防虫ネット 1 mm 目合

調査結果の概要（主なもの）

実証区の収穫期間は10月15日までのべ114日間となり、慣行区よりも14日間長かった。10a当たり収量は慣行区が7,985 kg/10aに対して、実証区は13,086 kg/10aと多かった。

達観による病害虫の発生程度は、実証区はウィルス病の発生が皆無であった。

実証圃の産地育成への効果

郡山市のきゅうり栽培における防虫ネット被覆栽培の導入は、普通露地栽培よりも長期安定出荷が見込め、きゅうり経営において所得の向上を図ることができる。

本施設の導入にあたっては労力、土地条件、栽培面積、導入経費等を考慮した中で、各生産者・方部において検討を図ることが必要である。また、産地拡大及び面的拡大等の促進を図る観点から、関係機関においては県単補助事業等を活用した効率的導入及び事業活用を前提とした推進を今後進めることが重要である。

調査結果の概要に記載はないが、防虫ネット被覆栽培によると農薬散布が少なく済むほか、きゅうり周辺の風が弱くなることで湿度が確保され、きゅうりのなる枝の発生促進効果、葉ツヤ維持効果があることにより収穫量が多くなる。さらに、きゅうりが互いに擦れる可能性が小さくなるので、擦れることによるスレ果の発生が少なくなるため、出荷数量も多くなる効果がある。以上のような効果が確認されているが、防虫ネットの設置費用やきゅうりの単価が示されていない。

防虫ネットの設置費用は、JAすかがわ岩瀬営農経済部などが作成したパンフレット「あなたも『夏秋きゅうり防虫ネット被覆栽培』を導入して生産の安定・きゅうり経営の向上を実現しませんか！！」によると、防虫ネットの設置費用は10aあたり90万円～100万円とされている。また、実証期間中のきゅうりの単価は184円/kgとされている。これらをもとに防虫ネットの収支計算をすると、次のとおりである。

防虫ネットの設置費用 100万円

収入増 $5,101 \text{ kg}/10\text{a} \times 184 \text{ 円}/\text{kg} = 938,584 \text{ 円}$

差引 マイナス 61,416円

実証年度は、きゅうりの単価が例年より高かったこともあり、数年間使える防虫ネット設置費用をほぼ1年で回収できたことになる。さらに、ウィルス病が発生した場合、収量がゼロになる可能性があることを考慮すると、導入による効果は充分ある。

県南農林事務所

(1) ふくしま型有機栽培・特別栽培

県南農林事務所の「農業振興普及年報」には肥料、農薬の使用料のみが記載され、金額は記載されていないが、県南農林事務所が作成した実証圃・対照圃の比較表は次のとおりである。

有機・特別栽培と慣行栽培の比較表(作物名:水稲)

1 10aあたり費用(流通経費、償却費、諸材料費、動力光熱費等は除く)

費用	名称	規格・単位	単価	有機栽培		特別栽培		慣行栽培(参考)	
				使用量	金額	使用量	金額	使用量	金額
種苗費	コシヒカリ(消毒済種子)	1kg	600		0		0	2.7kg	1,620
	コシヒカリ(未消毒種子)	1kg	541	1.26kg	682	1.12kg	606		0
					0		0		0
小計					682		606		1,620
肥料費 (土改材を含む)	コシヒカリ専用865	20kg	3,234		0		0	40kg	6,468
	バイオ有機S	20kg	2,688	60kg	8,064		0		0
	イセグリーン	15kg	200		0	300kg	4,000		0
	米ぬか(抑草資材)	15kg	483	150kg	4,830		0		0
	ミネグリーン	18kg	945		0		0	90kg	4,725
小計					12,894		4,000		11,193
農薬費	育苗時殺菌剤(タカレース液)	500ml	3,213		0		0	20ml	129
	移植時殺菌剤(デシタルコトツ)	1kg	2,972		0		0	1kg	2,972
	本田除草剤(トップガンフロアブル)	500ml	2,762		0		0	500ml	2,762
	本田除草剤(バサラン粒剤)	3kg	2,541		0		0	3kg	2,541
	本田殺菌剤(コトツ粒剤)	3kg	1,670		0		0	3kg	1,670
	本田殺虫剤(Mr.ジョーカー粉剤)	3kg	977		0		0	3kg	977
	本田除草剤(オーグスフロアブル)	500ml	1,400		0	500ml	1,400		0
小計					0		1,400		11,051
その他					0		0		0
					0		0		0
小計					0		0		0
合計					13,576		6,006		23,864

その他には、アイガモ、紙マルチなど肥料・農薬の削減に係る資材を記載する。

特別栽培における化学肥料・農薬の削減割合

(100 - (実証圃での化学肥料・農薬使用量 / 慣行基準の使用量 × 100))

注1) 肥料(慣行基準: 6kg / 10aあたり)

	名称	窒素成分量(kg) (流通規格あたり)	うち有機質由来 窒素成分量(kg)	使用量	総窒素量	有機由来 窒素量
肥料 (窒素成分のみ)	イセグリーン	0.435/15kg	0.435/15kg	300kg	8.7kg	8.7kg
	計				8.7kg	8.7kg
削減割合					100%	

注: 「イセグリーン」には化学成分由来の窒素は含まれていない。

注2) 農薬(慣行基準:18成分)

	名称	化学農薬成分数 (流通規格あたり)	使用回数	成分量
農薬 (成分)	オークスフロアブル	4成分	1	4
		成分		0
		成分		0
	計			4
削減割合			78%	

2 10aあたり収支比較(H20)

	有機栽培	特別栽培	慣行栽培
収量(kg/10a)	240	360	570
販売価格(円/60kg)	24,000	16,300	13,500
粗収益(円)	96,000	97,800	128,250
費用(円)	13,576	6,006	23,864
差引(円)	82,424	91,794	104,386

販売価格が不明のため県北と同じとした。

(2) 園芸特産産地育成プロジェクト支援事業

防虫ネット被覆によるトマト黄化葉巻病対策

「農業振興普及年報」には、詳細な記載はないが、「平成20年度園芸特産産地育成プロジェクト支援事業実績報告書」によるとその事業の概要は以下のとおりである。

目的

平坦地を中心にこれまで普及していたラノーテープ等の化学農薬の効果が低下しているため、効果的な病害虫防除対策を多くの生産者が望んでいる。平成19年3月に管内においてタバココナジラミバイオタイプQが確認されたため、黄化葉巻病蔓延防止対策の一環として夏秋トマトでのコナジラミ防除体系を早急に組み立てていく必要がある。

設置面積

10a

設置費用

46,000円(2.5a)

その他に稼働させなかったが循環扇26,000円であった。

実施結果

収量には慣行区と変化はなかった。

実証結果

夏秋トマトの簡易パイプハウス栽培において0.4×0.3mm目合いの防虫ネットを側面及び妻面入口に被覆した結果、害虫の発生は認められなかった。ネット区においても慣行区と同様の化学農薬による防除を行ったことで、夏秋期の主要害虫であるコナジラミ類及びハモグリバエ類の発生を完全に抑えることが可能となった。

この実証圃は、防虫ネットを活用した夏期ビニールハウスの側面部分を

開けるときの防虫システムである。なお、そのとき、防虫ネットをすることによりハウス内の温度が上昇するのを防ぐために天井にも遮光資材を使用する方法である。

収量が変わらずに防虫ネット等の費用がかさむだけとなるが、コナジラミ等が発生すれば収穫がゼロになる可能性があるため、それらの病害虫の発生を防止する点で効果が確認されている。

(3) 飼料用稲

県南農林事務所は、県南地方「ふくしま水田農業改革実践プログラム」に基づき飼料用稲作付面積の拡大を図っている。平成 19 年度実績は 26ha、平成 20 年度実績は 115ha（飼料用米 23ha 含む。）と掲げられた平成 22 年度目標の 66ha を大幅に上回っている。

農事組合法人「鶴生ライスグロウイング」を核とした水稲直播栽培及び WCS 用稲栽培の取組みを報告書としてまとめている。その報告書によると、WCS 用稲の栽培面積は 8.6ha、収穫量（見込み）は 18 t、10a あたり 2,109 kg であり、水稲栽培方式は直播栽培である。

稲 WCS の刈り取りには専用機械を必要とするが、刈り取り作業は JA しらかわ等に委託している。

稲 WCS の収支表は次のとおりである。

	項目	金額（円/10a）
収入	稲 WCS 販売代金	33,000
	産地づくり交付金	31,000
	産地づくり交付金（団地加算）	14,000
	その他の助成金（耕畜連携水田活用対策他）	16,000
	合計	94,000
支出	栽培管理費	32,275
	収穫調整費	18,249
	合計	50,524
	差引所得	43,476

差引所得 43,476 円は、水田稲作における福島県平均と同程度である。

会津農林事務所

(1) 有機栽培技術実証圃（水稲）

会津農林事務所には県有機農産物推進担当が配置されている。

有機栽培実証圃（水稲）は「農業改良普及年報」によれば4つあり、以下のとおりである。

会津若松市門田町
栽培技術の特徴

前歴	平成18年	平成19年	平成20年
平成18年以前の管理状況 平成15年より全量有機質肥料で栽培 (品種) 五百万石	基肥:まもるくん80kg 追肥:なし 育苗:塩水選 ビニールハウス内 平置き 3.7葉苗15.9株/m ² 除草:紙マルチ栽培	同左 同左 秋肥(鶏糞45kg)・秋耕 春:サンラテール200kg 同左+湯温消毒 露地プール育苗 3.9葉苗15.9株/m ² 同左+別圃場でコイ除草	同左 同左 同左 同左 同左 同左 3.5葉苗15.6株/m ² 同左

肥料は紙マルチ栽培圃場の10aあたり施用量

結果の概要

項目	平成18年	平成19年	平成20年
収量(/10a)	377kg(慣行643)	445kg コイ331kg (慣行651)	505kg コイ408kg
(収量構成要素)	穂数198本/m ² (慣行382) 特等 タンパク質7.9% (サタケ)	穂数217本/m ² (慣行339) 1等 タンパク質7.6% (サタケ)	穂数240本/m ² 1等 タンパク質6.8% (サタケ)
雑草の発生	抑草された	同左	同左
病害の発生	イネミズゾウムシ食害少 葉いもち微、穂いもち微 カメムシ発生:畦際等で微	イネミズゾウムシ食害少 葉いもち微、穂いもち微 カメムシ発生:畦畔で微	イネミズゾウムシ食害微 葉いもち微、穂いもち無 カメムシ発生:雑草地で微

紙マルチ栽培圃場の結果。ただし 内はコイ除草の結果

喜多方市熱塩加納町

栽培技術の特徴

前歴	平成18年	平成19年	平成20年
平成18年以前の管理状況 平成14年から有機栽培を開始	基肥:オーガニック853 60kg 追肥:古代天然苦土 20kg オーガニック742 10kg オーガニック742 10kg - 秋肥:発酵鶏糞 140kg 春肥:古代天然苦土 45kg ハーモニーシエル 100kg 育苗:塩水選 種籾温湯消毒(60 10分) 自家培土(ぼかし混和) 保温折衷苗代 3.6葉苗16.8株/m ²	同左 同左 オーガニック742 20kg SGR 20kg ホタテパワー 20kg 同左 古代天然苦土 60kg ハーモニーシエル 60kg 同左 種籾酵素水溶液浸漬 同左 同左 同左 3.6葉苗18.2株/m ²	同左 - - SGR 10kg 同左 発酵鶏糞 70kg 同左 ハーモニーシエル 100kg 同左 同左 自家培土(オーガニック742混和) 同左 同左 3.3葉苗15.2株/m ²
(品種) コシヒカリ	除草:紙マルチ栽培	同左	同左

肥料は 10a あたり施用量

結果の概要

項目	平成18年	平成19年	平成20年
収量(/10a)	503kg(慣行479)	332kg(慣行440)	535kg
(収量構成要素)	穂数291本/m ² (慣行457) 1等 食味値78(サタケ)	穂数321本/m ² (慣行272) 1等 食味値79(サタケ)	穂数337本/m ² 1等 食味値87(サタケ)
雑草の発生	抑草された	同左	同左
病害の発生	イネミズゾウムシ食害少 葉いもち微、穂いもち微少 カメムシ発生:畦際等で微	イネミズゾウムシ食害微 葉いもち少中、穂いもち中 カメムシ発生:畦畔等で微	イネミズゾウムシ食害少 葉いもち微、穂いもち少 カメムシ発生:畦畔等で少

会津坂下町新開津

栽培技術の特徴

前歴	平成18年	平成19年	平成20年
平成18年以前の管理状況 平成13年に有機JAS認定取得	基肥:なたね油粕 40kg 追肥:なたね油粕 40kg + 20kg 秋肥:もみ殻 + 米ぬか たい肥2t 育苗:風選、温湯消毒 ビニールハウス内 平置き 3.1葉苗16.3株/m ²	同左 追肥:なたね油粕 20kg 同左 同左 同左 同左 3.5葉苗17.7株/m ²	ワールドエース 140kg 同左 同左 同左 同左 同左 3.1葉苗17.7株/m ²
(品種) コシヒカリ	除草:米ぬか + 機械除草	紙マルチ	同左

肥料は 10a あたり施用量

結果の概要

項目	平成18年	平成19年	平成20年
収量 (/10a)	321kg (特裁500)	513kg (特裁549)	433kg
(収量構成要素)	穂数174本/m ² (特裁307) 1等 食味値89(サタケ)	穂数306本/m ² (特裁310) 1等 食味値84(サタケ)	穂数258本/m ² 1等 食味値88(サタケ)
雑草の発生	残草多い	抑草された	同左
病害の発生	イネミスゾウムシ食害微 葉いもち無、穂いもち無 カメムシ発生:畦畔で微	イネミスゾウムシ食害微 葉いもち無、穂いもち微 カメムシ発生:畦畔等で微	イネミスゾウムシ食害微 葉いもち無、穂いもち無 カメムシ発生:畦畔等で微

只見町叶津

栽培技術の特徴

前歴	平成19年	平成20年
平成18年以前の管理状況慣行栽培	第1圃場 基肥:有機アグレット 50kg 追肥:有機アグレット 12kg 秋肥:米糠60kg 鶏糞45kg 第2圃場 基肥:有機アグレット 20kg 追肥:なし 秋肥:米糠60kg 鶏糞45kg	第1圃場 基肥:有機アグレット 20kg 追肥:なし 秋肥:米糠60kg 春肥:油粕45kg 第2圃場 基肥:有機アグレット 50kg 追肥:なし 秋肥:同左
(品種) コシヒカリ	育苗:ビニールハウス平置き 3.6葉苗16.3株/m ² 除草:第1圃場:米糠 第2圃場:油粕	同左 3.5葉苗16.3株/m ² 第1圃場:油粕 第2圃場:米糠 (第1圃場ではコイを田植1か月後に投入)

肥料は 10a あたり施用量

結果の概要

項目	平成19年	平成20年
収量 (/10a)	第1圃場 422kg (慣行554) 第2圃場 534kg (")	第1圃場 460kg 第2圃場 540kg
(収量構成要素)	第1圃場 穂数196本/m ² (慣行) 1等 食味値81(サタケ) 第2圃場 穂数290本/m ² (慣行374) 1等 食味値78(サタケ)	第1圃場 穂数212本/m ² 1等 食味値85(サタケ) 第2圃場 穂数196本/m ² 2等 食味値77(サタケ)
雑草の発生	米糠、油粕除草ともコナギ、オモダカ残草	同左
病害の発生	第1圃場 イネミスゾウムシ食害微少 葉いもち無、穂いもち微 カメムシ発生:畦際で微	第1圃場 イネミスゾウムシ食害無 葉いもち微、穂いもち無 カメムシ発生:畦際等で微

会津農林事務所の「農業改良普及年報」には肥料、農薬の使用量のみが記載され、金額は記載されていないが、会津農林事務所が作成した実証圃・対照圃の比較表（只見町の有機栽培及び猪苗代町の特別栽培の実証圃の事例）は次のとおりである。

有機・特別栽培と慣行栽培の比較表（作物名：水稲）

1 10aあたり費用（流通経費、償却費、諸材料費、動力光熱費等は除く）

(1)有機栽培（只見町）

費用	名称	規格・単位	単価	有機栽培(第1圃場)		有機栽培(第2圃場)		慣行栽培	
				使用量	金額	使用量	金額	使用量	金額
種苗費	未消毒種子	1kg	478	4kg	1,912	4kg	1,912		0
	消毒種子	1kg	510		0		0	4kg	2,040
小計					1,912		1,912		2,040
肥料費 (土改材を含む)	有機アグレット666	20kg	2,100	62kg	6,510	20kg	2,100		0
	オール14	20kg	1,008		0		0	25kg	1,260
	塩化加里	20kg	1,250		0		0	20kg	1,250
	過りん酸石灰	20kg	998		0		0	20kg	998
	鶏糞	15kg	500	45kg	1,500	45kg	1,500		0
	ケイカリン	20kg	2,048		0		0	20kg	2,048
	米糠(兼抑草資材)	15kg	300	200kg	4,000		0		0
	油粕(兼抑草資材)	20kg	750		0	150kg	5,625		0
小計					12,010		9,225		5,556
農薬費	イーバー-DXアツプ1kg剤	1kg	2,814		0		0	1kg	2,814
	マメツ3キロ剤	3kg	1,838		0		0	3kg	1,838
	クリンチャー1kg剤	1kg	1,302		0		0	1kg	1,302
	デラウスプリンス剤	1kg	3,171		0		0	1kg	3,171
	ヒノバイソット3キロ剤	3kg	935		0		0	3kg	935
	フランショーカーF剤	500ml	4,568		0		0	70ml	640
小計					0		0		10,700
合計					13,922		11,137		18,296

(2)特別栽培(猪苗代町)

費用	名称	規格・単位	単価	特別栽培実証ほ(猪苗代)			
				特別栽培		慣行栽培	
				使用量	金額	使用量	金額
種苗費	未消毒種子	1kg	478	4kg	1,912		0
	消毒種子	1kg	510		0	4kg	2,040
小計					1,912		2,040
肥料費 (土改材を含む)	過りん酸石灰	20kg	998	25kg	1,248		0
	ケイカリン	20kg	2,048		0	60kg	6,144
	会津うまい米専用	20kg	2,056	28kg	2,878		0
	いろどり有機	20kg	2,783	30kg	4,175		0
	会津エコ米一発	20kg	2,657		0	44kg	5,845
小計					8,301		11,989
農薬費	エコホープDJ	100g	1,040	40g	416		0
	テラガード1キロ剤	1kg	2,887	1kg	2,887		0
	ブイゲットプリンス	1kg	3,098	1.25kg	3,873		0
	コラトップ粒剤	3kg	1,680	3kg	1,680		0
	MR.ジョーカー粉剤	3kg	1,092	3kg	1,092	3kg	1,092
	タチガレエース液剤	500ml	3,020		0	25ml	151
	ダコニール1000	500ml	1,430		0	25ml	72
	デジタルコラトップ	1kg	3,000		0	1.3kg	3,900
	トレディプラス粒剤	1kg	2,430		0	1kg	2,430
	アチーブ粒剤	3kg	1,920		0	3kg	1,920
小計					9,948		9,565
合計					20,161		23,594

特別栽培における化学肥料・農薬の削減割合

(100 - (実証圃での化学肥料・農薬使用量 / 慣行基準の使用量 × 100))

注1) 肥料(慣行基準 9kg / 10aあたり)

	名称	窒素成分量(kg) (流通規格あたり)	うち有機質由来 窒素成分量(kg)	使用量	総窒素 量	有機由 来
肥料 (窒 素成分 のみ)	会津うまい米専用	3/20kg	0/20kg	28kg	4.2kg	0kg
	いるどり有機	2/20kg	2/20kg	30kg	3kg	3kg
	計				7.2kg	3kg
削減割合					53 %	

注2) 農薬(慣行基準:16成分)

	名称	化学農薬成分数 (流通規格あたり)	使用 回数	成分量
農 薬 (成分)	エコホープDJ	0 成分	1	0
	テラガード1キロ剤	3 成分	1	3
	ブイゲットプリンス	2 成分	1	2
	コラトップ粒剤	1 成分	1	1
	MR.ジョーカー粉剤	1 成分	1	1
	計			7
削減割合				56 %

2 10aあたり収支比較

	有機栽培(只見町)			特別栽培(猪苗代町)	
	有機栽培(第1圃場)	有機栽培(第2圃場)	慣行栽培	特別栽培	慣行栽培
収 量 (kg / 10a)	422	534	554	590	600
販売価格 (円 / 60kg)	36,000	36,000	16,000	14,000	12,463
粗 収 益 (円)	253,200	320,400	147,233	137,667	124,630
費 用 (円)	13,922	11,137	18,296	20,161	23,594
差 引 (円)	239,278	309,263	128,937	117,506	101,036

水稻品種は、只見町の有機栽培はコシヒカリ、猪苗代町の特別栽培はひとめぼれ

費用は、有機栽培、特別栽培、慣行栽培の違いを示すものであり、全ての費用を計上しているものではない。

有機栽培米の販売価格は当該実証圃農家からの聞き取りによるものであり、標準的な価格よりは高いと思われる。

(2) 有機栽培技術実証圃(そば)

費用	名称	規格 ・単位	単価	有機栽培 (緑肥のみ)		有機栽培 (緑肥+PK)		有機栽培 (緑肥+鶏糞)		慣行栽培	
				使用量	金額	使用量	金額	使用量	金額	使用量	金額
種苗費					0		0		0		0
					0		0		0		0
					0		0		0		0
	小計				0		0		0		0
肥料費 (土 材を 含む)	堆肥	15kg	578		0		0	45kg	1,734		
	化成肥料	20kg	1,481		0		0		0	40kg	2,962
	土壌改良材	20kg	2,056		0	20kg	2,056		0		0
	緑肥(屑大豆)	1kg	42	20kg	840	20kg	840	7kg	294		0
小計				840		2,896		2,028		2,962	
農薬費					0		0		0		0
					0		0		0		0
					0		0		0		0
	小計				0		0		0		0
その他	燃料費	軽油 1ℓ	115	22ℓ	2,530	23ℓ	2,645	23ℓ	2,645	12ℓ	1,380
	労働費	1h	1,250	3.2h	4,000	3.3h	4,125	3.3h	4,125	1.4h	1,750
					0		0		0		0
					0		0		0		0
小計				6,530		6,770		6,770		3,130	
合計				7,370		9,666		8,798		6,092	

2 10aあたり収支比較

	有機栽培(緑肥のみ)	有機栽培 (緑肥+PK)	有機栽培 (緑肥+鶏糞)	慣行栽培
収量(kg/10a)	100	100	100	90
販売価格(円/kg)	400	400	400	400
粗収益(円)	40,000	40,000	40,000	36,000
費用(円)	7,370	9,666	8,798	6,092
差引(円)	32,630	30,334	31,202	29,908

(単位:円/100a)

項目	実証圃			慣行栽培	備考
	緑肥のみ	緑肥+PK	緑肥+堆肥		
種苗費	0	0	0	0	・ソバ種子は自家採取種子使用のため、種子代は未計上
肥料費(堆肥)	0	0	17,340	29,620	・堆肥は市販の鶏ふん堆肥 (試算単価:578円/15kg)
土壌改良材費	0	20,560	0	0	・慣行栽培の肥料は市販の化成肥料 (試算単価:1,481円/20kg)
緑肥経費	8,400	8,400	2,940	0	・緑肥経費は屑大豆の購入経費
農薬費	0	0	0	0	(試算単価:42円/kg)
燃料費	25,300	26,450	26,450	13,800	・燃料費は主にトラクター、汎用コンバイン の軽油代(試算単価:115円/ℓ)
労働費	40,000	41,250	41,250	17,500	・労働費はオペレーター単価に作業時間を 乗じて算出(試算単価:1,250円/h)
出荷調整経費	-	-	-	-	・機械装置の洗浄、清掃時間も労働費に 計上
機械費	-	-	-	-	・運搬、乾燥、調整に掛かる経費及び機械 費(減価償却費・修理費)、流通経費は各栽 培方法とも共通であるため未計上
流通経費	-	-	-	-	
合計(参考)	73,700	96,660	87,980	60,920	

緑肥:屑大豆 PK:リン酸カリ

項目	実証圃			慣行栽培	備考
	緑肥のみ	緑肥 + PK	緑肥 + 堆肥		
収穫量 (kg)	1,000	1,000	1,000	900	・収穫量は実証圃3か年の平均値 ・販売単価は、同地域実績を参考
単価 (円 / kg)	400	400	400	400	
粗 収 益	400,000	400,000	400,000	360,000	
経費(共通部分以外)	73,700	96,660	87,980	60,920	
所得(参考)	326,300	303,340	312,020	299,080	
10a当たり所得	32,630	30,334	31,202	29,908	

収穫量は実証圃のほうが慣行栽培より多く、単価は同じである。

相双農林事務所

(1) 水稲有機栽培

相双農林事務所の「農業普及年報」では水稲有機栽培の実証圃の結果を以下のとおり記載している。

3 回代かき、屑大豆散布、チェーン除草の組み合わせによる抑草対策の検討を行った。実証圃の土性が砂壤土であり還元層、水田の濁りが持続しないため、これらの組み合わせでは十分な抑草効果が得られなかった。単収は 252 kg/10a で慣行栽培比 45%にとどまった。

また、カメムシ類による被害により出荷米の 30%が 2 等となった。野焼き、こまめな畦畔草刈り等の耕種的防除だけでは防除効果が不十分であった。

施肥	発酵鶏糞、グアノリン酸、稲わら、有機質肥料 有機質由来肥料 = 1.27 kg
抑草対策	3 回代かき、屑大豆散布、チェーン除草 (3 回)、深水管理
カメムシ対策	野焼き、畦畔草刈り (6 回)

雑草が繁茂した場合には、チェーン除草だけでは十分な抑草効果がなかったため、機械除草との組み合わせによる除草体系が必要である。

(2) 水稲特別栽培

同様に普及年報で水稲特別栽培の実証圃の結果を以下のとおり記載している。

JA そうまの特別栽培基準に沿った栽培とプール育苗を導入した健苗育成の実証を行った。プール育苗導入で立枯病やムレ苗の被害が少ない均質な苗が得られた。また、実証圃は、昨年倒伏程度から窒素成分を 4 kg/10a に抑えた設計でスタートしたが葉色が淡く、莖数、穂数が少なく経過した。そのため単収 518 kg/10a(慣行比 92%)と慣行栽培に比較しやや劣ったが、品質は良好であった。3 か年を通じて技術的課題は少なく、充分普及可能な栽培法である。

普及年報には肥料、農薬の使用量のみが記載され、金額は記載されていないが、相双農林事務所が作成した実証圃・対照圃の比較表は次のとおりである。

特別栽培と慣行栽培の比較表(作物名:水稲)

1 10aあたり費用(流通経費、償却費、諸材料費、動力光熱費等は除く)

費用	名称	規格 ・単位	単価	特別栽培		慣行栽培	
				使用量	金額	使用量	金額
種苗費	コシヒカリ種子(消毒済み)	1 kg	536		0	3kg	1,608
	コシヒカリ種子(未消毒)	1 kg	504	1.7kg	857		0
					0		0
小計					857		1,608
肥料費 (土改 材を含 む)	ケイカリン	20 kg	2,237	60kg	6,711	60kg	6,711
	リンスター30	20 kg	2,069	20kg	2,069		0
	液肥源	2 kg	441	2kg	441		0
	粒状培土	20 kg	788		0	50kg	1,970
	セーフティー発	20 kg	2,636	40kg	5,272		0
	基肥一発コシヒカリ	20 kg	4,547		0	33kg	7,503
	JAそうまエコ追肥208	20 kg	2,100	10kg	1,050		0
	塩化加里	20 kg	2,636		0	7kg	923
小計					15,543		17,107
農薬費	ダコニール1000	500 ml	1,691		0	20ml	68
	タチガレース液剤	500 ml	3,780		0	20ml	151
	デジタルコソトップアクトラ箱粒剤	1 kg	3,098	0.85kg	2,633	1kg	3,098
	クサトリ-DX110粒剤75	1 kg	3,098	1kg	3,098	1kg	3,098
	スターカル粉剤DL	1 kg	1,292	1kg	1,292	1kg	1,292
小計					7,023		7,707
その他	プール育苗資材費				768		0
					0		0
小計					768		0
合計					24,191		26,422

特別栽培実証ほ:自作培土使用。

特別栽培における化学肥料・農薬の削減割合

(100 - (実証ほでの化学肥料・農薬使用量 / 慣行基準の使用量 × 100))

注1)肥料(慣行基準 6kg / 10aあたり)

	名称	窒素成分量(kg) (流通規格あたり)	うち有機質由来 窒素成分量(kg)	使用量	総窒素量	有機由来 窒素量
肥料 (窒 素成 分の み)	セーフティー発	2/20kg	1.02/20kg	40kg	4kg	2.04kg
	JAそうまエコ追肥028	2/20kg	1.08/20kg	10kg	1kg	0.54kg
	稚苗用液肥源	0.3/2kg	0/2kg	2kg	0.3kg	0kg
	計				5.3kg	2.58kg
				削減割合	54.0 %	

注2)農薬(慣行基準:18成分)

	名 称	化学農薬成分数 (流通規格あたり)	使用回数	成分量
農 薬 (成分)	デジタルコラトップアクトラ箱粒剤	2 成分	1	2
	クサトリ-DX1特粒剤75	3 成分	1	3
	スタークル粉剤DL	1 成分	1	1
	計	成分		6
		削減割合	66.0 %	

2 10aあたり収支比較

	特別栽培	慣行栽培
収 量 (kg / 10a)	518	563
販売価格 (円 / 60kg)	11,500	11,000
粗 収 益 (円)	99,283	103,217
費 用 (円)	24,191	26,422
差 引 (円)	75,092	76,795

慣行栽培:成績書で示した作柄判定ほの収量を示した。

特別栽培米は収量も8%落ち、販売価格も1俵あたり500円高いだけである。しかしながら、相双地区の米は通常売れ残りが生じることがあるが、特別栽培米であれば売り切れるというメリットがある。

相双地区は、米の生産調整を100%クリアしている。この理由は、相双農林事務所や市町村及びJAそうまの指導体制が整っていることが原因である。水田には「グリーンベルト形成プロジェクト」により園芸作物の振興を図っている。

2 農林事務所ごとの農業関係資料比較

「福島県の農業及び政策」に福島県全体の農業関係資料を掲載しているが、各農林事務所及び普及所（以下「農林事務所等」という。）の農業関係資料の比較をする。

(1) 各農林事務所等の農家数、耕地面積、農業産出額

	農家数 (戸)	耕地面積 (ha)	農業産出額 (千万円)	農家1戸あたり	
				耕地面積 (ha/戸) B/A	農業産出額 (万円/戸) C/A
	A	B	C		
県全体	104,423	153,200	25,000	1.47	239
県北農林事務所	9,116	8,989	2,320	0.99	254
伊達農業普及所	7,903	6,710	1,975	0.85	250
安達農業普及所	8,201	10,490	1,486	1.28	181
県中農林事務所	8,396	13,300	1,884	1.58	224
田村農業普及所	7,139	9,020	1,444	1.26	202
須賀川農業普及所	10,332	17,110	3,005	1.66	291
県南農林事務所	10,209	18,104	3,092	1.77	303
会津農林事務所	5,113	11,139	1,507	2.18	295
喜多方農業普及所	6,057	10,047	1,415	1.66	234
会津坂下農業普及所	6,297	10,481	1,476	1.66	234
南会津農林事務所	3,665	4,035	510	1.10	139
相双農林事務所	8,138	16,055	2,543	1.97	312
双葉農業普及所	5,292	8,733	1,219	1.65	230
いわき農林事務所	8,565	8,980	1,127	1.05	132

農家数は農林業センサスより、耕地面積は福島農林水産統計年報より、農業算出額は生産農業所得統計より、それぞれ平成17年の市町村別データを集計したもの。なお、耕地面積は、端数処理の関係などで合計が県全体の計と一致しない。また、生産農業所得統計の農業算出額は、市町村別の合計と県全体の額が推計方法の違いがあるために一致しないとされている。

農家1戸あたりの耕地面積が一番広いのは会津の2.18ha、一番狭いのは果樹農家の多い伊達、次が県北のそれぞれ0.85ha、0.99haである。

また、農家1戸あたりの農業産出額が一番多いのは相双の312万円、一番少ないのはいわきで132万円である。

(2) 農地の利用状況

農林事務所等別農地の状況

(単位:ha, %)

	作付 延べ面積 A	耕作 未利用地 B	耕地面積 C(A+B)	耕作 放棄地 D	農地計 E(C+D)	農地 未利用地 F(B+D)	耕作地 未利用 率 B/C	耕作 放棄率 D/E	農地未 利用率 F/E
県北	8,026	963	8,989	1,610	10,599	2,573	10.7%	15.2%	24.3%
伊達	6,145	565	6,710	1,049	7,759	1,614	8.4%	13.5%	20.8%
安達	8,740	1,750	10,490	2,661	13,151	4,411	16.7%	20.2%	33.5%
県中	11,400	1,900	13,300	1,034	14,334	2,934	14.3%	7.2%	20.5%
田村	6,954	2,066	9,020	1,621	10,641	3,687	22.9%	15.2%	34.6%
須賀川	14,690	2,420	17,110	1,822	18,932	4,242	14.1%	9.6%	22.4%
県南	15,690	2,414	18,104	1,499	19,603	3,913	13.3%	7.6%	20.0%
会津	10,408	731	11,139	304	11,443	1,035	6.6%	2.7%	9.0%
喜多方	9,252	795	10,047	777	10,824	1,572	7.9%	7.2%	14.5%
会津坂下	9,458	1,023	10,481	420	10,901	1,443	9.8%	3.9%	13.2%
南会津	3,386	649	4,035	574	4,609	1,223	16.1%	12.5%	26.5%
相双	13,620	2,460	16,080	1,099	17,179	3,559	15.3%	6.4%	20.7%
双葉	6,981	1,752	8,733	705	9,438	2,457	20.1%	7.5%	26.0%
いわき	7,190	1,790	8,980	967	9,947	2,757	19.9%	9.7%	27.7%
県全体	131,900	21,300	153,200	16,141	169,341	37,441	13.9%	9.5%	22.1%

- 1 作付延べ面積及び耕作未利用地は福島農林水産統計年報より、耕作放棄地は農林業センサスより、それぞれ平成 17 年の市町村別データを集計したもの。なお、端数処理の関係などで合計が県全体の計と一致しない。
- 2 この表では、農地 = 農地耕地面積 + 耕作放棄地
耕地面積 = 作付延べ面積 + 耕作未利用地 として作成している。

農地未利用率

会津、会津坂下、喜多方はそれぞれ 9.0%、13.2%、14.5%と低くなっており、農地利用率が高い。

安達、田村はそれぞれ 33.5%、34.6%と高くなっている。

(3) 農林事務所等ごとの農業産出額の一覧

農業産出額の平成 17 年と平成 12 年の比較表は次のとおりである。

農林事務所等ごとの農業算出額の比較

農林事務所等	平成17年 (千万円)	平成12年 (千万円)	増減 (千万円)	増減率 (%)	農業産出額 のうち米の 占める割合 (%)	田の耕地面積 1haあたりの米 の農業産出額 (千円)
県北	2,320	2,520	200	7.9%	14.7%	870
伊達	1,975	2,244	269	12.0%	14.1%	898
安達	1,486	1,645	159	9.7%	39.0%	899
県中	1,884	2,034	150	7.4%	56.6%	1,015
田村	1,444	1,540	96	6.2%	22.1%	698
須賀川	3,005	3,358	353	10.5%	39.4%	964
県南	3,092	3,012	80	2.7%	39.1%	982
会津	1,507	1,650	143	8.7%	67.9%	1,086
喜多方	1,415	1,541	126	8.2%	69.7%	1,195
会津坂下	1,476	1,614	138	8.6%	66.7%	1,155
南会津	510	541	31	5.7%	48.6%	891
相双	2,543	2,188	355	16.2%	37.7%	774
双葉	1,219	1,369	150	11.0%	35.4%	691
いわき	1,127	1,262	135	10.7%	45.7%	778
合計	25,000	26,510	1,510	5.7%		

農業算出額は平成 17 年の生産農業所得統計より市町村別データを集計したものである。「田の耕地面積 1ha あたりの米の農業算出額」は、福島農林水産統計年報の平成 17 年の市町村別データを集計した面積を用いて算出したもの。なお、生産農業所得統計の農業算出額は、市町村別の合計と県全体の額が推計方法の違いがあるために一致しないとされている。

県内の農業産出額は平均で 5.7% の減少である。

農業産出額に占める米の割合が高いところは、田の耕地面積 1ha 当たりの米の農業産出額も大きい。喜多方 1,195 千円、会津坂下 1,155 千円、会津 1,086 千円、県中 1,015 千円である。

後述するが、相双は米の生産調整を達成したうえで、農業算出額も増加している。

(4) 各農林事務所等の平成17年と12年の比較増減率

各農林事務所等の項目ごとの減少が大きいもの（ただし自給的農家、専業農家及び畜産の農業算出額は、増加率の大きいもの）は次のとおりである。

なお、詳細は、各データの出典元も含めて「3 農林事務所ごとの農業関係資料」に掲載している。

減少率の大きい上位5つの農林事務所等

（ただし、自給的農家、専業農家及び耕作未利用地については増加率が大きい上位5つ）

	1	2	3	4	5
農家数・農家人口等					
農家数	県中 7.7%	いわき 7.5%	相双 7.3%	会津 7.1%	県北 6.6%
自給的農家()	相双 36.4%	安達 35.6%	田村 32.3%	会津 27.1%	県南 24.6%
販売農家	南会津 15.1%	いわき 15.1%	県北 14.6%	安達 13.2%	県中 13.2%
専業農家()	県中 33.9%	県南 25.2%	双葉 23.2%	南会津 22.9%	会津坂下と喜多方 20.8%
第1種兼業農家	南会津 24.0%	いわき 22.0%	県北 17.7%	喜多方 14.4%	県中 13.1%
第2種兼業農家	会津坂下 21.8%	南会津 20.7%	県北 20.2%	伊達 19.5%	県中 18.6%
農家人口	いわき 16.5%	県中 14.7%	相双 14.2%	県北 14.1%	双葉 13.2%
男	いわき 16.3%	県中 15.0%	県北 14.3%	相双 14.3%	双葉 12.7%
女	いわき 16.8%	県中 14.4%	相双 14.1%	県北 13.9%	双葉 13.8%
耕地面積等					
耕地面積	南会津 9.1%	喜多方 6.3%	県南 5.4%	会津坂下 4.4%	いわき 4.3%
田	喜多方 7.3%	県北 6.3%	安達 6.0%	南会津 5.2%	会津 5.1%
畑	南会津 16.3%	県南 10.2%	県中 9.0%	いわき 8.9%	須賀川 5.7%
作付延べ面積	双葉 7.2%	田村 8.1%	いわき 5.4%	相双 5.2%	県中 5.0%
耕作未利用地	田村 35.7%	双葉 24.2%	相双 23.0%	須賀川 19.4%	安達 5.8%

減少率の大きい上位5つの農林事務所等
(ただし、畜産の農業算出額については増加率が大きい上位5つ)

	1	2	3	4	5
農業産出額					
米	いわき 15.7%	田村 13.6%	安達 12.9%	双葉 12.9%	県北 12.8%
野菜	田村 21.1%	県北 19.2%	須賀川 17.5%	伊達 13.9%	県中 10.7%
果樹	田村 33.3%	県南 22.6%	相双 17.7%	須賀川 16.9%	県中 14.5%
畜産()	県南 36.0%	田村 30.8%	相双 18.8%	会津 9.3%	県中 7.7%
その他	双葉 32.6%	県南 31.4%	南会津 29.8%	田村 29.4%	須賀川 19.7%
計	伊達 12.0%	双葉 11.0%	いわき 10.7%	須賀川 10.5%	安達 9.7%

増加したもの

自給的農家：相双、安達、田村の増加率は30%を超えている。
 専業農家：県中は33.9%と大きく増加している。

減少したもの

第1種兼業農家：南会津、いわきは20%を超えている。

農業産出額

米は、全体で9.0%減少であるが、その中でもいわきの減少率が他の地域と比較するとやや高くなっている。

米の農業産出額の減少率が大きい地域の田の耕地面積の減少率は次のとおりである。

	いわき	田村	安達	双葉	県北
米の農業産出額の減少率	15.7%	13.6%	12.9%	12.9%	12.8%
田の耕地面積の減少率	2.5%	2.8%	6.0%	3.1%	6.3%
差引	13.2%	10.8%	6.9%	9.8%	6.5%

県北及び安達は、田の耕地面積の減少率が大きいですが、その他は田の耕地面積の減少率は小さいにも関わらず、農業産出額が大きく減少している。

野菜は、全体で1.4%減少している。田村が21.1%、県北が19.2%、須賀川が17.5%減少している。この表には記載してないが相双は143.4%と大きく増加している。

果樹は、全体で5.7%減少している。田村が33.3%減少、県南が22.6%減少と大きな減少となっている。しかし、この表では記載してないが、産地の県北は2.8%の減少に留まっている。また、県全体の算出額に占める割合は小さいものの、会津、喜多方、会津坂下、南会津及びいわきでは算出額が増加している。

畜産は、全体で1.1%増加であるが、県南で36.0%増加、田村で30.8%増加と大きく増加している。

(5) 水田農業に関する助成金について

水田農業に関する助成金 上位5つの農林事務所等(平成17年度)

(単位:千万円)

	1	2	3	4	5
農林事務所等	相双	会津	会津坂下	喜多方	双葉
助成金	113	80	66	52	37

米の生産調整に取り組み、目標を達成した農家への助成金であり、県内市町村の平成20年度末の生産調整の取組状況は次のとおりである。

平成20年産米の生産調整の取組状況

市町村名	生産数量目標 (面積換算値) ha	主食用米 作付面積 ha	差引面積 - ha	達成市町村 = %	対比 ÷ %
福島市	2,104	2,401	298		114%
二本松市	2,385	2,219	166		93%
伊達市	1,337	1,328	8		99%
本宮市	1,325	1,355	31		102%
桑折町	386	413	28		107%
国見町	467	412	55		88%
川俣町	453	419	34		93%
大玉村	951	941	10		99%
県北計	9,407	9,490	83		101%
郡山市	5,644	8,286	2,641		147%
須賀川市	2,854	4,788	1,934		168%
田村市	1,865	1,838	27		99%
鏡石町	524	986	462		188%
天栄村	668	876	208		131%
石川町	655	801	146		122%
玉川村	247	365	118		148%
平田村	556	510	46		92%
浅川町	418	518	100		124%
古殿町	376	354	23		94%
三春町	464	411	53		89%
小野町	580	563	17		97%
県中計	14,851	20,296	5,445		137%

市町村名	生産数量目標 (面積換算値) ha	主食用米 作付面積 ha	差引面積 - ha	達成市町村 = ha	対比 ÷ %
白 河 市	2,485	3,624	1,139		146%
西 郷 村	628	956	327		152%
泉 崎 村	458	687	229		150%
中 島 村	368	534	166		145%
矢 吹 町	740	1,329	588		179%
棚 倉 町	649	981	333		151%
矢 祭 町	274	378	104		138%
塙 町	547	640	93		117%
鮫 川 村	432	353	79		82%
県南計	6,582	9,482	2,900		144%
会津若松市	4,282	4,682	401		109%
喜 多 方 市	5,003	5,583	580		112%
北 塩 原 村	207	207	0		100%
西 会 津 町	691	691	0		100%
磐 梯 町	415	392	23		94%
猪 苗 代 町	2,112	2,071	41		98%
会津坂下町	2,175	2,428	254		112%
湯 川 村	889	899	9		101%
柳 津 町	328	317	11		97%
三 島 町	55	51	3		94%
金 山 町	127	123	4		97%
昭 和 村	209	175	34		84%
会津美里町	2,581	2,704	123		105%
会津計	19,074	20,324	1,250		107%
下 郷 町	512	503	10		98%
只 見 町	417	408	9		98%
南 会 津 町	1,113	1,061	52		95%
南会津計	2,042	1,971	71		97%

市町村名	生産数量目標 (面積換算値) ha	主食用米 作付面積 ha	差引面積 - ha	達成市町村 = ha	対比 ÷ %
相馬市	2,194	2,188	7		100%
南相馬市	4,916	4,842	74		98%
広野町	186	185	1		99%
楢葉町	426	418	8		98%
富岡町	557	552	5		99%
川内村	311	283	27		91%
大熊町	613	574	39		94%
双葉町	499	491	7		99%
浪江町	1,277	1,243	34		97%
葛尾村	142	130	12		92%
新地町	665	647	18		97%
飯館村	853	707	146		83%
相双計	12,640	12,261	379		97%
いわき市	3,801	4,611	810		121%
いわき計	3,801	4,611	810		121%
県計	68,397	78,434	10,037	34	115%

郡山市、須賀川市、白河市など、米どころといわれる地域や米の出荷が農協に集中しない地域は生産調整に協力しない度合いが高い。相馬市、南相馬市など農協への集中度が高いところは生産調整に協力している。

相双農林事務所管内は全ての市町村が生産調整を達成している。

3 農林事務所ごとの農業関係資料

「福島県の農政 1 福島県の農業の現況」にある一覧表を農林事務所等ごとに示すと次のとおりとなる。

なお、各データの出典は当該一覧表と同様に、農家数・農家人口等は農林水産省の農林業センサス、耕地面積等は東北農政局福島農政事務所の福島農林水産統計年報、農業算出額は農林水産省の生産農業所得統計、助成金、補助金、認定農業者及びエコファーマーに係るデータは県調べによる。

また、農林事務所等ごとのデータは、上記調査の市町村別のデータを集計して算出している。各データの出典元となる調査では、例えば、調査対象が少ない場合には市町村別では集計結果を非公表としていたり、県全体と市町村別では推計方法が異なる場合がある。そのため、各データを全て集計しても、「福島県の農政 1 福島県の農業の現況」の一覧表と合致しない場合がある。

県北農林事務所

- ・伊達農業普及所
- ・安達農業普及所

県中農林事務所

- ・田村農業普及所
- ・須賀川農業普及所

県南農林事務所

会津農林事務所

- ・喜多方農業普及所
- ・坂下農業普及所

南会津農林事務所

相双農林事務所

- ・双葉農業普及所

いわき農林事務所

県北農林事務所の農業関係資料
 県北農林事務所 農業振興普及部

	単位	H17年	H12年	増減	比率(%)
農家数・農家人口等					
農家数	戸	9,116	9,760	644	6.6%
自給的農家	戸	2,747	2,300	447	19.4%
販売農家	戸	6,369	7,460	1,091	14.6%
専門農家	戸	1,424	1,300	124	9.5%
第1種兼業農家	戸	1,018	1,237	219	17.7%
第2種兼業農家	戸	3,927	4,923	996	20.2%
農家人口	人	37,650	43,812	6,162	14.1%
男	人	18,645	21,745	3,100	14.3%
女	人	19,005	22,067	3,062	13.9%
耕地面積等					
耕地面積	ha	8,989	9,302	313	3.4%
田	ha	3,921	4,183	262	6.3%
畑	ha	5,073	5,118	45	0.9%
作付延べ面積	ha	8,026	8,309	283	3.4%
耕地利用率	%	89.3%	89.3%	0.0	-
耕作未利用地	ha	963	993	30	3.0%
耕作未利用率	%	10.7%	10.7%	0.0	-
農業産出額及び助成金等					
農業産出額					
米	千万円	341	391	50	12.8%
(全体に占める割合)	%	(14.7%)	(15.5%)	(0.8)	-
野菜	千万円	265	328	63	19.2%
果樹	千万円	1,174	1,208	34	2.8%
畜産	千万円	323	377	54	14.3%
その他	千万円	217	216	1	0.5%
計	千万円	2,320	2,520	200	7.9%
水田農業に関する助成金					
地域協議会・JAを經由	千万円	2	0	2	-
商系米穀集荷業者等を經由	千万円	-	-	-	-
青果物価格安定対策補助金	千万円	20	28	8	28.6%
合計	千万円	2,342	2,548	206	8.1%

		H17年	H12年	増減	比率(%)
耕作放棄地	ha	1,610	1,478	132	8.9%

		平成20年度
認定農業者数	経営体	583
エコファーマー認定件数	件	409

農業産出額については、端数処理や統計上、標本数が少ない場合公表・集計の対象としておらず、金額が単位に満たないものを「0」として表すため、計・合計が一致しないことがある。

農業産出額：米の占める割合 14.7%

果実の割合 50.6%

耕作放棄地は増加している。

県北農林事務所 伊達農業普及所

	単位	H17年	H12年	増減	比率(%)
農家数・農家人口等					
農家数	戸	7,903	8,383	480	5.7%
自給的農家	戸	2,323	2,108	215	10.2%
販売農家	戸	5,580	6,275	695	11.1%
専業農家	戸	1,225	1,120	105	9.4%
第1種兼業農家	戸	1,194	1,229	35	2.8%
第2種兼業農家	戸	3,161	3,926	765	19.5%
農家人口	人	32,743	37,451	4,708	12.6%
男	人	16,290	18,557	2,267	12.2%
女	人	16,453	18,894	2,441	12.9%
耕地面積等					
耕地面積	ha	6,710	6,807	97	1.4%
田	ha	3,106	3,183	77	2.4%
畑	ha	3,607	3,627	20	0.6%
作付延べ面積	ha	6,145	6,249	104	1.7%
耕地利用率	%	91.6%	91.8%	0.2	-
耕作未利用地	ha	565	558	7	1.3%
耕作未利用率	%	8.4%	8.2%	0.2	-
農業産出額及び助成金等					
農業産出額					
米	千万円	279	312	33	10.6%
(全体に占める割合)	%	(14.1%)	(13.9%)	(0.2)	-
野菜	千万円	502	583	81	13.9%
果樹	千万円	777	858	81	9.4%
畜産	千万円	278	365	87	23.8%
その他	千万円	139	126	13	10.3%
計	千万円	1,975	2,244	269	12.0%
水田農業に関する助成金					
地域協議会・JAを經由	千万円	8	0.9	7	788.9%
商系米穀集荷業者等を經由	千万円	-	-	-	-
青果物価格安定対策補助金	千万円	26	15	11	73.3%
合計	千万円	2,009	2,260	251	11.1%

		H17年	H12年	増減	比率(%)
耕作放棄地	ha	1,049	1,354	305	22.5%

		平成20年度
認定農業者数	経営体	668
エコファーマー認定件数	件	245

農業産出額については、端数処理や統計上、標本数が少ない場合公表・集計の対象としておらず、金額が単位に満たないものを「0」として表すため、計・合計が一致しないことがある。

農業産出額：米の占める割合 14.1%

果樹の割合 39.3%

耕作放棄地は減少している。

県北農林事務所 安達農業普及所

	単位	H17年	H12年	増減	比率(%)
農家数・農家人口等					
農家数	戸	8,201	8,635	434	5.0%
自給的農家	戸	1,956	1,442	514	35.6%
販売農家	戸	6,245	7,193	948	13.2%
専業農家	戸	509	527	18	3.4%
第1種兼業農家	戸	759	727	32	4.4%
第2種兼業農家	戸	4,977	5,939	962	16.2%
農家人口	人	39,847	44,391	4,544	10.2%
男	人	19,692	21,925	2,233	10.2%
女	人	20,155	22,466	2,311	10.3%
耕地面積等					
耕地面積	ha	10,490	10,510	20	0.2%
田	ha	6,440	6,850	410	6.0%
畑	ha	4,055	3,664	391	10.7%
作付延べ面積	ha	8,740	8,856	116	1.3%
耕地利用率	%	83.3%	84.3%	0.9	-
耕作未利用地	ha	1,750	1,654	96	5.8%
耕作未利用率	%	16.7%	15.7%	0.9	-
農業産出額及び助成金等					
農業産出額					
米	千万円	579	665	86	12.9%
(全体に占める割合)	%	(39.0%)	(40.4%)	(1.5)	-
野菜	千万円	326	357	31	8.7%
果樹	千万円	61	63	2	3.2%
畜産	千万円	417	451	34	7.5%
その他	千万円	103	109	6	5.5%
計	千万円	1,486	1,645	159	9.7%
水田農業に関する助成金					
地域協議会・JAを經由	千万円	32	3	29	966.7%
商系米穀集荷業者等を經由	千万円	-	-	-	-
青果物価格安定対策補助金	千万円	10	8	2	25.0%
合計	千万円	1,528	1,656	128	7.7%

		H17年	H12年	増減	比率(%)
耕作放棄地	ha	2,661	2,533	128	5.1%

		平成20年度
認定農業者数	経営体	660
エコファーマー認定件数	件	631

農業産出額については、端数処理や統計上、標本数が少ない場合公表・集計の対象としておらず、金額が単位に満たないものを「0」として表すため、計・合計が一致しないことがある。

耕作放棄地は増加している。

県中農林事務所の農業関係資料
 県中農林事務所 農業振興普及部

	単位	H17年	H12年	増減	比率(%)
農家数・農家人口等					
農家数	戸	8,396	9,095	699	7.7%
自給的農家	戸	1,765	1,457	308	21.1%
販売農家	戸	6,631	7,638	1,007	13.2%
専門農家	戸	884	660	224	33.9%
第1種兼業農家	戸	1,090	1,254	164	13.1%
第2種兼業農家	戸	4,657	5,724	1,067	18.6%
農家人口	人	38,627	45,269	6,642	14.7%
男	人	18,977	22,326	3,349	15.0%
女	人	19,650	22,943	3,293	14.4%
耕地面積等					
耕地面積	ha	13,300	13,800	500	3.6%
田	ha	10,500	10,800	300	2.8%
畑	ha	2,730	3,000	270	9.0%
作付延べ面積	ha	11,400	12,000	600	5.0%
耕地利用率	%	85.7%	87.0%	1.2	-
耕作未利用地	ha	1,900	1,800	100	5.6%
耕作未利用率	%	14.3%	13.0%	1.2	-
農業産出額及び助成金等					
農業産出額					
米	千万円	1,066	1,180	114	9.7%
(全体に占める割合)	%	(56.6%)	(58.0%)	(1.4)	-
野菜	千万円	316	354	38	10.7%
果樹	千万円	47	55	8	14.5%
畜産	千万円	336	312	24	7.7%
その他	千万円	119	133	14	10.5%
計	千万円	1,884	2,034	150	7.4%
水田農業に関する助成金					
地域協議会・JAを經由	千万円	21	3.9	17	438.5%
商系米穀集荷業者等を經由	千万円	-	-	-	-
青果物価格安定対策補助金	千万円	4	5	1	20.0%
合計	千万円	1,909	2,043	134	6.6%

		H17年	H12年	増減	比率(%)
耕作放棄地	ha	1,034	1,177	143	12.1%

平成20年度		
認定農業者数	経営体	277
エコファーマー認定件数	件	319

農業産出額については、端数処理や統計上、標本数が少ない場合公表・集計の対象としておらず、金額が単位に満たないものを「0」として表すため、計・合計が一致しないことがある。

農業産出額：米の占める割合 56.6%
 耕作放棄地は減少している。

県中農林事務所 田村農業普及所

	単位	H17年	H12年	増減	比率(%)
農家数・農家人口等					
農家数	戸	7,139	7,437	298	4.0%
自給的農家	戸	1,590	1,202	388	32.3%
販売農家	戸	5,549	6,235	686	11.0%
専業農家	戸	593	498	95	19.1%
第1種兼業農家	戸	835	850	15	1.8%
第2種兼業農家	戸	4,121	4,887	766	15.7%
農家人口	人	33,191	36,790	3,599	9.8%
男	人	16,415	18,206	1,791	9.8%
女	人	16,776	18,584	1,808	9.7%
耕地面積等					
耕地面積	ha	9,020	9,089	69	0.8%
田	ha	4,572	4,705	133	2.8%
畑	ha	4,450	4,395	55	1.3%
作付延べ面積	ha	6,954	7,567	613	8.1%
耕地利用率	%	77.1%	83.3%	6.2	-
耕作未利用地	ha	2,066	1,522	544	35.7%
耕作未利用率	%	22.9%	16.7%	6.2	-
農業産出額及び助成金等					
農業産出額					
米	千万円	319	369	50	13.6%
(全体に占める割合)	%	(22.1%)	(24.0%)	(1.9)	-
野菜	千万円	236	299	63	21.1%
果樹	千万円	4	6	2	33.3%
畜産	千万円	595	455	140	30.8%
その他	千万円	290	411	121	29.4%
計	千万円	1,444	1,540	96	6.2%
水田農業に関する助成金					
地域協議会・JAを經由	千万円	18	0.7	17	2471.4%
商系米穀集荷業者等を經由	千万円	-	-	-	-
青果物価格安定対策補助金	千万円	8	8	0	0.0%
合計	千万円	1,470	1,549	79	5.1%

		H17年	H12年	増減	比率(%)
耕作放棄地	ha	1,621	1,489	132	8.9%

		平成20年度		
認定農業者数	経営体	275		(H20年12月)
エコファーマー認定件数	件	322		(H21年2月)

農業産出額については、端数処理や統計上、標本数が少ない場合公表・集計の対象としておらず、金額が単位に満たないものを「0」として表すため、計・合計が一致しないことがある。

農業産出額：畜産の占める割合が増加している。

県中農林事務所 須賀川農業普及所

	単位	H17年	H12年	増減	比率(%)
農家数・農家人口等					
農家数	戸	10,332	11,051	719	6.5%
自給的農家	戸	1,573	1,320	253	19.2%
販売農家	戸	8,759	9,731	972	10.0%
専業農家	戸	899	771	128	16.6%
第1種兼業農家	戸	1,597	1,735	138	8.0%
第2種兼業農家	戸	6,263	7,225	962	13.3%
農家人口	人	50,203	56,966	6,763	11.9%
男	人	24,934	28,306	3,372	11.9%
女	人	25,269	28,660	3,391	11.8%
耕地面積等					
耕地面積	ha	17,110	17,438	328	1.9%
田	ha	12,287	12,314	27	0.2%
畑	ha	4,830	5,124	294	5.7%
作付延べ面積	ha	14,690	15,411	721	4.7%
耕地利用率	%	85.9%	88.4%	2.5	-
耕作未利用地	ha	2,420	2,027	393	19.4%
耕作未利用率	%	14.1%	11.6%	2.5	-
農業産出額及び助成金等					
農業産出額					
米	千万円	1,185	1,214	29	2.4%
(全体に占める割合)	%	(39.4%)	(36.2%)	(3.3)	-
野菜	千万円	680	824	144	17.5%
果樹	千万円	211	254	43	16.9%
畜産	千万円	778	878	100	11.4%
その他	千万円	151	188	37	19.7%
計	千万円	3,005	3,358	353	10.5%
水田農業に関する助成金					
地域協議会・JAを經由	千万円	23	3.9	19	489.7%
商系米穀集荷業者等を經由	千万円	-	-	-	-
青果物価格安定対策補助金	千万円	20	17	3	17.6%
合計	千万円	3,048	3,379	331	9.8%

		H17年	H12年	増減	比率(%)
耕作放棄地	ha	1,822	1,777	45	2.5%

		平成20年度
認定農業者数	経営体	629
エコファーマー認定件数	件	2,063

() 作物ごと及び作型ごとの累計値

農業産出額については、端数処理や統計上、標本数が少ない場合公表・集計の対象としておらず、金額が単位に満たないものを「0」として表すため、計・合計が一致しないことがある。

耕作放棄地は増加している。

県南農林事務所の農業関係資料
 県南農林事務所 農業振興普及部

	単位	H17年	H12年	増減	比率(%)
農家数・農家人口等					
農家数	戸	10,209	10,701	492	4.6%
自給的農家	戸	1,677	1,346	331	24.6%
販売農家	戸	8,532	9,355	823	8.8%
専門農家	戸	963	769	194	25.2%
第1種兼業農家	戸	1,152	1,146	6	0.5%
第2種兼業農家	戸	6,417	7,440	1,023	13.8%
農家人口	人	47,712	53,560	5,848	10.9%
男	人	23,648	26,404	2,756	10.4%
女	人	24,064	27,156	3,092	11.4%
耕地面積等					
耕地面積	ha	18,104	19,134	1,030	5.4%
田	ha	12,313	12,697	384	3.0%
畑	ha	5,788	6,444	656	10.2%
作付延べ面積	ha	15,690	16,190	500	3.1%
耕地利用率	%	86.7%	84.6%	2.1	-
耕作未利用地	ha	2,414	2,944	530	18.0%
耕作未利用率	%	13.3%	15.4%	2.1	-
農業産出額及び助成金等					
農業産出額					
米	千万円	1,209	1,212	3	0.2%
(全体に占める割合)	%	(39.1%)	(40.2%)	(1.1)	-
野菜	千万円	658	684	26	3.8%
果樹	千万円	41	53	12	22.6%
畜産	千万円	918	675	243	36.0%
その他	千万円	266	388	122	31.4%
計	千万円	3,092	3,012	80	2.7%
水田農業に関する助成金					
地域協議会・JAを經由	千万円	9	1.4	8	571.4%
商系米穀集荷業者等を經由	千万円	-	-	-	-
青果物価格安定対策補助金	千万円	10	11	1	9.1%
合計	千万円	3,111	3,024	87	2.9%

		H17年	H12年	増減	比率(%)
耕作放棄地	ha	1,499	1,491	8	0.5%

平成20年度		
認定農業者数	経営体	561
エコファーマー認定件数	件	1,095

農業産出額については、端数処理や統計上、標本数が少ない場合公表・集計の対象としておらず、金額が単位に満たないものを「0」として表すため、計・合計が一致しないことがある。

農業産出額：畜産の占める割合が増加している。

会津農林事務所の農業関係資料
会津農林事務所 農業振興普及部

	単位	H17年	H12年	増減	比率(%)
農家数・農家人口等					
農家数	戸	5,113	5,504	391	7.1%
自給的農家	戸	1,008	793	215	27.1%
販売農家	戸	4,105	4,711	606	12.9%
専門農家	戸	463	462	1	0.2%
第1種兼業農家	戸	858	954	96	10.1%
第2種兼業農家	戸	2,784	3,295	511	15.5%
農家人口	人	24,058	27,536	3,478	12.6%
男	人	11,735	13,349	1,614	12.1%
女	人	12,323	14,187	1,864	13.1%
耕地面積等					
耕地面積	ha	11,139	11,558	419	3.6%
田	ha	9,420	9,926	506	5.1%
畑	ha	1,717	1,636	81	5.0%
作付延べ面積	ha	10,408	10,614	206	1.9%
耕地利用率	%	93.4%	91.8%	1.6	-
耕作未利用地	ha	731	944	213	22.6%
耕作未利用率	%	6.6%	8.2%	1.6	-
農業産出額及び助成金等					
農業産出額					
米	千万円	1,023	1,150	127	11.0%
(全体に占める割合)	%	(67.9%)	(69.7%)	(1.8)	-
野菜	千万円	234	261	27	10.3%
果樹	千万円	89	72	17	23.6%
畜産	千万円	47	43	4	9.3%
その他	千万円	114	124	10	8.1%
計	千万円	1,507	1,650	143	8.7%
水田農業に関する助成金					
地域協議会・JAを經由	千万円	80	15	65	433.3%
商系米穀集荷業者等を經由	千万円	-	-	-	-
青果物価格安定対策補助金	千万円	2	1	1	100.0%
合計	千万円	1,589	1,666	77	4.6%

		H17年	H12年	増減	比率(%)
耕作放棄地	ha	304	229	75	32.8%

平成20年度		
認定農業者数	経営体	532
エコファーマー認定件数	件	458

農業産出額については、端数処理や統計上、標本数が少ない場合公表・集計の対象としておらず、金額が単位に満たないものを「0」として表すため、計・合計が一致しないことがある。

農業産出額：米の占める割合 67.9%
耕作放棄地は増加している。

会津農林事務所 喜多方農業普及所

	単位	H17年	H12年	増減	比率(%)
農家数・農家人口等					
農家数	戸	6,057	6,420	363	5.7%
自給的農家	戸	1,326	1,142	184	16.1%
販売農家	戸	4,731	5,278	547	10.4%
専業農家	戸	750	621	129	20.8%
第1種兼業農家	戸	829	968	139	14.4%
第2種兼業農家	戸	3,152	3,689	537	14.6%
農家人口	人	25,636	28,856	3,220	11.2%
男	人	12,464	13,973	1,509	10.8%
女	人	13,172	14,883	1,711	11.5%
耕地面積等					
耕地面積	ha	10,047	10,722	675	6.3%
田	ha	8,254	8,905	651	7.3%
畑	ha	1,796	1,813	17	0.9%
作付延べ面積	ha	9,252	9,508	256	2.7%
耕地利用率	%	92.1%	88.7%	3.4	-
耕作未利用地	ha	795	1,214	419	34.5%
耕作未利用率	%	7.9%	11.3%	3.4	-
農業産出額及び助成金等					
農業産出額					
米	千万円	986	1,106	120	10.8%
(全体に占める割合)	%	(69.7%)	(71.8%)	(2.1)	-
野菜	千万円	251	257	6	2.3%
果樹	千万円	20	17	3	17.6%
畜産	千万円	92	88	4	4.5%
その他	千万円	66	73	7	9.6%
計	千万円	1,415	1,541	126	8.2%
水田農業に関する助成金					
地域協議会・JAを經由	千万円	52	4.5	48	1055.6%
商系米穀集荷業者等を經由	千万円	-	-	-	-
青果物価格安定対策補助金	千万円	7	3	4	133.3%
合計	千万円	1,474	1,549	75	4.8%

		H17年	H12年	増減	比率(%)
耕作放棄地	ha	777	840	63	7.5%

		平成20年度
認定農業者数	経営体	473
エコファーマー認定件数	件	580

農業産出額については、端数処理や統計上、標本数が少ない場合公表・集計の対象としておらず、金額が単位に満たないものを「0」として表すため、計・合計が一致しないことがある。

農業産出額：米の占める割合 69.7%

耕作放棄地は減少している。

会津農林事務所 会津坂下農業普及所

	単位	H17年	H12年	増減	比率(%)
農家数・農家人口等					
農家数	戸	6,297	6,667	370	5.5%
自給的農家	戸	1,715	1,409	306	21.7%
販売農家	戸	4,582	5,258	676	12.9%
専業農家	戸	772	639	133	20.8%
第1種兼業農家	戸	861	964	103	10.7%
第2種兼業農家	戸	2,860	3,655	795	21.8%
農家人口	人	26,406	29,824	3,418	11.5%
男	人	12,892	14,565	1,673	11.5%
女	人	13,514	15,259	1,745	11.4%
耕地面積等					
耕地面積	ha	10,481	10,969	488	4.4%
田	ha	8,528	8,912	384	4.3%
畑	ha	1,955	2,062	107	5.2%
作付延べ面積	ha	9,458	9,871	413	4.2%
耕地利用率	%	90.2%	90.0%	0.2	-
耕作未利用地	ha	1,023	1,098	75	6.8%
耕作未利用率	%	9.8%	10.0%	0.2	-
農業産出額及び助成金等					
農業産出額					
米	千万円	985	1,089	104	9.6%
(全体に占める割合)	%	(66.7%)	(67.5%)	(0.7)	-
野菜	千万円	189	199	10	5.0%
果樹	千万円	80	65	15	23.1%
畜産	千万円	54	54	0	0.0%
その他	千万円	168	207	39	18.8%
計	千万円	1,476	1,614	138	8.6%
水田農業に関する助成金					
地域協議会・JAを經由	千万円	66	11.5	55	473.9%
商系米穀集荷業者等を經由	千万円	-	-	-	-
青果物価格安定対策補助金	千万円	6	7	1	14.3%
合計	千万円	1,548	1,633	85	5.2%

		H17年	H12年	増減	比率(%)
耕作放棄地	ha	420	494	74	15.0%

		平成20年度
認定農業者数	経営体	470
エコファーマー認定件数	件	419

農業産出額については、端数処理や統計上、標本数が少ない場合公表・集計の対象としておらず、金額が単位に満たないものを「0」として表すため、計・合計が一致しないことがある。

農業産出額：米の占める割合 66.7%

耕作放棄地は減少している。

南会津農林事務所の農業関係資料
南会津農林事務所 農業振興普及部

	単位	H17年	H12年	増減	比率(%)
農家数・農家人口等					
農家数	戸	3,665	3,875	210	5.4%
自給的農家	戸	1,272	1,056	216	20.5%
販売農家	戸	2,392	2,819	427	15.1%
専門農家	戸	472	384	88	22.9%
第1種兼業農家	戸	272	358	86	24.0%
第2種兼業農家	戸	1,648	2,077	429	20.7%
農家人口	人	13,513	15,264	1,751	11.5%
男	人	6,577	7,430	853	11.5%
女	人	6,936	7,834	898	11.5%
耕地面積等					
耕地面積	ha	4,035	4,437	402	9.1%
田	ha	2,784	2,936	152	5.2%
畑	ha	1,252	1,496	244	16.3%
作付延べ面積	ha	3,386	3,355	31	0.9%
耕地利用率	%	83.9%	75.6%	8.3	-
耕作未利用地	ha	649	1,082	433	40.0%
耕作未利用率	%	16.1%	24.4%	8.3	-
農業産出額及び助成金等					
農業産出額					
米	千万円	248	244	4	1.6%
(全体に占める割合)	%	(48.6%)	(45.1%)	(3.5)	-
野菜	千万円	141	145	4	2.8%
果樹	千万円	16	10	6	60.0%
畜産	千万円	32	38	6	15.8%
その他	千万円	73	104	31	29.8%
計	千万円	510	541	31	5.7%
水田農業に関する助成金					
地域協議会・JAを經由	千万円	16	0.4	16	3900.0%
商系米穀集荷業者等を經由	千万円	-	-	-	-
青果物価格安定対策補助金	千万円	4	3	1	33.3%
合計	千万円	530	544	14	2.6%

		H17年	H12年	増減	比率(%)
耕作放棄地	ha	574	423	151	35.7%

平成20年度		
認定農業者数	経営体	223
エコファーマー認定件数	件	604

農業産出額については、端数処理や統計上、標本数が少ない場合公表・集計の対象としておらず、金額が単位に満たないものを「0」として表すため、計・合計が一致しないことがある。

耕作放棄地が増加している。

相双農林事務所の農業関係資料
相双農林事務所 農業振興普及部

	単位	H17年	H12年	増減	比率(%)
農家数・農家人口等					
農家数	戸	8,138	8,776	638	7.3%
自給的農家	戸	1,324	971	353	36.4%
販売農家	戸	6,814	7,805	991	12.7%
専門農家	戸	735	644	91	14.1%
第1種兼業農家	戸	913	974	61	6.3%
第2種兼業農家	戸	5,166	6,187	1,021	16.5%
農家人口	人	37,353	43,542	6,189	14.2%
男	人	18,371	21,435	3,064	14.3%
女	人	18,982	22,107	3,125	14.1%
耕地面積等					
耕地面積	ha	16,080	16,370	290	1.8%
田	ha	12,392	12,664	272	2.1%
畑	ha	3,683	3,701	18	0.5%
作付延べ面積	ha	13,620	14,370	750	5.2%
耕地利用率	%	84.7%	87.8%	3.1	-
耕作未利用地	ha	2,460	2,000	460	23.0%
耕作未利用率	%	15.3%	12.2%	3.1	-
農業産出額及び助成金等					
農業産出額					
米	千万円	959	1,091	132	12.1%
(全体に占める割合)	%	(37.7%)	(49.9%)	(12.2)	-
野菜	千万円	740	304	436	143.4%
果樹	千万円	65	79	14	17.7%
畜産	千万円	627	528	99	18.8%
その他	千万円	152	186	34	18.3%
計	千万円	2,543	2,188	355	16.2%
水田農業に関する助成金					
地域協議会・JAを經由	千万円	113	29.1	84	288.3%
商系米穀集荷業者等を經由	千万円	-	-	-	-
青果物価格安定対策補助金	千万円	4	5	1	20.0%
合計	千万円	2,660	2,222	438	19.7%

		H17年	H12年	増減	比率(%)
耕作放棄地	ha	1,099	953	146	15.3%

平成20年度		
認定農業者数	経営体	680
エコファーマー認定件数	件	4,338

農業産出額については、端数処理や統計上、標本数が少ない場合公表・集計の対象としておらず、金額が単位に満たないものを「0」として表すため、計・合計が一致しないことがある。

水田農業に関する助成金が11億3千万円ある。

生産調整は完全に実施されている。

農業産出額は全体で16.2%の増加である。

野菜の農業算出額が大きく増加している。

耕作放棄地は増加している。

相双農林事務所 双葉農業普及所

	単位	H17年	H12年	増減	比率(%)
農家数・農家人口等					
農家数	戸	5,292	5,660	368	6.5%
自給的農家	戸	1,043	895	148	16.5%
販売農家	戸	4,249	4,765	516	10.8%
専業農家	戸	562	456	106	23.2%
第1種兼業農家	戸	391	374	17	4.5%
第2種兼業農家	戸	3,296	3,935	639	16.2%
農家人口	人	22,667	26,126	3,459	13.2%
男	人	11,244	12,879	1,635	12.7%
女	人	11,423	13,247	1,824	13.8%
耕地面積等					
耕地面積	ha	8,733	8,935	202	2.3%
田	ha	6,233	6,433	200	3.1%
畑	ha	2,508	2,498	10	0.4%
作付延べ面積	ha	6,981	7,524	543	7.2%
耕地利用率	%	79.9%	84.2%	4.3	-
耕作未利用地	ha	1,752	1,411	341	24.2%
耕作未利用率	%	20.1%	15.8%	4.3	-
農業産出額及び助成金等					
農業産出額					
米	千万円	431	495	64	12.9%
(全体に占める割合)	%	(35.4%)	(36.2%)	(0.8)	-
野菜	千万円	93	97	4	4.1%
果樹	千万円	47	52	5	9.6%
畜産	千万円	588	636	48	7.5%
その他	千万円	60	89	29	32.6%
計	千万円	1,219	1,369	150	11.0%
水田農業に関する助成金					
地域協議会・JAを經由	千万円	37	6.3	31	487.3%
商系米穀集荷業者等を經由	千万円	-	-	-	-
青果物価格安定対策補助金	千万円	2	2	0	0.0%
合計	千万円	1,258	1,377	119	8.7%

		H17年	H12年	増減	比率(%)
耕作放棄地	ha	705	567	138	24.3%

		平成20年度
認定農業者数	経営体	357
エコファーマー認定件数	件	1,049

農業産出額については、端数処理や統計上、標本数が少ない場合公表・集計の対象としておらず、金額が単位に満たないものを「0」として表すため、計・合計が一致しないことがある。

耕作放棄地は増加している。

生産調整は完全に実施されている。

いわき農林事務所の農業関係資料
 いわき農林事務所 農業振興普及部

	単位	H17年	H12年	増減	比率(%)
農家数・農家人口等					
農家数	戸	8,565	9,255	690	7.5%
自給的農家	戸	2,507	2,118	389	18.4%
販売農家	戸	6,058	7,137	1,079	15.1%
専門農家	戸	797	682	115	16.9%
第1種兼業農家	戸	359	460	101	22.0%
第2種兼業農家	戸	4,902	5,995	1,093	18.2%
農家人口	人	35,281	42,270	6,989	16.5%
男	人	17,385	20,772	3,387	16.3%
女	人	17,896	21,498	3,602	16.8%
耕地面積等					
耕地面積	ha	8,980	9,380	400	4.3%
田	ha	6,620	6,790	170	2.5%
畑	ha	2,360	2,590	230	8.9%
作付延べ面積	ha	7,190	7,600	410	5.4%
耕地利用率	%	80.1%	81.0%	1.0	-
耕作未利用地	ha	1,790	1,780	10	0.6%
耕作未利用率	%	19.9%	19.0%	1.0	-
農業産出額及び助成金等					
農業産出額					
米	千万円	515	611	96	15.7%
(全体に占める割合)	%	(45.7%)	(48.4%)	(2.7)	-
野菜	千万円	290	306	16	5.2%
果樹	千万円	44	43	1	2.3%
畜産	千万円	204	210	6	2.9%
その他	千万円	74	92	18	19.6%
計	千万円	1,127	1,262	135	10.7%
水田農業に関する助成金					
地域協議会・JAを經由	千万円	12	2.9	9	306.9%
商系米穀集荷業者等を經由	千万円	-	-	-	-
青果物価格安定対策補助金	千万円	2	4	2	50.0%
合計	千万円	1,141	1,269	128	10.1%

		H17年	H12年	増減	比率(%)
耕作放棄地	ha	967	846	121	14.3%

平成20年度		
認定農業者数	経営体	248
エコファーマー認定件数	件	511

農業産出額については、端数処理や統計上、標本数が少ない場合公表・集計の対象としておらず、金額が単位に満たないものを「0」として表すため、計・合計が一致しないことがある。

耕作放棄地は増加している。